

# 「相続税の達人」操作研修会

2024年9月24日

第三公共事業本部 デジタルプラットフォーム事業部

第三システム統括部 第三営業担当(税務サービスG)

# Index

1. 税制改正と機能追加
2. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）
3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）
4. 「電子申告の達人」基本操作
5. 新サービス 達人Cube「不動産評価」のご紹介
6. その他

# 01.

## 税制改正と機能追加

# 1. 税制改正と機能追加（相続税の達人）

## 【令和06年分以降用税制改正】

### 1. 帳票の新規追加

様式番号	様式名称
第11表の付表1	相続税がかかる財産の明細書（土地・家屋等用）
第11表の付表2	相続税がかかる財産の明細書（有価証券用）
第11表の付表3	相続税がかかる財産の明細書（現金・預貯金等用）
第11表の付表4	相続税がかかる財産の明細書（事業（農業）用財産・家庭用財産・その他の財産用）

### 2. 帳票の削除

様式名称
税務代理権限証書（※1）
税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面

※1：削除する帳票は旧様式のみです。

### 3. 帳票の新様式への対応

詳細は達人Cubeの情報コミュニティに掲載の「[利用ガイド](#)」にてご確認ください。

# 1. 税制改正と機能追加（相続税の達人）

## 【令和06年分以降用税制改正】

### 4. 相続開始日による帳票の切り替え

「第4表の付表 相続税額の加算金額の計算書付表」において、相続開始日が「令和6年3月31日以前」と「令和6年4月1日以後」により、自動的に新旧切り替わるよう処理を追加

### 5. 【相続人の新規登録／変更】画面の変更

【相続人の新規登録／変更】画面において、【特定計画山林相続人等】を追加

相続人の新規登録

相続人コード:

フリガナ:

氏名:   共同申告しない

法人個人区分:

個人番号:

生年月日: 年 月 日

年齢:  入力  歳

性別:

続柄:

被相続者名:

被相続者の続柄:

職業:

郵便番号:  -

住所:

電話番号:  -  -

メールアドレス:

利用者識別番号 (e-Tax):

取得原因:  相続  遺贈  相続特種算課税

相続放棄:

配偶者税額控除の適用:  入力

2割加算の適用:  入力

未成年者控除の適用:  入力

障害者控除の適用:

農業相続人:

経営承継人:

特例経営承継人:

林業経営相続人:

医療法人持分相続人等:

表証相続人:

特例事業相続人等:

特定計画山林相続人等:

死亡相続人:

相続開始年月日: 年 月 日

延納申請:

物的申請:

代理人区分:

代理人氏名:

代理人住所:

ヘルプ F1

参照 F3

履歴 F6

未成年者 F8

障害者 F9

漢字 F12

Ctrl+Q 確定

ESC 取り消し

← 項目の追加

# 1. 税制改正と機能追加（相続税の達人）

## 【令和06年分以降用税制改正】

### 6. 【財産の新規登録／変更】画面の変更

4ページ「1. 帳票の新規追加」に伴い、「第11表 相続税がかかる財産の明細書」から表示されていた【財産の新規登録／変更】画面を、「（1）対応帳票の新規追加」の各帳票から表示するよう変更。本変更に伴い、各帳票で表示される【財産の新規登録／変更】画面を変更

※各帳票で表示される【財産の新規登録／変更】画面は、各様式に伴い異なります。

※「第11表の付表1」において、「相続税の達人（令和06年分以降用）」（Ver:1.0.0.0）で「旧プログラムデータのコンバート」をした場合、従来の【財産の新規登録／変更】画面－【所在場所等】は、今回追加した【参考：旧様式項目 所在場所等】に反映します。

帳票には反映しないので、必要に応じて【所在場所】に入力し直してください。

■ 画像は「第11表の付表1」から表示される【財産の新規登録】画面です。

The screenshot shows a software window titled '財産の新規登録' (Property Registration). The window contains several input fields and checkboxes. Red boxes highlight the following areas:

- The '種類' (Type) dropdown menu.
- The '面積' (Area) input field.
- The '取得利用権の割合' (Ratio of Acquisition Right of Use) input field.
- The '持分割合' (Share Ratio) input field.
- The '利用区分' (Usage Classification) dropdown menu.
- The '国外財産に該当' (Corresponds to Foreign Property) checkbox.
- The '郵便番号' (Postal Code) input field.
- The '所在場所' (Location) input field, which includes sub-fields for '都道府県' (Prefecture), '市区町村' (City/Town/Village), '大字・丁目' (Large Character/Chome), and '地番又は家屋番号' (Lot Number or House Number).
- The '参考：旧様式項目 所在場所等' (Reference: Old Style Item Location, etc.) input field.

← 項目の追加及び変更

# 1. 税制改正と機能追加（相続税の達人）

## 【令和06年分以降用税制改正】

### 7. 「第11の2表」の変更

「第11の2表 相続時精算課税適用財産の明細書／相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書」において、受贈者は一人1枚ずつ帳票に記載するよう変更。本変更に伴い、以下のとおり変更

#### ①ボタンの追加

- ・ツールボタン [受贈者一覧] を追加。クリックすると [受贈者一覧] 画面が表示され、該当の受贈者を選択し、[確定] ボタンをクリックすると、該当の受贈者の帳票が表示されます。

The image shows a sequence of three screenshots from a software application, illustrating the process of adding a button and displaying a receipt for a specific donee.

**Top Screenshot:** The main application window is shown. A red box highlights a new button labeled "受贈者一覧" (Donee List) in the toolbar. A red arrow points to it with the text "ボタンの追加" (Add button).

**Middle Screenshot:** A dialog box titled "相続人一覧" (Donee List) is displayed. It contains a table with columns for "ID" and "氏名" (Name). The entry "相続 花子" (Inheritance Hanako) is selected. A red box highlights the "確定" (Confirm) button. A red arrow points to it with the text "画面の追加" (Add screen).

**Bottom Screenshot:** The main application window is shown again. The toolbar now displays "相続 花子" (Inheritance Hanako) instead of the button. A red box highlights this entry. A red arrow points to it with the text "該当の受贈者の帳票を表示" (Display receipt for the corresponding donee).

Additional annotations in red text and arrows indicate the flow: "クリックして表示" (Click to display) points from the top screenshot to the middle one, and "該当の受贈者を選択して [確定] ボタンをクリック" (Select the corresponding donee and click the [Confirm] button) points from the middle screenshot to the bottom one.

# 1. 税制改正と機能追加（相続税の達人）

## 【令和06年分以降用税制改正】

### ②画面の追加

- ・ [被相続人から初めて相続時精算課税に係る贈与を受けた年分（相続時精算課税選択届出書の提出に係る年分）] をダブルクリックして表示される [年] 画面を追加

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に贈与を受けた人ごとに記入します。		
贈与を受けた人の氏名	被相続人から初めて相続時精算課税に係る贈与を受けた年分（相続時精算課税選択届出書の提出に係る年分）	相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称
相続 花子		

ダブルクリックして表示

画面の追加

### ③画面の変更

- ・ ツールボタン [付表作成] をクリックして表示される [付表作成] 画面において、「又は「特定受贈森林計画経営計画対象山林である特定計画山林」」及び「、「第11・11の2表の付表4」」を削除

【令和05年分以降用】

【令和06年分以降用】

← 文言の削除

# 1. 税制改正と機能追加（相続税の達人）

## 【令和06年分以降用税制改正】

- ・ [2 相続時精算課税適用財産の明細] の各明細行をダブルクリックして表示される [相続時精算課税適用財産の登録] 画面において、  
[贈与を受けた人] を削除



## 8. 「第11・11の2表の付表4」の変更

「第11・11の2表の付表4 特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細」において、一人の被相続人に対して、相続人は一人1枚ずつ帳票に記載するよう変更。本変更に伴い、以下のとおり変更

### ①「特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の削除

- ・ ツールボタン [別紙へ] をクリックして表示される「特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」を削除  
本削除に伴い、ツールボタン [別紙へ] 及び [帳票設定] を削除

# 1. 税制改正と機能追加（相続税の達人）

## 【令和06年分以降用税制改正】

### ② ツールボタンの追加

- ・「別紙へ」「帳票設定」ボタンを削除し、以下のツールボタンを追加

ボタン
「前ページ」、「次ページ」、「ページ切替」、「ページ追加」、「山林相続人一覧」

### ③ ファンクションキーの変更

- ・ [F4/入力切替] ボタンを削除
- ・ [F5/機能メニュー] において、[06/別紙] 及び [07/帳票設定] を削除し、以下の機能メニューを追加

機能メニュー
「06/前ページ」、「07/次ページ」、「08/ページ切替」、「09/ページ追加」、「10/山林相続人一覧」

- ・以下のファンクションキーを追加

ボタン
「F6/新規登録（※1）」、「F6/挿入（※2）」、「F7/削除」、「F8/↑上へ」、「F9/↓下へ」

※1： [1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細] の各明細行を選択している場合に表示されます。

※2： [2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細] の各明細行を選択している場合に表示されます。

# 1. 税制改正と機能追加（相続税の達人）

## 【令和06年分以降用税制改正】

### ④画面の追加

- ・ [F6／新規登録] ボタンをクリックすると表示される [特定経営森林計画対象山林一覧] 画面を追加

森林経営計画の認定年月日 (認定番号)	所在地	立木・土壌等の別	面積	立木又は土壌等の面積	②のうち特別の付帯として選択した立木又は土壌等の面積	③	④	⑤
合計								

→  
クリックして表示

コード	森林経営計画の認定年月日	認定番号	所在地	面積
0080	20200202	1234		

# 1. 税制改正と機能追加（相続税の達人）

## 【令和06年分以降用税制改正】

### 9. 「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」の変更

ツールボタン [帳票設定] をクリックして表示される [帳票設定] 画面で、[帳票の作成状態より自動設定する] を選択している場合、[その他] において以下を変更

#### ① 対応帳票の新規追加

・以下の帳票を対応帳票に新規追加。「第4表の付表」は、相続開始日が「令和6年3月31日以前」の場合のみです。

対応帳票	
第4表の付表	相続税額の加算金額の計算書（付表）
第11表の付表1	相続税がかかる財産の明細書（土地・家屋等用）
第11表の付表2	相続税がかかる財産の明細書（有価証券用）
第11表の付表3	相続税がかかる財産の明細書（現金・預貯金等用）
第11表の付表4	相続税がかかる財産の明細書（事業（農業）用財産・家庭用財産・その他の財産用）

#### ② [提出区分] の変更

・「第3表」及び「第12表」において、[提出区分] を [郵送等] ではなく [電子] にチェックを付けるよう変更

そ の 他	申告書(相続税)	第3表	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	申告書(相続税)	第4表の付表(令和8年1月分以降用)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	申告書(相続税)	第11表の付表1	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	申告書(相続税)	第11表の付表2	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

→ [電子] にチェックを付けるよう変更

# 1. 税制改正と機能追加（相続税の達人）

## 【機能追加】

### 1. 達人Cube「データ収集・配信」との連携機能の追加（達人Cube「データ収集・配信」ご契約の方限定）

達人Cube「データ収集・配信」との連携機能を追加

本追加に伴い、データのインポート機能において、達人Cube「データ収集・配信」で登録した該当の収集ファイルを取り込めるよう対応し、以下のとおり変更しました。

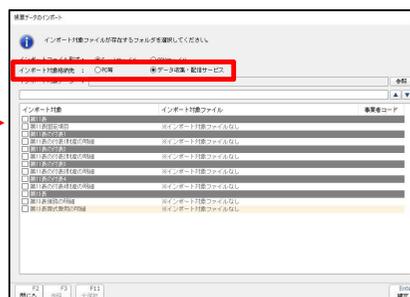
※「達人Cube」にログインしている場合に、達人Cube「データ収集・配信」との連携ができます。

#### ① [帳票データのインポート] 画面の変更

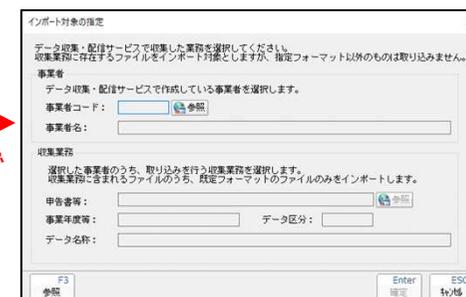
- ・ [データのインポート] 画面で [帳票データのインポート] を選択し、[確定] ボタンをクリックして表示される [帳票データのインポート] 画面に [インポート対象格納先] を追加  
[インポート対象格納先] で [データ収集・配信サービス] を選択し、[参照] ボタン又は [F3/参照] ボタンをクリックすると [インポート対象の指定] 画面が表示されるので、インポートするデータを指定します。



**[帳票データのインポート] を選択して [確定] ボタンをクリック**



**[インポート対象格納先] で [データ収集・配信サービス] を選択して [参照] ボタンをクリック**



# 1. 税制改正と機能追加（相続税の達人）

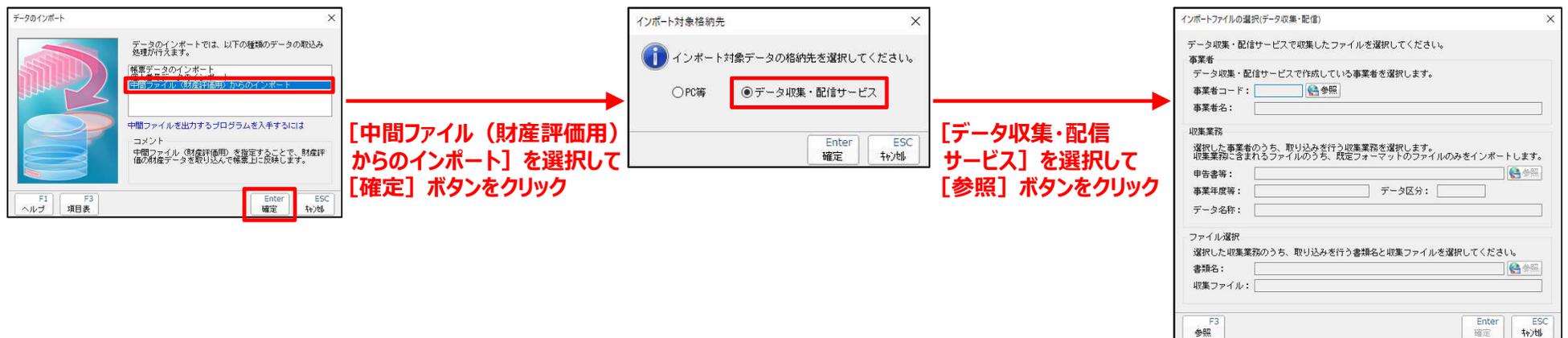
## 【機能追加】

### ② [インポート対象格納先] 画面の追加

- ・ [データのインポート] 画面で [中間ファイル（財産評価用）からのインポート] を選択し、[確定] ボタンをクリックすると表示される [インポート対象格納先] 画面を追加

[インポート対象格納先] 画面で [データ収集・配信サービス] を選択し、[確定] ボタンをクリックすると [インポートファイルの選択（データ収集・配信）] 画面が表示されるので、インポートするデータを選択します。

※ [インポート対象格納先] 画面で [PC等] を選択した場合、従来の [データインポート] 画面が表示されます。



# 1. 税制改正と機能追加（相続税の達人）

## 【機能追加】

### 2. 各画面の変更

・各画面の元号のプルダウンにおいて、最新の「令和」を一番上に表示するよう変更

■ 画像は「新規作成」画面です。



→ 最新の「令和」を一番上に表示

### 3. 電子申告について

本プログラムの公開に伴う「電子申告の達人」（国税／地方税）は、2024年9月21日（土）に提供

# 1. 税制改正と機能追加（財産評価の達人）

## 【令和06年分以降用税制改正】

### 1. 対応帳票の新規追加

「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」を対応帳票に新規追加

本帳票を土地及び土地の上に存する権利の計算で使用する場合、業務メニュー [土地の評価明細書の作成] - [土地及び土地の上に存する権利] - 「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）」から作成できます。また、倍率方式の土地の計算で使用する場合、業務メニュー [土地の評価明細書の作成] - [倍率方式による土地の登録] の「土地（倍率方式）一覧表」から作成できます。

本追加に伴い、以下のとおり画面を変更

※以下の「① [利用区分] 画面の変更」及び「② [土地（倍率方式）の新規登録/変更] 画面の変更」において、チェックを外すと入力したデータが削除されます。

#### ① [利用区分] 画面の変更

- ・「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）」の [利用区分] をダブルクリックして表示される [利用区分] 画面に [「区分所有補正率の計算明細書」を作成する] を追加

クリックしてチェックを付けると、「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」を作成できます。

地目	地積	路線価			
		正面	側方	側方	裏面
宅地 山林 田 畑 (雑種地)	m	円	円	円	円
間口距離	m	利用区分	自用地 貸宅地 貸家建付地 借地権	私道 貸家建付借地権 転貸借地権	地区区分
奥行距離	m				

ダブルクリックして表示

利用区分

自用地  私道

貸宅地  貸家建付借地権

貸家建付地  転貸借地権

借地権

「区分所有補正率の計算明細書」を作成する

「自由の土地を支払っている場合等の利用明細書」を作成する

「定期借地権等の評価明細書」を作成する

F1 ヘルプ F12 漢字 Ctrl+D 確定 ESC 転/地

項目の追加

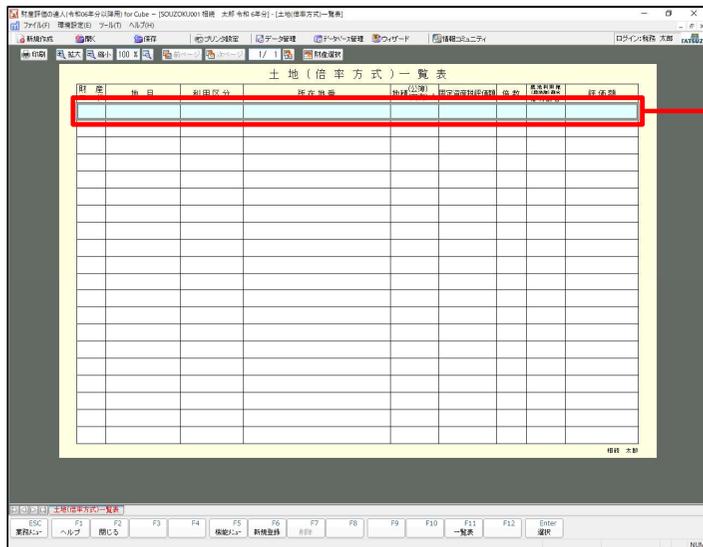
# 1. 税制改正と機能追加（財産評価の達人）

## 【令和06年分以降用税制改正】

### ② [土地（倍率方式）の新規登録／変更] 画面の変更

- ・「土地（倍率方式）一覧表」の各明細行をダブルクリックして表示される「土地（倍率方式）の新規登録／変更」画面に「区分所有財産に係る敷地利用権に該当する」を追加。クリックしてチェックを付けると「[区分所有補正率の計算明細書]を作成する」にチェックが付き、「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」を作成できます。

■ 画像は「土地（倍率方式）の新規登録」画面です。



ダブルクリックして表示

土地（倍率方式）の新規登録

財産コード: 0001 -  相続税・贈与税へ連動する 固定資産税評価額: [ ]

地目: [ ] 倍率: [ ] × [ ]

入力 価値:  入力

利用区分: [ ] 参照

所在地番: [ ] 参照

地積(公簿): [ ] m<sup>2</sup>

地積(実測): [ ] m<sup>2</sup>

共有持分: [ ] / [ ]

区分所有財産に係る敷地利用権に該当する  
 「区分所有補正率の計算明細書」を作成する

敷地利用権(敷地権):  入力 [ ] / [ ]

価値:  入力 [ ]

居住用の区分所有財産に該当する

区分所有補正率: [ ]

価値:  入力 [ ]

権利割合: [ ]

評価額:  入力 [ ]

F1 ヘルプ F3 参照 F6 項目挿入 F12 漢字 Ctrl+Enter 確定 ESC 特記

← 項目の追加

# 1. 税制改正と機能追加（財産評価の達人）

## 【令和06年分以降用税制改正】

- ・「区分所有補正率の計算明細書」を作成する］及び「居住用の区分所有財産に該当する」をクリックしてチェックを付けた場合、「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」の各項目を「土地（倍率方式）の新規登録／変更」画面の以下の項目に反映します。

【土地（倍率方式）の新規登録／変更】画面 チェック項目	居住用の区分所有財産の評価に係る 区分所有補正率の計算明細書 連動項目	【土地（倍率方式）の新規登録／変更】画面 反映項目
「区分所有補正率の計算明細書」を作成する	⑦敷地権の割合（共有持分の割合）	敷地利用権（敷地権）の割合
居住用の区分所有財産に該当する	⑫区分所有補正率	区分所有補正率

また、「土地（倍率方式）の新規登録／変更」画面の「敷地利用権（敷地権）の割合」は、「土地（倍率方式）一覧表」及び「土地一覧表」の「敷地利用権（敷地権）割合」、並びに「財産一覧表」の「評価額」の上段の左側に反映します。

■ 画像は「土地（倍率方式）一覧表」に反映した場合です。

**帳票の項目を反映**

財産コード	地目	利用区分	所在地番	地積(公簿) (実測)㎡	固定資産税評価額	倍数	敷地利用権 (敷地権)割合	評価額
0001	宅地	自用地 (居住用)	埼玉県〇〇市 〇〇123番地	3,630,3000 3,630,3000	181,990,821	1.00	6,319,150,000	1,474,198

**【確定】ボタンをクリック**

「敷地利用権（敷地権）の割合」を反映

# 1. 税制改正と機能追加（財産評価の達人）

## 【令和06年分以降用税制改正】

### 2. 帳票の新様式への対応

対応帳票
土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）
定期借地権等の評価明細書（表）
土地（倍率方式）一覧表
財産一覧表
土地一覧表

### 3. 画面の変更／追加

「1. 対応帳票の新規追加」及び「2. 帳票の新様式への対応」に伴い、以下の各帳票の画面を変更／追加

#### ①土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）

・以下の項目をダブルクリックして表示される各画面において、[該当記号の選択] の項目のアルファベットを以下のとおり変更

項目・画面	項目	
	変更前	変更後
貸家建付借地権、転貸借地権	U、AB	W、AD
転借権	U、V、AB	W、X、AD
借家人の有する権利	U、X、AB	W、Z、AD
権利が競合する場合の土地	R、T	T、V
他の権利と競合する場合の権利	U、Z	W、AB

■ 画像は [貸家建付借地権] 画面です。



# 1. 税制改正と機能追加（財産評価の達人）

## 【令和06年分以降用税制改正】

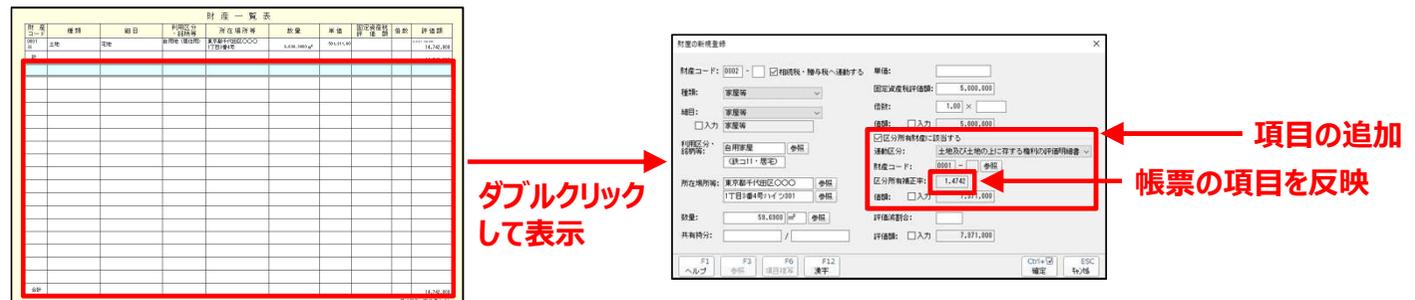
### ②土地（倍率方式）一覧表

- ・ [帳票切替] 画面を追加。 [居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書] をクリックして選択し、 [確定] ボタンをクリックすると切り替えできます。本追加に伴い、 [F5/機能メニュー] - [05/帳票切替] を追加



### ③財産一覧表

- ・各明細行をダブルクリックして表示される [財産の新規登録/変更] 画面において、 [種類] を [家屋等] にした場合、 [区分所有財産に該当する] を表示するよう変更。クリックしてチェックを付けると、該当の [連動区分] 及び [財産コード] を選択できます。また、 [区分所有補正率] は、選択した [財産コード] の「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」の [⑫区分所有補正率] を反映します。



# 1. 税制改正と機能追加（財産評価の達人）

## 【令和06年分以降用税制改正】

### 4. 連動項目の追加

「2. 帳票の新様式への対応」に伴い、以下の各帳票の項目において、連動項目として「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）」の「区分所有財産に係る敷地利用権の評価額」－「R」及び「S」の「（自用地の評価額）」を追加

帳票	項目
相当の地代を支払っている場合等の土地及び土地の上に存する権利の評価明細書	当年の自用地価額（A）
定期借地権等の評価明細書（表）	〔3〕〔自用地としての価額〕下段
配偶者居住権等の評価明細書	〔相続税評価額（建物に賃借権のない単独所有）〕及び〔相続税評価額（単独所有）〕（〔所在地番（住居表示）〕をダブルクリックして表示される〔評価の基礎となる土地情報〕画面－〔連動区分〕で〔土地及び土地の上に存する権利の評価明細書の以下の財産より転記〕を選択した場合の〔土地情報〕）

■ 画像は「相当の地代を支払っている場合等の土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」です。

相当の地代の年額 ①	当年の自用地価額 (A)	前年の自用地価額	前々年の自用地価額	円	0
	$\text{前年の自用地価額} + \text{前々年の自用地価額} \times 0.06$				
借地権割合 ②	実際の地代の年額 ③	円	通常地代の年額 ④	円	0

連動項目の追加

### 5. データエクスポート機能の追加

「1. 対応帳票の新規追加」－「②〔土地（倍率方式）の新規登録／変更〕画面の変更」に伴い、データのエクスポート機能において、CSVファイルの項目に「敷地利用権（敷地権）割合」を追加

# 1. 税制改正と機能追加（財産評価の達人）

## 【機能追加】

### 1. データのインポート／エクスポート機能の追加／変更

#### ①業務メニュー [データのインポート] の追加



# 1. 税制改正と機能追加（財産評価の達人）

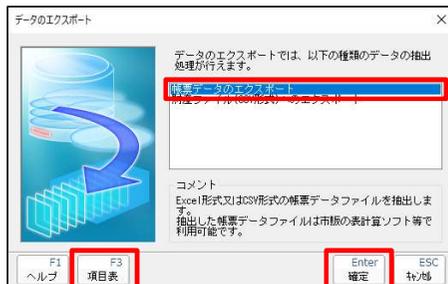
## 【機能追加】

### ② [データのインポート/エクスポート] 画面の変更

データのインポート/エクスポート機能において、以下の帳票データの取り込み及び出力ができるよう、[データのインポート/エクスポート] 画面に [帳票データのインポート/エクスポート] を追加。さらに、[データのインポート/エクスポート] 画面に [F3/項目表] ボタンを追加しました。クリックすると、インポート/エクスポートの対象項目及び仕様が確認できます。

対応帳票
上場株式の評価明細書
財産一覧表

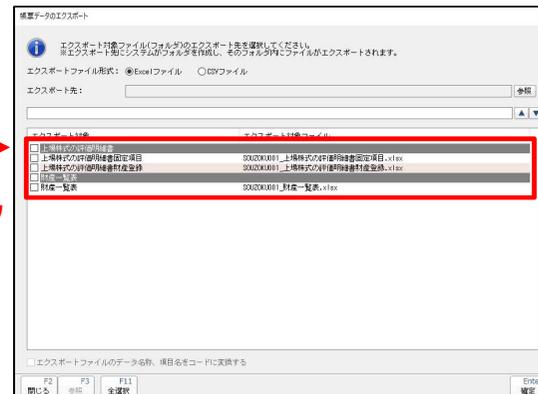
■ 画像は [データのエクスポート] 画面です。



[F3/項目表]  
ボタンの追加

← 項目の追加

[帳票データのエクスポート] を  
選択して [確定] ボタンをクリック



← 帳票の追加

# 1. 税制改正と機能追加（財産評価の達人）

## 【機能追加】

### 2. 各画面の変更

#### ①サイズ及びボタンの配置の変更

- ・以下の画面において、サイズ及びボタンの配置を変更

画面
検索（事業者一覧）
株式の所有状況
帳票設定

■ 画像は [検索（事業者一覧）] 画面です。



← 配置の変更

#### ②元号の表示の変更

- ・元号のプルダウンにおいて、最新の [令和] を一番上に表示するよう変更

■ 画像は [新規作成] 画面です。



← 最新の [令和] を一番上に表示

# 1. 税制改正と機能追加（財産評価の達人）

## 【機能追加】

### 3. かけ地割合計算の変更（カスタマイズオプション限定）

「財産評価の達人」カスタマイズオプションに限定した機能である、かけ地割合計算において、[⑩容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地の指定]で[控除割合]を計算後、[⑨路線価の指定]の[正面該当]が切り替わった場合の計算に対応しました。

### 4. その他

・本プログラムの公開に伴い、連動コンポーネントも同日に提供しています。本プログラムで「相続税の達人（令和06年分以降用）」及び「贈与税の達人（令和05年分以降用）」とのデータ連動をご利用の場合は、必ず最新の連動コンポーネントをインストールしてください。なお、「財産評価の達人（令和06年分以降用）」（Ver:1.0.0.0）の中間ファイルは、「相続税の達人（令和06年分以降用）」（Ver:1.0.0.0）に取り込みができません。

また、「相続税の達人from財産評価の達人（令和06年分以降用）」において、「財産評価の達人（令和06年分以降用（Ver:1.1.0.1）の[財産の新規登録/変更]画面で以下の[細目]を選択している場合、「相続税の達人（令和06年分以降用）」（Ver:1.0.0.0）の[財産の変更]画面の[細目]には、それぞれ以下を出力します。

財産評価の達人		相続税の達人	
種類	細目	種類	細目
現金、預貯金等	現金	現金、預貯金等	現金、預貯金等
	預貯金		
家庭用財産	空欄	家庭用財産	家庭用財産

# 1. 税制改正と機能追加（財産評価の達人）

## 【機能追加】

### 5. 電子申告について

本プログラムの公開に伴う「電子申告の達人」（国税）は、2024年9月21日（土）に提供  
以下の帳票は「財産評価の達人（令和06年分以降用）」で作成して、相続税の手続きのみ電子申告できます。  
達人Cube「アップデート」から最新バージョンの「電子申告の達人」をインストールしてください。

対応帳票
土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）
土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）
居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書

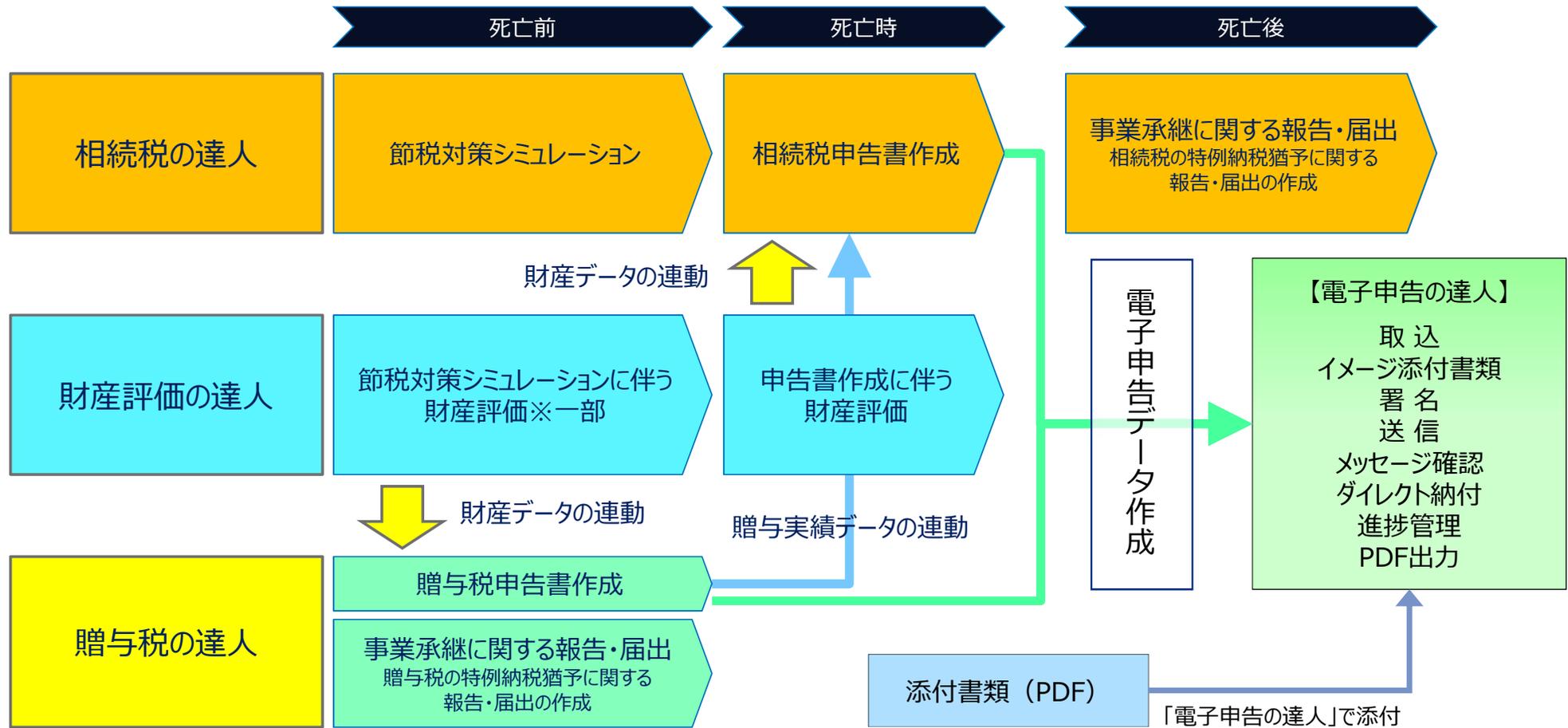
※贈与税の手続きに対応した「電子申告の達人」は、2025年1月に提供予定です。

# 02.

## 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

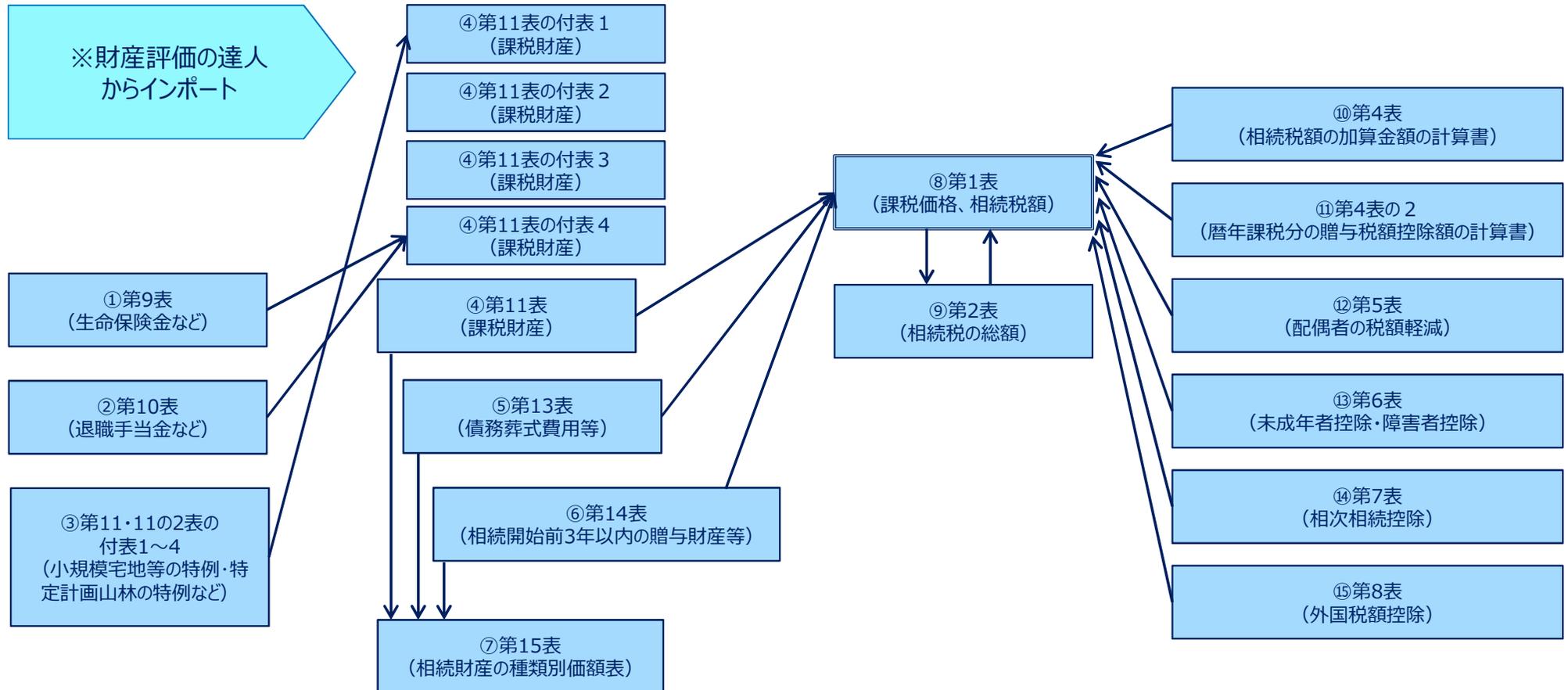
## 2. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

### ■ 達人シリーズが考える相続税申告に至る流れ



## 2. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

### ■ 相続税申告書記載の順序（「相続税の申告のしかた・一般の場合」に一部加筆）

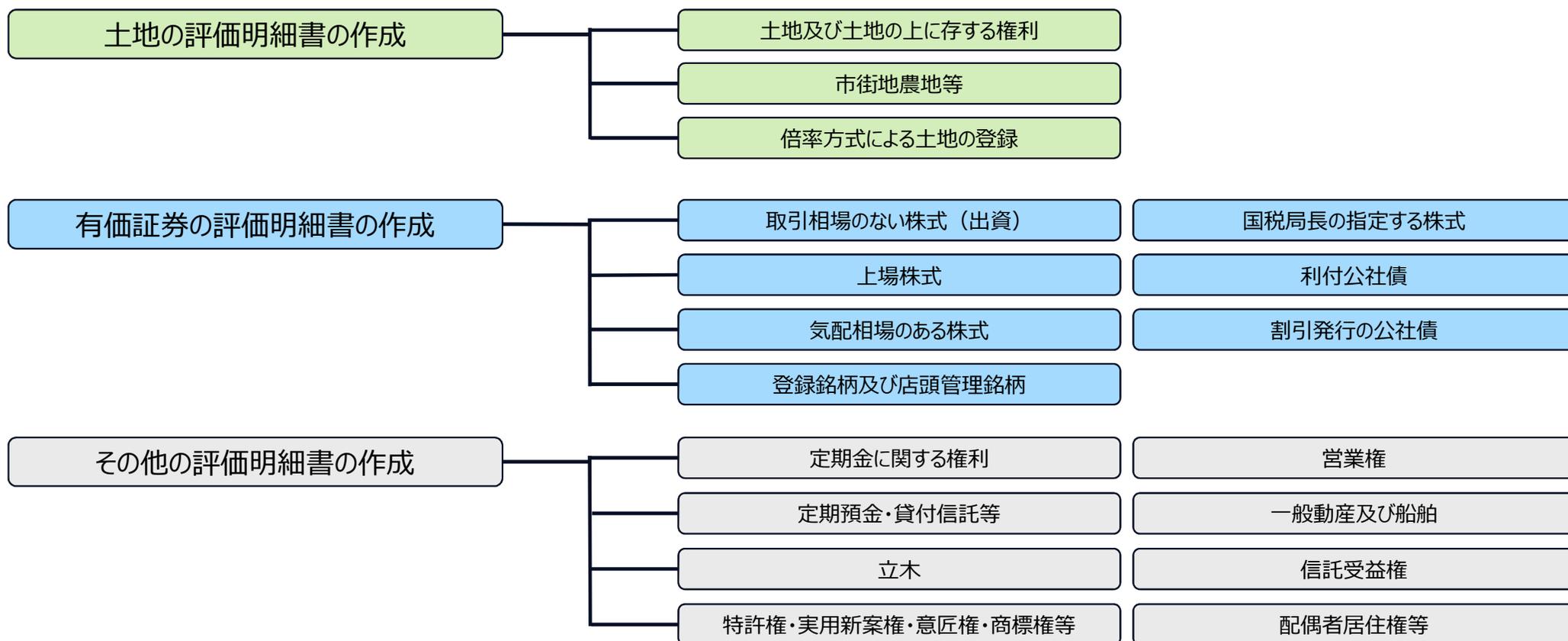


※「財産評価の達人」の契約が必要になります。

## 2. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

### 【財産評価の達人】

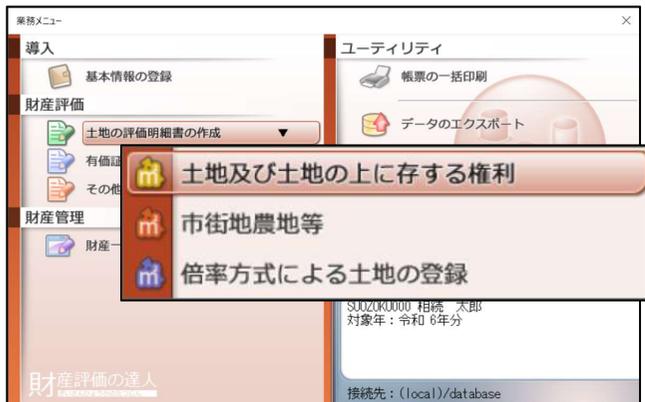
「財産評価の達人」で作成した各種評価明細書データを相続税の達人へ取り込み、シミュレーションを行います。



## 2. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

### 【財産評価の達人】

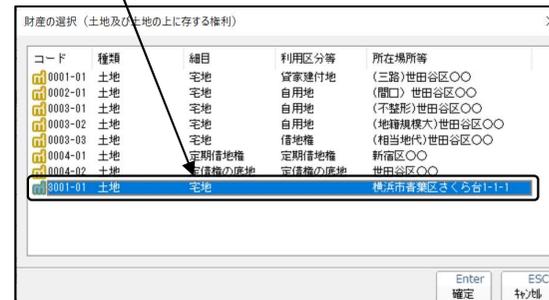
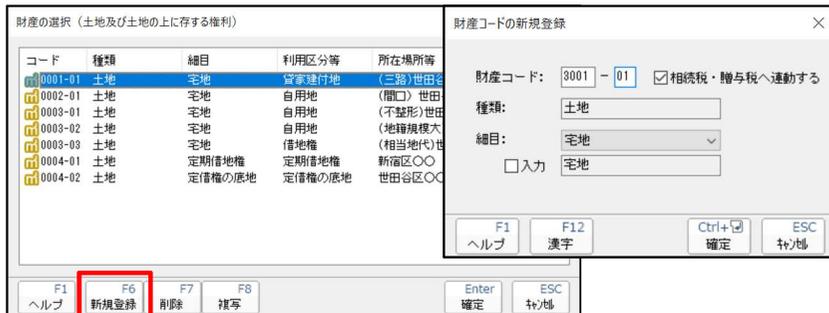
#### 1) 資産の新規登録（入力例：土地及び土地の上に存する権利の評価明細書）



3001-01 横浜市青葉区さくら台

01 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第1表)

(住居表示) 所在地番	横浜市青葉区さくら台1-1-1	所有者 住所 (所在地) 氏名 (法人名)	使用者 住所 (所在地) 氏名 (法人名)
地目	宅地 (山林 雑種地)	積	路
正面	側方	側方	裏面
間口距離	奥行距離	利用区分	地区区分
自用地 貸宅地 貸家建付地 借地権 私道 貸家建付借地権 転貸借地権 普通住宅地区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区 中小工場地区 大工場地区		地形図及び参考事項	



- ・財産を登録する際には、「新規登録」で追加します。
  - ・「財産コードの新規登録」画面で、資産の種類、細目を設定します。
- ※ここでの種類、細目が財産一覧表で区分として使用されます。

- ・評価明細書の所在地番を変更すると、それに紐づく財産の所在場所等も変更されます。
- ・評価明細書の「地目」を変更しても、それに紐づく財産の細目は変更されません。

## 2. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

入力例：土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

### 2) 個別解説 第1表 ①（手入力）

0001-01 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第1表)

局(所) 6 年分

所在地番 (三路)世田谷区〇〇

住所 (所在地) 埼玉県春日部市〇〇 3丁目5番16号

所有者 氏名 相続 太郎

利用者 氏名 相続 太郎

地目	地積	正面	側方	側方	背面	地積	添付の地図を参照
宅地 田 畑	山林 雑種地	880,000.0000	260,000	210,000	200,000		
間口距離	奥行距離	34.00	90.00				
利用区分	用途	自用地	私道	転貸借地権	借地権		
地区区分	地区区分	ビル街地区	高度商業地区	中小工場地区	雑種商業・併用住宅地区		
1 路線に面する宅地 (正面路線価)						(1㎡当たりの価額) 円	A
2 二路線に面する宅地 (側方路線価)						(1㎡当たりの価額) 円	B
260,000 円 + (210,000 円 × 0.93 × 0.05) ×						265,859	

国税局一覧

検索: 国税局 都道府県: 茨城県 1件が該当しました

国税局一覧

関東信越国税局

詳細情報

名称: 関東信越国税局 (かんとうしんえつこくぜいきょく)

郵便番号: 330-8719

住所: 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

電話番号: 048-800-3111

管轄地域: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県

局(所)は「F3:参照」をクリックし、国税局一覧から選択します。

地目

宅地  山林

田  畑

F1 ヘルプ F12 漢字 Ctrl+ 確定 ESC キャンセル

地目を選択します。  
※複数の地目を選択できます。

地積

地積: 880,000.0000 m<sup>2</sup>

共有持分: /

不整形地等の計算上の地積(※): m<sup>2</sup>

※「不整形地」や「がけ地」等所有権のない他の宅地等と一体利用で評価する場合は、ここに入力してください。

F1 ヘルプ Ctrl+ 確定 ESC キャンセル

地積を入力します。  
※不整形地等で所有権のない他の宅地等と一体利用で評価する場合は、ここに入力します。

路線価、間口距離及び奥行距離

路線価

正面: 260,000

側方: 210,000

背面: 200,000

間口距離及び奥行距離

間口距離: 34.00 m

奥行距離:  入力 20.00 m

F1 ヘルプ Ctrl+ 確定 ESC キャンセル

路線価を入力します。  
間口距離と奥行距離を入力します。  
※正面路線価の自動判定は行いません。

税務署一覧

検索: 税務署 都道府県: 埼玉県 15件が該当しました

税務署一覧

春日部税務署

詳細情報

名称: 春日部税務署 (かすかべぜいしょ)

郵便番号: 344-8686

住所: 春日部市大沼-12-1

電話番号: 048-733-2111

管轄地域: 春日部市、久喜市、さいたま市の一部(岩槻区)、幸手市、蓮田市、北葛飾郡の一部(杉戸町)、白岡市、南埼玉郡(舊代町)

F5 検索 Enter 確定 ESC キャンセル

署は「F3:参照」をクリックし、税務署一覧から選択します。

## 2. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

入力例：土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

### 2) 個別解説 第1表 ①（手入力）

0001-01 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第1表)

局(所) 関東信託局 春日部 6 年分 ページ

(住居表示) 世田谷区〇〇1110番地	住所 埼玉県春日部市〇〇3丁目5番16号	住所 埼玉県春日部市〇〇3丁目5番16号
所在地番 (三路)世田谷区〇〇	所有者 氏名 相続 太郎	使用者 氏名 相続 太郎

地目	山林	地積	路線価			
			正面	側方	側方	裏面
宅地	山林	680,000.0000	20,000	260,000	210,000	200,000
田	雑種地					
畑						

間口距離 34.00m 利用区分 自用地 私道 貸宅地 貸家建付借地権 地区区分 ビル街地区 普通住宅地区 高度商業地区 中小工場地区 繁華街地区 大工場地区 普通商業・併用住宅地区

奥行距離 20.00m 借地権 ( ) 借地権 ( )

1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率) (1㎡当たりの価額) 円  
260,000 円 × 1.00 260,000 A

2 二路線に面する宅地 (側方路線価) (奥行価格補正率) (側方路線価加算率) (1㎡当たりの価額) 円  
260,000 円 + ( 210,000 円 × 0.93 × 0.03 ) × 265,859 B

利用区分

利用区分

自用型  私道

貸宅地  貸家建付借地権

貸家建付地  転貸借地権

借地権

「相当の地代を支払っている場合等の評価明細書」を作成する

「定期借地権等の評価明細書」を作成する

F1 ヘルプ F12 漢字 Ctrl+D 確定 ESC キャンセル

利用区分を選択します。  
※複数選択が可能です。  
※「相当の地代を支払っている場合等の評価明細書」、「定期借地権等の評価明細書」を作成する場合は、ここで選択します。

地区区分

入力なし  
ビル街地区  
高度商業地区  
繁華街地区  
普通商業・併用住宅地区  
普通住宅地区  
中小工場地区  
大工場地区

F1 ヘルプ  
Enter 確定  
ESC キャンセル

地区区分を選択します。  
※複数選択はできません。  
※補正率表の選択基準となっています。

## 2. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

入力例：土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

### 2) 個別解説 第1表 ①（手入力）

1	5-2 不整形地 (AからHまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※ 269,859 円 × 1.0000 ※不整形地補正率の計算 (想定整形地の開口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) m × m = m <sup>2</sup> (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (かけ地割合) (m <sup>2</sup> - 880,000.0000 m <sup>2</sup> ) ÷ m <sup>2</sup> = % (不整形地補正率表の補正率) (開口狭小補正率) (小敷点以下2位未満切捨て) (不整形地補正率) (奥行長大補正率) × 1.00 = 1.0000 ① (率、0.8を下線とする。) (奥行長大補正率) × 1.00 = 1.0000 ② 1.0000	(1㎡当たりの価額) 円	269,859
6	地積規模の大きな宅地 (AからFまでのうち該当するもの) 規模格差補正率※ ※規模格差補正率の計算 (地積(㊸)) (地積(㊹)) (地積(㊺)) (小敷点以下2位未満切捨て) (( (m <sup>2</sup> × ( ) + ( ) ) ÷ ( ) m ) × 0.8 = ( )	(1㎡当たりの価額) 円	
7	無道路地 (F又はGのうち該当するもの) (※) ※割合の計算(0.4を上限とする。) (正面路線面) (F又はGのうち該当するもの) (評価対象地の地積) (円 × ( ) m) ÷ (円 × ( ) m) = ( )	(1㎡当たりの価額) 円	
8-1	かけ地等を有する宅地 (AからHまでのうち該当するもの) (かけ地補正率) (南、東、西、北)	(1㎡当たりの価額) 円	
8-2	土砂災害特別警戒区域内にある宅地 (AからHまでのうち該当するもの) 特別警戒区域補正率※ ※かけ地補正率の適用がある場合の特別警戒区域補正率の計算(0.5を下線とする。) (特別警戒区域補正率表の補正率) (かけ地補正率) (小敷点以下2位未満切捨て)	(1㎡当たりの価額) 円	
9	容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからJまでのうち該当するもの) (規格外率(小敷点以下3位未満四捨五入))	(1㎡当たりの価額) 円	
10	私道 (AからFまでのうち該当するもの) 円 × 0.3	(1㎡当たりの価額) 円	
11	市街地農地等 (市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林、( )) (宅地とした場合の価額) (1㎡当たりの宅地定積算)	(1㎡当たりの価額) 円	
評価額の	自用 1平方メートル当たりの価額 (AからFまでのうち該当するもの) 円 ( F ) 269,859	地積 (自用 1㎡当たりの価額) × (地積) m <sup>2</sup> 680,000.0000	総額 (自用 1㎡当たりの価額) × (地積) 円 183,504,120,000

「不整形地」や「無道路地」などを入力する場合には、該当の箇所をダブルクリックし、「該当する」を選択してください。

※「不整形地補正率及びかけ地補正率の計算書」を作成する場合は、チェックを入れてください。

※「地積規模の大きな宅地」について、「該当する」を選択した場合、「適用要件チェックシート」が自動作成されます。

## 2. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

入力例：土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

### 2) 個別解説 第1表 ②（カスタマイズオプション「かげ地割合計算」による入力）

「かげ地割合計算」では、評価する土地の図面（公図、測量図など）の画像ファイルを取り込み、簡単な操作で想定整形地の自動作成及びかげ地割合の計算が行えます。

そのため、今まで多くの手間と時間がかかっていた不整形地の土地の評価の作業を大幅に効率化できます。

・価格：13,500円（税抜）

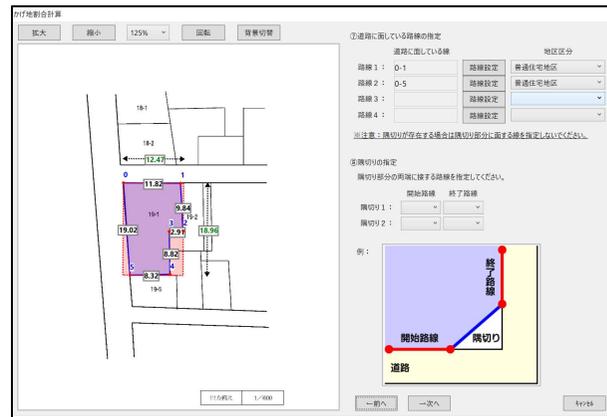
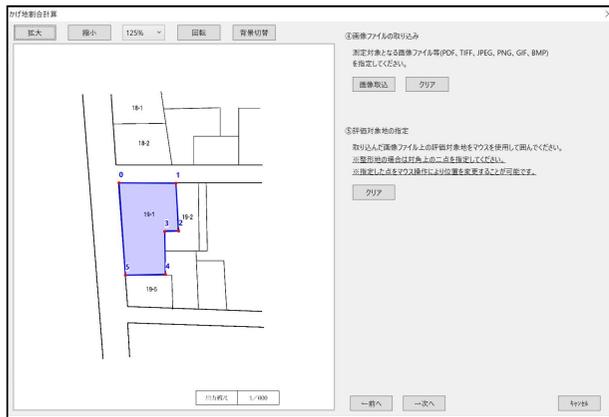
土地目録	面積	正面	側方	側方	背面	面積
宅地 山林 雑種地 畑	880,000.0000	260,000	210,000			200,000
間口距離	34.00					
奥行距離	20.00					
1-1 一路線に面する宅地 (正面路線価)	260,000	円 × 1.00				260,000
2 二路線に面する宅地 (A)	260,000	円 + (210,000 円 × 0.93 × 0.03)				265,859
3 三路線に面する宅地 (B)	265,859	円 + (200,000 円 × 1.00 × 0.02)				269,859
4 四路線に面する宅地 (C)		円 + ( )				
5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの)		円 × ( )				
5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの)	269,859	円 × 1.0000				269,859

・「かげ地割合計算」で計算された結果は、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）」に自動連動します。

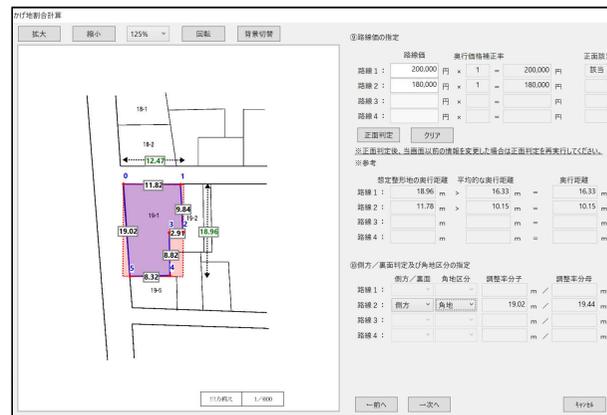
## 2. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

入力例：土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

### 2) 個別解説 第1表 ②（カスタマイズオプション「かげ地割合計算」による入力）



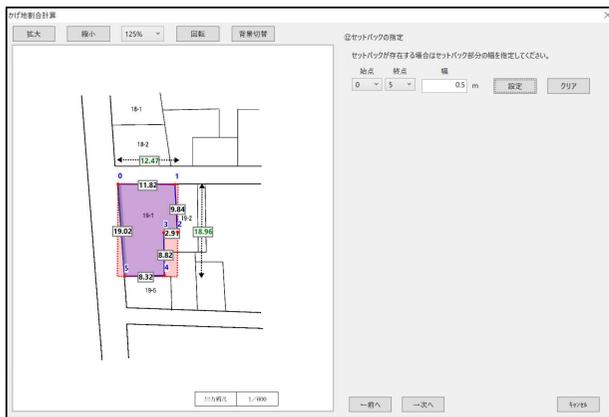
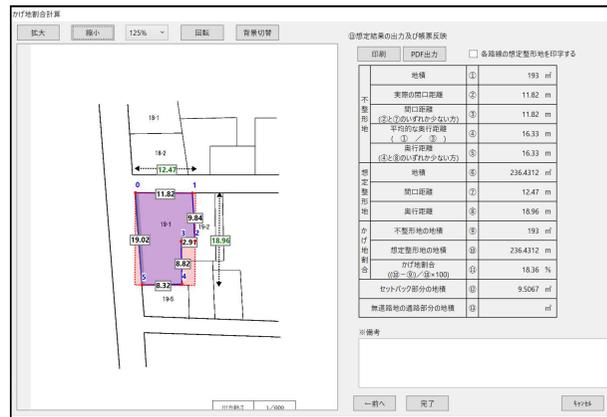
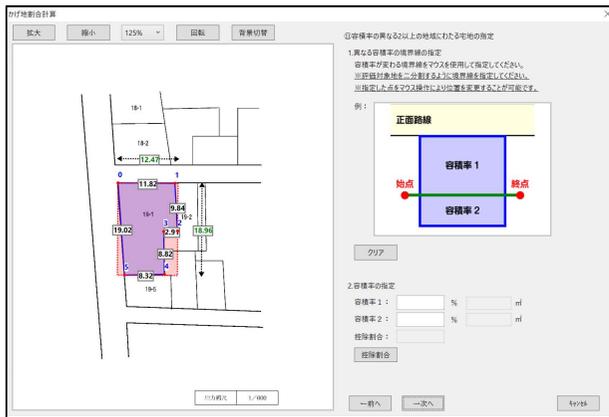
- 公図や測量図の画像ファイルを読み込み、線で囲みます。
- 「面積」「距離」「用紙サイズと縮小率」のいずれかで調整をします。
- 道路に面している路線の指定、隅切りの指定をします。
- 路線価を入力し、正面判定をします。



## 2. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

入力例：土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

### 2) 個別解説 第1表 ②（カスタマイズオプション「かげ地割合計算」による入力）



▶ 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地の指定をします。

▶ セットバックの指定をします。

▶ 測定結果が表示され、印刷ボタンから出力した帳票は、申告書の添付資料としても利用できます。

※取り込み可能なファイル形式は、PDF、TIFF、JPEG、PNG、GIF、BMP形式です。

※間口が2か所存在する土地、セットバックが複数存在する場合の計算には対応していません。

## 2. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

（補足）取引相場のない株式（出資）の評価明細書

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）

・評価方法を「小会社」として判定させたい場合の設定

項目	金額	項目	人数
直前期末の総資産価額 （帳簿価額）	1,652,170 千円	直前期末以前1年間 における従業員数	12.1 人
直前期末以前1年間 の取引金額	2,013,750 千円	〔従業員数の内訳〕 〔継続勤務従業員数〕 〔継続勤務従業員以外の従業員 の労働時間の合計時間数〕	( 12 人 ) + ( 13 時間 ) 1,800時間
① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分		70人以上の会社は、大会社（㊸及び㊹は不要） 70人未満の会社は、㊸及び㊹により判定	
② 直前期末の総資産価額（帳簿価額）及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分		③ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分	

評価方式変更

法人税基本通達及び、所得税基本通達により評価する際に、納税義務者が「中心的な同族株主」に該当する場合に選択して下さい。

会社規模を「小会社」として判定する

F1 ヘルプ      Enter 確定      ESC ｷﾀﾞｷﾞ

評価方法を「小会社」として判定させたい場合には、「評価方式変更」をクリックし、「会社規模を「小会社」として判定する」をチェックします。

## 2. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

### 【相続税の達人】

#### （1）基本情報の登録

・必要項目を手入力します。

・「相続の年月日」は相続開始の年月日を入力します。

※シミュレーションの場合は、仮の年月日を設定します。

※「データ管理の達人」を利用している場合には、「事業者一覧」からデータ管理の達人の事業者データベース名を選択後、「事業者一覧」から被相続人情報を取込むことができます。

※「F9:マスター更新」

基本情報等で変更した内容をデータ管理の達人の事業者情報へ反映させる場合に使用します。

・あん分割の調整

「各人の算出税額」の計算の際、計算上のあん分割の有効桁数を指定します。算出税額の端数の処理方法を指定します。（初期値は「自動調整」が選択されています。）

・取得割合の端数処理

財産分割時、各相続人の取得財産の計算の端数の処理方法を指定します。

・財産コードの自動入力

相続税の申告書（第11表の付表1～第11表の付表4）に相続財産を直接入力する場合に有効となります。

## 2. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

### （2）相続人情報の登録

コード	氏名	続柄	年齢	法定相続分	民法上の割合
01	相続 花子	妻	68歳	1/ 2	1/ 2
02	相続 一郎	長男	42歳	1/ 4	1/ 4
03	財産 幸子	長女	40歳	1/ 4	1/ 4

・法定相続分等の判定方法については、初期値は「自動判定」が選択されています。

※以下のケースは「自動判定」に対応していませんので、「直接入力」を選択し、相続人の新規（変更）登録画面で相続割合を入力してください。

- ①被相続人の養子が被代襲者となる場合
- ②身分関係が重複する相続人が存在する場合  
例：被相続人の孫が被相続人の養子となっている際に、被相続人の子が相続開始前に死亡している場合
- ③再代襲相続が発生する場合

コード	氏名	続柄	年齢	法定相続分	民法上の割合
01	相続 花子	妻	68歳	1/ 2	1/ 2
02	相続 一郎	長男	42歳	1/ 4	1/ 4
03	財産 幸子	長女	40歳	1/ 4	1/ 4

## 2. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

### （2）相続人情報の登録

The screenshot shows the '相続情報の登録' (Registration of Inheritance Information) screen. The left sidebar contains navigation options: '導入' (Introduction), '申告' (Filing), and '納付書の作成' (Creation of Payment Slip). The main area is titled '相続人の変更' (Change of Inheritance Person) and contains the following fields and options:

- 相続人コード:** 011
- フリガナ:** ソウゾク ハナコ
- 氏名:** 相続 花子
- 法人個人区分:** 個人
- 個人番号:** [参照]
- 生年月日:** 昭和 29年 09月 21日
- 年齢:** 69歳
- 性別:** 女性
- 続柄:** 妻
- 被代襲者名:** [参照]
- 被代襲者の続柄:** [参照]
- 職業:** なし
- 郵便番号:** 944-0000
- 住所:** 埼玉県春日部市○○丁目5番16号
- 電話番号:** 048-128-5555
- メールアドレス:** hanako@souzoku.com
- 利用者識別番号 (e-Tax):** 1566-6666-6666-6666
- 取得原因:**  相続  遺贈  相続特種受益課税
- 相続放棄:**  しない
- 配偶者税額軽減の適用:**  入力  変える
- 2割加算の適用:**  入力  該当しない
- 未成年者控除の適用:**  入力  該当しない
- 障害者控除の適用:**  該当しない
- 農業相続人:**  該当しない
- 経営承継人:**  該当しない
- 林業経営承継人:**  該当しない
- 医療法人持分相続人等:**  該当しない
- 委託相続人:**  該当しない
- 特例事業相続人等:**  該当しない
- 特定計画山林相続人等:**  該当しない
- 死亡相続人:**  該当しない
- 相続開始年月日:** [年] [月] [日]
- 延納申請:**  しない
- 物納申請:**  しない
- 代理人区分:** [参照]
- 代理人氏名:** [参照]
- 代理人住所:** [参照]

※すべての相続人について登録します。

#### 【各項目の説明】

- 取得原因：複数選択可  
※相続時精算課税の場合には、「相続時精算課税」にチェックを入れてください。
- 相続放棄：該当の有無を選択します。
- 配偶者税額軽減の適用：該当の有無を選択します。（第5表、第5表の付表に連動します）
- 2割加算の適用：該当の有無を選択します。（第4表に連動します）
- 未成年者控除の適用：該当の有無を選択します。（第6表に連動します）
- 障害者控除の適用：該当の有無を選択します。（第6表に連動します）
- 農業相続人：該当の有無を選択します。（第3表、第3表・第8表2、第12表等に連動します。）
- 経営承継人：該当の有無を選択します。  
第8の2表、第8の2表の付表1、第8の2表の付表2、第8の2表の付表3等に連動します。
- 特例経営承継人：該当の有無を選択します。  
第8の2の2表、第8の2の2表の付表1、第8の2の2表の付表2、第8の2の2表の付表3等に連動します。
- 林業経営相続人：該当の有無を選択します。（第8の3表、第8の3表の付表等に連動します。）
- 医療法人持分相続人等：該当の有無を選択します。（第8の4表、第8の4表の付表等に連動します。）
- 委託相続人：該当の有無を選択します。（※第8の5表及び付表は別途作成する必要があります。）
- 特例事業相続人等：該当の有無を選択します。  
第8の6表、第8の6表の付表1、第8の6表の付表3、第8の6表の付表4等に連動します。
- 特定計画山林相続人等：該当の有無を選択します。（第11・11の2表の付表4に連動します。）
- 死亡相続人：該当の有無を選択します。
- 延納申請：該当の有無を選択します。（※延納申請書が作成されます。）
- 物納申請：該当の有無を選択します。（※物納申請書が作成されます。）

## 2. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

### (3) シミュレーション機能

#### 1) 生前贈与シミュレーション

1.基本情報

氏名：相続 太郎

贈与情報				相続情報				
贈与を受ける受贈者の数	特例税率適用者	一般税率適用者	贈与課税適用者	合計	法定相続人の数	受贈者	その他	合計
2人	2人	人	4人	4人	4人	4人	人	4人
贈与をする年数	4年				配偶者の有無	有・無		
贈与開始年	令和02年度				遺産に係る基礎控除額	54,000,000円		
贈与者の贈与開始時の年齢	60歳				相続財産額	800,000,000円		

2.生前贈与による贈与税・相続税の合計税額の減額効果シミュレーション

項目	ケース	贈与額 (年間1人あたり) 円	贈与による 減少税額 円
減少効果が最大となるケース	8	5,000,000	3,878,700
選択したケース			

ケース	贈与税				相続税		シミュレーション結果		税額差 少額位
	①年間1人あたり	②親(4人×4年)	③年間1人あたり	④累計(4人×4年)	⑤相続財産額 (A-②)	⑥相続税額	⑦贈与税・相続税の合計税額 (④+⑥)	⑧贈与による減少税額 (B-⑦)	
特 税 計	0円	0円	0円	0円	800,000,000	121,349,700	121,349,700	0	0
1 特 税 計	1,500,000	12,000,000	40,000	320,000	778,000,000	115,949,700	116,589,700	4,760,000	8
2 特 税 計	2,000,000	16,000,000	90,000	720,000	768,000,000	114,150,000	115,590,000	5,759,700	7
3 特 税 計	2,500,000	20,000,000	140,000	1,120,000	760,000,000	112,349,400	114,589,400	6,760,300	6
特 税 計	3,000,000	24,000,000	190,000	1,520,000					

「贈与情報」で登録した人数が連動されます。

生前贈与による贈与税・相続税の合計税額の減額効果をシミュレーションすることができます。

・シミュレーション例  
試算額を「1,500,000円」からスタートして、最大額を「5,000,000円」に設定し、「500,000円」ずつ贈与額を増加する場合

試算する年間1人あたりの贈与額

試算する[年間1人あたりの贈与額]の範囲を指定してください。  
※試算できる最大数も100パターンとなります。

試算額(開始):  円

試算額(増加額):  円

試算額(終了):  円

試算するパターン数:  パターン

## 2. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

### (3) シミュレーション機能

#### 1) 生前贈与シミュレーション

年度	年齢	贈与税				相続税		シミュレーション結果					
		贈与額		贈与税額		⑦ 相続財産額 (C-④の各年度までの合計)	⑧ 相続税額	⑨ 贈与税・相続税の合計税額 (⑥の各年度までの合計+⑧)	⑩ 贈与による減少税額 (D-⑨)				
		1人あたり		④ 累計 (③×4人の各年度までの合計)						⑤ 1人あたり (⑥)×4人の各年度までの合計			
		① 修正前	② 増減額	③ 修正後 (①+②)	円	円	円	円	円	円			
-	-	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 2年 (1年目)	60歳	2,000,000	300,000	2,300,000	9,200,000	120,000	240,000	790,800,000	119,280,000	119,760,000	1,589,700		
令和 3年 (2年目)	61歳	2,000,000	400,000	2,400,000	14,800,000	130,000	500,000	781,200,000	117,120,000	118,120,000	3,229,700		
令和 4年 (3年目)	62歳	2,000,000	500,000	2,500,000	24,800,000	140,000	780,000	771,200,000	114,869,700	116,429,700	4,920,000		
令和 5年 (4年目)	63歳	2,000,000	600,000	2,600,000	39,200,000	150,000	1,080,000	760,800,000	112,330,000	114,690,000	6,659,700		

- ・年別の生前贈与による贈与税・相続税の合計税額の減額効果を確認することができます。
- ・増減額の入力が自由に行えるので、様々なシミュレーションを行うことができます。

そのほか

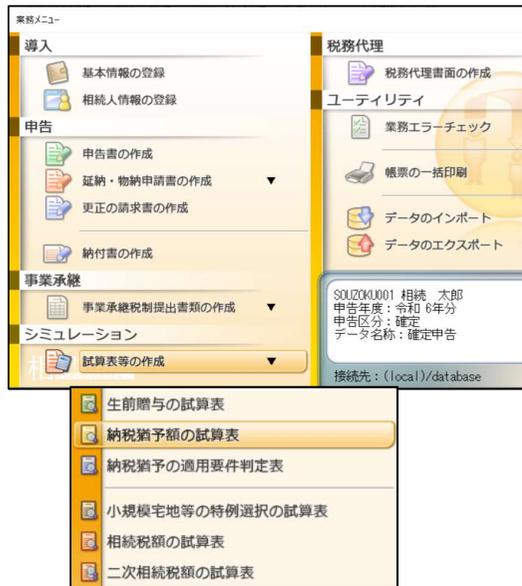
- ・小規模宅地等の特例選択の試算表
- ・相続税額の試算表
- ・二次相続税額の試算表

の作成が可能です。

## 2. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

### (3) シミュレーション機能

#### 2) 特例認定承継会社株式等に係る相続税の納税猶予額の試算表



特例認定承継会社株式等に係る相続税の納税猶予額の試算表

基準日 令和05年01月01日

氏名	各人の合計		財産を取得する人			
	相続人 (法定相続分)	相続一部 (承継分)	長男	1/2	長女	1/4
(内)特別対象株式の価額	1	20,000,000	20,000,000			
取得財産の価額	2	620,000,000	120,000,000	400,000,000	100,000,000	
(内)特別対象株式の価額	3	10,000,000	10,000,000			
相続税額計算基礎となる財産の価額	4	100,000,000	100,000,000			
債務及び葬式費用の金額	5	3,000,000		3,000,000		
純資産価額	6	717,000,000	220,000,000	397,000,000	100,000,000	
課税価額	7					
課税価額	8	717,000,000	220,000,000	397,000,000	100,000,000	
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	9	3人	48,000,000			
相続税の総額	10	225,090,000				
各人の割合	11	1.000000000	0.310000000	0.950000000	0.140000000	
相続税額	12	225,090,000	69,785,300	123,777,500	31,527,200	
相続税額の2割加算額	13					
納税猶予額の計算	14					
配偶者の税額軽減額	15					
その他税額控除額	16					
差引税額	17	225,090,000	69,785,300	123,777,500	31,527,200	
相続税額	18					
各人の相続税額(A)	19	225,090,000	69,785,300	123,777,500	31,527,200	
取得した特例認定承継株式の価額	20		30,000,000			
債務及び葬式費用の金額	21					
取得した財産の価額	22		220,000,000			
控除額	23		0			
寄附金	24		30,000,000			
特定相続人に基づく課税遺産総額	25		470,000,000			
特定相続人に基づく相続税の総額	26		142,575,000			
寄附金控除額	27					
特定相続人に基づく課税遺産総額	28		8,116,222			
特定相続人に基づく相続税の2割加算額	29					
差引税額	30		8,116,222			
納税猶予額	31		69,785,300			
納税猶予額	32		0			
寄附金等前払金等前払金	33		8,116,200			
各人の相続税額	34	225,090,000	69,785,300	123,777,500	31,527,200	
寄附金等前払金等前払金	35	8,116,200	8,116,200			
納税額	36	216,973,800	61,669,100	123,777,500	31,527,200	

・「特例認定承継会社株式等に係る相続税の納税猶予額」の試算が行えます。

・「財産を取得する人」の入力枠をダブルクリックし、必要な項目を入力します。

相続人の新規登録(納税猶予額の試算表)

氏名:  F3 参照

続柄:  参照 F12 漢字

法定相続分:  /

配偶者税額軽減の適用:

2割加算の適用:

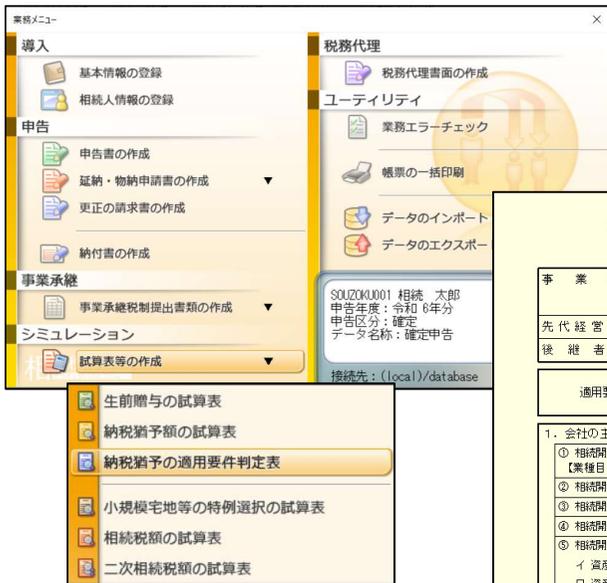
後継者に該当:  ESC ｷｰﾊﾞｰ

※後継者に該当する場合には、「該当する」を選択してください。

## 2. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

### (3) シミュレーション機能

#### 3) 特例認定承継会社株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の適用判定



・各項目を入力することで、特例認定承継会社株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の適用判定を行います。

基準日		令和 06年05月01日	
事業承継会社	会社名	〇〇商事㈱	
	議決権を有する株式等の数	100.0000 株 議決権数※1	
先代経営者等(被相続人)	氏名	相続 太郎	
後継者(相続人)	氏名	相続 一郎	
※1 総議決権の過半数、議決事項の全部について議決権を行使できる株主が保有する議決権の合計数をいいます。			
適用要件の判定結果	(コメント)		
1. 会社の主な要件			
① 相続開始の時に、中小企業者である。	【業種目: サービス業 判定項目: 資本金(出資金) 資本金(出資金): 10,000,000円 従業員: 10人】 適		
② 相続開始の時に、上場会社、風俗営業会社でない。	適		
③ 相続開始の時に、常時使用従業員の数が1人以上である。	【従業員: 10人】 適		
④ 相続開始の時に、総収入金額が零を超えている。	適		
⑤ 相続開始の時に、資産保有型会社等(イ、ロ)でない。	イ 資産保有型会社: 特定の資産の保有割合が、総資産の総額の70%以上の会社 【保有割合: 50.0%】 適 ロ 資産運用型会社: 特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社 【運用収入割合: 50.0%】 適		
※特定の資産とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等をいいます。 ※常時使用従業員が5名以上の等の事業実態があるものとして一定の要件を満たす。 【 通 】			
2. 先代経営者等(被相続人)の主な要件			
① 相続開始の前のいずれかの日に、会社の代表権を有していたことがある。	適		
② 相続開始の直前において、次のいずれにも該当している。	○ 先代経営者等と先代経営者等と特別の関係がある者(親族等)で総議決権数の50%超を保有している。 【相続開始の直前に保有する議決権数: 100個 議決権割合: 100.0%】 適 ○ 後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有している。 【 通 】		

基準日		令和 06年05月01日	
事業承継会社	会社名	〇〇商事㈱	
	議決権を有する株式等の数	100.0000 株 議決権数※1	
先代経営者等(贈与者)	氏名	相続 太郎	
後継者(受贈者)	氏名	贈与 一郎	
※1 総議決権の過半数、議決事項の全部について議決権を行使できる株主が保有する議決権の合計数をいいます。			
判定結果	(コメント)		
1. 会社の主な要件			
① 贈与の時に、中小企業者である。	【業種目: 製造業その他 判定項目: 資本金(出資金) 資本金(出資金): 10,000,000円 従業員: 5人】 適		
② 贈与の時に、上場会社、風俗営業会社でない。	適		
③ 贈与の時に、常時使用従業員の数が1人以上である。	【従業員: 5人】 適		
④ 贈与の時に、総収入金額が零を超えている。	適		
⑤ 贈与の時に、資産保有型会社等(イ、ロ)でない。	イ 資産保有型会社: 特定の資産の保有割合が、総資産の総額の70%以上の会社 【保有割合: 65.0%】 適 ロ 資産運用型会社: 特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社 【運用収入割合: 60.0%】 適		
※特定の資産とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等をいいます。 ※常時使用従業員が5名以上の等の事業実態があるものとして一定の要件を満たす。 【 通 】			
2. 先代経営者等(贈与者)の主な要件			
① 贈与の前のいずれかの日に、会社の代表権を有していたことがある。	適		
② 贈与の直前において、次のいずれにも該当している。	○ 先代経営者等と先代経営者等と特別の関係がある者(親族等)で総議決権数の50%超を保有している。 【贈与の直前に保有する議決権数: 100個 議決権割合: 100.0%】 適 ○ 後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有している。 【 通 】		

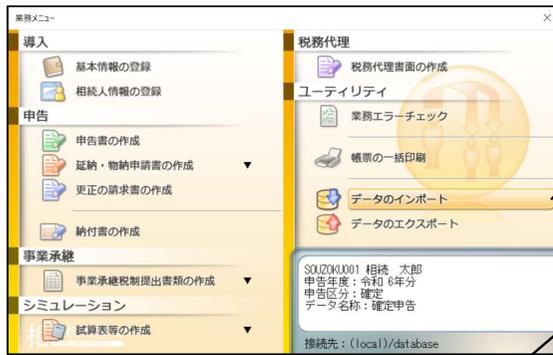
# 03.

## 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

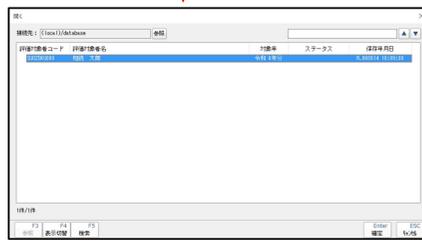
#### (1) 相続税申告書の作成

#### 1) 財産評価の達人からのデータインポート 第11表の付表1～付表4 相続税がかかる財産の明細書



・業務メニューから「データのインポート」を選択します。  
 ・「条件設定（インポート）」では、財産評価の達人で登録した財産のうち取り込むデータを選択します。  
 ※財産に追加等があった場合は、「再インポート」を選択します。  
 ※死亡保険金、死亡を事由とした退職金等は申告書第9表、第10表から連動しますので、取込財産から外します。

※連動コンポーネントは、「中間ファイルを出力するプログラムを入手するには」からダウンロードします。



### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 1) 財産評価の達人からのデータインポート 第11表の付表1～付表4 相続税がかかる財産の明細書

・財産評価の達人からインポートしたデータが、第11表の付表1～付表4へ各財産ごとに取り込まれます。

相続税がかかる財産の明細書 (土地・家屋等用)		第11表の付表1	
種別	利用区分	備考	備考
1	自用 (居住用)		
2	貸家建付地		
3	貸家建付地		
4	自用 (未利用)		
5	貸家建付地		
6	普通山林		

相続税がかかる財産の明細書 (有価証券等用)		第11表の付表2	
種別	種目	備考	備考
1	特定用原簿式 (配当還元)		
2	○債券 (株)		
3	○建設 (株)		
4	○石油 (株)		
5	○電鉄 (株)		
6	○電力 (株)		

相続税がかかる財産の明細書 (現金・預貯金等用)		第11表の付表3	
種別	口座種別等	備考	備考
1	普通預金		
2	定期預金		
3	定期預金		
4	定期預金		
5	普通預金		
6	定期預金		

相続税がかかる財産の明細書 (事業・農業・家庭用財産・その他の財産用)		第11表の付表4	
種別	種目	備考	備考
1	家庭用財産		
2	生命保険金等		
3	生命保険金等		
4	遺贈手当金等		
5	立木		
6	その他		

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 2) 相続財産の分割 相続税がかかる財産の明細書（例：第11表の付表1）

相続税がかかる財産の明細書 (土地・家屋等用)

被相続人の氏名 相続 太郎

この明細書は、相続税がかかる財産（相続税課税対象財産）を除きます。1のうち、土地（土地の上に存する権利を含みます。）又は家屋等の明細を記入します。

項番	財産の明細		面積 (㎡)	単価 (円) 又は倍率	取得財産の価額 (円)
	利用区分	所在場所			
1	宅地		165,0000	1	6,435,000
	自用 (居住用)			2	6,435,000
			12,870,000		
2	宅地		150,0000	1	30,810,000
	貸家建付地				
3	宅地				
	貸家建付地				
4	宅地				
	自用 (未利用)				

第11表の付表1 (令和6年1月分以降用)

財産の変更

取得した人の氏名 分割割合 取得財産の価額

相続 花子 1 / 2 29,107,500

相続 一郎 1 / 4 11,553,750

財産 幸子 1 / 4 11,553,750

合計 48,215,000

未分割はありません。

取得した人の氏名 分割割合 取得財産の価額

取得コード: 0000

種類: 土地

面積: 150,0000 ㎡

取得した人の氏名: 花子

分割割合: 1 / 2

取得財産の価額: 29,107,500

取得した人の氏名: 一郎

分割割合: 1 / 4

取得財産の価額: 11,553,750

取得した人の氏名: 幸子

分割割合: 1 / 4

取得財産の価額: 11,553,750

合計: 48,215,000

第11表の付表1 (令和6年1月分以降用)

被相続人の氏名 相続 太郎

この明細書は、相続税がかかる財産（相続税課税対象財産）を除きます。1のうち、土地（土地の上に存する権利を含みます。）又は家屋等の明細を記入します。

項番	財産の明細		面積 (㎡)	単価 (円) 又は倍率	取得財産の価額 (円)	
	利用区分	所在場所				
1	宅地		165,0000	1	6,435,000	
	自用 (居住用)			2	6,435,000	
			12,870,000			
2	宅地	埼玉県 春日部市〇〇	150,0000	308,100.00	1	23,107,500
	貸家建付地	3丁目5番17号			2	11,553,750
			46,215,000	3	11,553,750	

第11表の付表1 (令和6年1月分以降用)

取得した人の氏名 分割割合 取得財産の価額

取得コード: 0000

種類: 土地

面積: 150,0000 ㎡

取得した人の氏名: 花子

分割割合: 1 / 2

取得財産の価額: 29,107,500

取得した人の氏名: 一郎

分割割合: 1 / 4

取得財産の価額: 11,553,750

取得した人の氏名: 幸子

分割割合: 1 / 4

取得財産の価額: 11,553,750

合計: 48,215,000

未分割はありません。

・分割する財産を選択（ダブルクリック）する。

- ・「取得した人」タブで取得した人毎に分割割合を入力する。
  - ・ダイアログボックス下部の表示が「未分割はありません」になるよう調整する。
  - ・申告書第11表の付表1の「分割が確定した財産」欄に反映されます。
- Point：小規模宅地等の特例を選択する資産は、ここでの分割は必要ありません。

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 2) 相続財産の分割 相続税がかかる財産の明細書（例：第11表の付表1）

印刷 拡大 縮小 75% 前ページ 次ページ 1/2 一括分割

相続税がかかる財産の明細書 (土地・家屋等用) 被相続人の氏名 相続 太郎

この明細書は、相続税がかかる財産（相続税非課税適用財産を除きます。）のうち、土地（土地の上に存する権利をさみみます。）又は家屋等の明細を記入します。

項番	財産の明細		分割が確定した財産		
	細目	所在場所	面積 (㎡)	単価 (円) 又は倍率	取得財産の価額 (円)
	利用区分	国外	買受変動率 算出額 (円)	持分割合	
	特別	備考	価額 (円)		
1	宅地		165.0000	390,000.00	
	1 自用地 (居住用)			/	
			64,350,000		
2	宅地	埼玉県 春日部市〇〇	150.0000	308,100.00	
	2 貸家建付地	3丁目5番17号		/	
			46,215,000		
3	宅地		150.0000	236,340.00	1 35,451,000
	3 貸家建付地			/	
			35,451,000		
4	宅地		150.0000	280,000.00	1 28,000,000
	4 自用地 (未利用)			/	3 14,000,000
			42,000,000		

第11表の付表1 (令和6年1月分以降用)

「一括分割」ボタンで、一括して分割入力が可能です。

※生命保険金、退職金等の取扱いについては一括分割できません。

一括分割

表示条件: 一括分割の対象財産のみ表示 未分割、不正分割財産のみ表示 85件の財産データ

一括分割

取得した人の氏名

0001 宅地 自用地(居住用) 165㎡ 84,950,000円 未分割

0002 宅地 貸家建付地 埼玉県春日部市〇〇3丁目... 150㎡ 46,215,000円 未分割

0002-02 宅地 貸家建付地 150 35,451,000円 未分割

0003 宅地 自用地(未利用) 150 42,000,000円 未分割

0004 宅地 貸家建付地 1,125 8,550,000円 未分割

0005 山林 普通山林 30,000 9,817,100円 未分割

家屋等

0006 家屋(鉄コ2・居宅) 自用家屋 120 3,674,860円 未分割

0007 家屋(鉄コ2・店舗) 家屋 89 2,372,480円 未分割

0008 家屋(鉄コ2・店舗) 家屋 194.5 5,935,500円 未分割

0031 家屋(鉄コ10・居宅) 家屋 72.5 12,044,800円 未分割

有価証券

0009 特定同族株式会社(配当... (株)〇〇 春日部市〇〇3丁目×番×号 1,000 50,000円 未分割

0010 特定同族株式会社(その... 〇〇商事(株) 文京区〇〇1丁目9番5号 5,000 89,000,000円 未分割

0011 その他の株式 〇〇建設(株) 10,000 7,830,000円 未分割

0012 その他の株式 〇〇石油(株) 5,000 3,595,000円 未分割

0013 その他の株式 〇〇電鉄(株) 10,000 5,560,000円 未分割

0014 その他の株式 〇〇電力(株) 5,000 14,100,000円 未分割

0015 公債 10年利付国債簿×... 3,155,700円 未分割

0016 社債 一般債簿簿×... 3,482,000円 未分割

0017 証券投資信託の受益... 〇〇信託〇〇ファ... 200 1,662,000円 未分割

0018 貸付信託の受益証券 〇〇信託銀行貸付... 5,240,700円 未分割

現金(預貯金)

0019 現金・預貯金等 現金 春日部市〇〇3丁目5番18号 450,000円 未分割

0020 現金・預貯金等 普通預金 2,844,900円 未分割

0021 現金・預貯金等 定期預金 38,113,910円 未分割

0022 現金・預貯金等 定期預金 21,699,700円 未分割

0023 現金・預貯金等 普通預金 3,876,700円 未分割

0024 現金・預貯金等 定期預金 31,084,132円 未分割

0024-02 現金・預貯金等 普通預金 Bank of 〇〇 ××Branch 20,800 \$ 2,184,000円 未分割

0026 常備預金 常備第一式 春日部市〇〇3丁目5番16号 7,500,000円 未分割

取得した人の氏名 分割割合

相続 花子 14

相続 一郎 1

相続 幸子 4

財産 幸子 1

財産 幸子 4

F1 ヘルプ F2 閉じる F5 検索 F7 分割解除 F9 ショット F11 全選択 Enter 実行

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 1) 財産評価の達人からのデータインポート 第11表 相続税がかかる財産の合計表

分割案作成 分割案一覧 比較表作成 一括分割 **あん分割合**

相続税がかかる財産の合計表  
(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人の氏名 相続 太郎

この表は、遺産の分割状況及び各人の取得財産の価額の合計額等を記入します。  
なお、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。以下同じです。)の明細については、財産の種類に応じて第11表の付表1から付表4に記入してください。  
(注) 財産を取得した人が10名を超える場合には、この合計表を追加して記入してください。

第11表 (令和〇〇年1月分以降)

1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧  
遺産の分割状況及び相続税がかかる財産を取得した人全ての氏名を記入します。

遺産の分割状況	分割の日	全部分割				一部分割			
		元号	年	月	日	元号	年	月	日
1:全部分割 2:一部分割 3:全部未分割	2	令和	06	08	16				

財産取得者の一覧

項番	財産を取得した人の氏名	項番	財産を取得した人の氏名
1	相続 花子		
2	相続 一郎		
3	財産 幸子		

(注) 1 「遺産の分割状況」欄は、遺産の分割状況に応じた番号を記入します。  
2 「分割の日」欄は、遺産の全部又は一部について分割がされている場合には、その分割の日を記入します。

2 取得財産の価額の合計表

財産を取得した人の番号	① 分割財産の価額(円)	② 未分割財産の価額(円)	③ 取得財産の価額(円) (①+②)
1	37,750,700	220,025,396	257,776,096
2	62,828,707	110,012,699	172,841,406
3	24,646,951	110,012,698	134,659,649

・民法上の按分割合を使用しないで按分割合を設定したい場合には、

「あん分割合」ボタンで設定します。

あん分割合(未分割財産)

未分割財産のあん分割合で相続人情報の登録ダイアログボックスにて登録された民法上の相続割合を使用しない場合は、以下のチェックを入れてあん分割合を入力してください。

未分割財産のあん分割合を入力する

相続人の氏名	あん分割合
01 相続 花子	0.2000000000
02 相続 一郎	0.6000000000
03 財産 幸子	0.2000000000
合計	1.0000000000

Ctrl+Q  
確定  
ESC  
キャンセル

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 3) 第11の2表（直接入力）

データ連携

相続時精算課税適用財産の明細書  
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人 相続 太郎

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に贈与を受けた人ごとに記入します。

贈与を受けた人の氏名	被相続人から初めて相続時精算課税に係る贈与を受けた年分（相続時精算課税適用財産の出発に係る年分）	相続時精算課税適用財産の出発に係る年分	相続時精算課税適用財産の出発に係る年分	相続時精算課税適用財産の出発に係る年分	相続時精算課税適用財産の出発に係る年分	相続時精算課税適用財産の出発に係る年分	相続時精算課税適用財産の出発に係る年分
相続 一郎							

1 相続税の課税価格に充当する相続時精算課税適用財産の価額及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた年分	② 親と親の申告書で提出した表の氏名	③ ②の年分に被相続人から贈与を受けた財産の価額	④ ③から控除する相続時精算課税に係る基礎控除額	⑤ 相続時精算課税適用財産の価額(③-④)(零円の場合は0)	⑥ ⑤の財産に係る贈与税額(贈与税の所定税率に前乗)	⑦ ⑤のうち親と親の申告書で提出した表の氏名に係る所定税率に課税
1	令和 5年分		10,000,000		10,000,000		
2							
3							
4							
5							
6							
合計					10,000,000		

(注) 1 相続特別措置法第70条の6の9(個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)、第70条の7の3(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)又は第70条の7の7(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)の規定の適用により相続又は遺贈により取得したものとみなされる財産は、その財産の種類に応じて第11表の付表1、付表2又は付表4に記入します(この表には記入しません。)

2 ④欄の金額は、下記②の④の「価額」欄の金額に基づき記入します。

3 ⑥欄は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「相続時精算課税に係る基礎控除額」欄の金額を記入します。なお、「① 贈与を受けた年分」欄が令和5年分以前の場合は、「0」と記入します。

4 ⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額」欄及び第15表のその人の④欄にそれぞれ転記します。

5 ⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額」欄に転記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の⑤）の明細

(上記1の「番号」欄の番号にわたって記入します。)

番号	① 贈与年月日	② 種類	③ 細目	④ 利用区分・銘柄等	⑤ 所在場所等	⑥ 数量	⑦ 価額
1	05・05・01	現金、預貯金等	定期預金	定期預金	〇〇銀行		10,000,000

令和6年1月1日以後の相続時精算課税に基礎控除額(110万円)が控除されることとなったため、各相続人ごとに作成する様式になりました。

- 入力したい行をダブルクリックします。
- 登録画面が表示されるので、必要項目を入力します。

相続時精算課税適用財産の登録

種類:  贈与年月日: 令和 05 年 05 月 01 日

細目:

利用区分・銘柄等:

所在場所等:

数量:

価額:

F1 ヘルプ F3 参照 F12 漢字 Ctrl+Enter 確定 ESC キャンセル

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 3) 第11の2表（贈与税の達人からのデータ連携）

**データ連携**

相続時精算課税適用財産の明細書  
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人 相続 太郎

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に贈与を受けた人に記入します。

贈与を受けた人の氏名	被相続人から初めて相続時精算課税に係る贈与を受けた年分（相続時精算課税適用財産の出発に際する年分）	相続時精算課税適用財産の出発に際する年分	相続時精算課税適用財産の出発に際する年分	相続時精算課税適用財産の出発に際する年分	相続時精算課税適用財産の出発に際する年分	相続時精算課税適用財産の出発に際する年分	相続時精算課税適用財産の出発に際する年分
相続 一郎							

1 相続税の課税価格に充当する相続時精算課税適用財産の価額及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた年分	② 親と子の申告書を提出した表裏者の氏名	③ ①の年分に被相続人から贈与を受けた財産の価額	④ ③から控除する相続時精算課税に係る基本控除額	⑤ 相続時精算課税適用財産の価額(③-④)(序平のときは0)	⑥ ⑤の財産に係る贈与税額(贈与税の税率(税率)×⑤)	⑦ ⑥のうち親と子に係る相続税額
1	令和5年分		10,000,000		10,000,000		
2							
3							
4							
5							
6							
合 計					10,000,000		

(注) 1 相続特別措置法第70条の6の9(個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)、第70条の7の3(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)又は第70条の7の7(非上場株式等の特別贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)の規定の適用により相続又は遺贈により取得したものとみなされる財産は、その財産の種類に応じて第11表の付表1、付表2又は付表4に記入します(この表には記入しません)。  
2 ⑥欄の金額は、下記②の⑦の「価額」欄の金額に基づき記入します。  
3 ⑥欄は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「相続時精算課税に係る基礎控除額」欄の金額を記入します。なお、「① 贈与を受けた年分」欄が令和5年分以前の場合は、「0」と記入します。  
4 ⑥欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額」欄及び第15表のその人の⑥欄にそれぞれ転記します。  
5 ⑥欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額」欄に転記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の⑤）の明細  
(上記1の「番号」欄の番号にそって記入します。)

番号	① 贈与年月日	② 種類	③ 細目	④ 利用区分、銘柄等	⑤ 所在場所等	⑥ 数量	⑦ 価額
1	05・05・01	現金	現金		〇〇銀行		10,000,000

- 「贈与税の達人」をご利用で、贈与税の達人に取得財産が登録されている場合には、「データ連携」で取り込むことができます。
- 画面左上の「**データ連携**」をクリックします。
- 「参照」を選択し、取り込む受贈者データを選択します。

データ連携

贈与税の達人からデータを取込みます。  
対象となるデータを選択してください。

業務選択: 贈与税の達人(令和5年分以降用)

受贈者データの選択

受贈者コード: ZOUY000004 **参照**

受贈者名: 相続 一郎

申告年度: 令和5年分

申告区分: **確定**

データ名称: 確定申告

F3 参照      Enter 確定      ESC キャンセル

- 「**確定**」をクリックするとデータが取り込まれます。

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 4) 第9表 生命保険金など、第10表 退職手当金など の作成

#### 生命保険金などの明細書

被相続人 相続 太郎 第9表

1 相続や遺贈によって取得したものとみなす  
この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈による生命保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、

保険会社等の所在地	千代田区〇〇2丁目×番×	受取年月日	令和 08 年 07 月 01 日	受取金額	29,629,483
保険会社等の名称	〇〇生命保険(相)				

取得した人	取得した人の氏名	取得割合	取得財産の価額
<input checked="" type="radio"/> 単独取得	相続 花子		29,629,483
<input type="radio"/> 共有取得			
合計			

#### 退職手当金などの明細書

1 相続や遺贈によって取得したものとみなす  
この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈による退職手当金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	墨田区〇〇1丁目3番5号	受取年月日	令和 08 年 07 月 08 日	受取金額	40,000,000
勤務先会社等の名称	〇〇商事(株)				

取得した人	取得した人の氏名	取得割合	取得財産の価額
<input type="radio"/> 単独取得	相続 花子	1 / 2	20,000,000
<input type="radio"/> 共有取得	相続 一郎	1 / 4	10,000,000
<input type="radio"/> 共有取得	財産 幸子	1 / 4	10,000,000
合計			

相続税がかかる財産の明細書 (事業(農業)用財産・家庭用財産・その他の財産用)					
					被相続人の氏名 相続 太郎
この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、事業(農業)用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。					
項番	財産の明細			分割が確定した財産	
	細目	財産の名称等	数量	倍数	取得財産の価額(円)
	特例	財産の所在場所等	単価(円)	取得した人の番号	
備考		価額(円)			
1	生命保険金等				14,629,483
			14,629,483		
2	退職手当金等				12,500,000
			12,500,000		

第11表の付表4 (令和6年1月分以降用)

・第9表、第10表に入力された結果が第11表の付表4に自動転記されます。

- ・入力したい行をダブルクリックします。
- ・登録画面が表示されるので、必要項目を入力します。
- ※同一の保険金・退職金を複数の相続人で受け取る場合には、「共有取得」を選択し、「取得した人の氏名」「取得割合」を入力します。
- ※非課税限度額は自動計算します。

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 5) 小規模宅地等の特例など ①

項番	利用区分	細目	所在場所	面積 (㎡)	単価 (円) 又は倍数	取得した人の番号	取得財産の価額 (円)
1	1	宅地 自用 地 (居住用)		185.0000	390,000.00	1	6,435,000
							12,870,000

財産コード:	0001	種類:	土地	面積:	185.0000 ㎡
細目:	宅地	細目:	宅地	敷地利用権の割合:	
利用区分:	自用 地 (居住用)	持分割合:		持分割合:	
配偶者居住権:	該当しない	単価:	390,000.00	固定資産税評価額:	
郵便番号:		倍率:		倍率:	
所在場所:	〒 市区町村	価額:	64,350,000	権利割合:	
大字・丁目:		評価額:	84,350,000	備考:	
地番又は家屋番号:		特例:	第11表の付表1(別表1)を作成します	特例:	

・小規模宅地等の特例を計算するには第11表の付表1の該当資産を開き、「小規模宅地等の特例」にチェックを入れます。  
 ※小規模宅地等の特例を選択した資産は、「取得した人」の情報が削除されます。

相続開始直前利用区分

相続開始直前における宅地等の利用区分

- A(商業用) 被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 (B、C及びDに該当するものを除きます。)
- B(特定同族会社) 特定同族会社の事業(貸付事業を除く。)の用に供されていた宅地等
- C(貸付事業用) 被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (相続開始の時に被相続人が貸付事業の用に供されていたと認められる部分の敷地)
- D(貸付事業用) 被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (Cに該当する部分以外の部分の敷地)
- E(居住用) 被相続人等の居住の用に供されていた宅地等
- F(A～E以外) AからEの宅地等に該当しない宅地等

・該当する小規模宅地の利用形態において付表を作成する場合には、「第11・11の2表の付表1(別表1)」を作成します。」にチェックを入れ、さらに、「相続開始直前利用区分」を選択します。  
 ※一つの物件で複数の利用形態がある場合には、第11表の資産の登録において、その利用形態に応じ分割して入力しておきます。

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 5) 小規模宅地等の特例など ②

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

FD3549

被相続人 相続 太郎

この表は、小規模宅地等の特例（相続特別措置法第88条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。  
 なお、相続税から、相続、遺贈又は贈与に係る課税（全宗課税）により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等その他一定の財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表3の2を作成します（第11・11の2表の付表2又は付表3の2を作成する場合は、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。）  
 （注）この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1（続）を使用します。

1 特例の適用にあたっての同意  
 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。  
 「私（私たち）は、「2 小規模宅地等の特例」の心づきの取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の特例」の欄で選択した宅地等）の全てが限度面積条件を満すものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。」

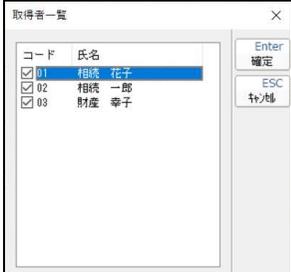
氏名 相続 花子 相続 一郎 財産 幸子

（注）小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の明細  
 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。  
 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。  
 小規模宅地等の種類：① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定回生社会事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等

小規模宅地等の種類	① 特例の適用を受ける取得者の氏名（事業内容）	② ③のうち小規模宅地等（限度面積条件）を満す宅地等の面積	④のうち小規模宅地等（④×⑤）の価額
1	① 相続 花子	82.50000000 m <sup>2</sup>	32,175,000.00 円
	② 相続 一郎	82.50000000 m <sup>2</sup>	25,740,000.00 円
	③ 財産 幸子	32.17500000 m <sup>2</sup>	6,435,000.00 円

・特例の適用にあたっての同意について、取得者全員の氏名にチェックを入れます。



・小規模宅地等の特例が選択された資産が表示されます。  
 ・ダイアログボックスを開き、①取得者の氏名を選択します。  
 ※この分割の情報が第11表の付表1に転記されます。

小規模宅地等の設定

所在地番：  
 相続税申告区分：E(居住用) 小規模宅地等の種類：特定居住用宅地等

事業内容：  
 取得者の氏名 分割割合 持分に応じた宅地等の面積 特例対象外の宅地等の面積 特例対象の宅地等の面積 小規模宅地等の面積 課税される金額 算入する金額

取得者の氏名	分割割合	持分に応じた宅地等の面積	特例対象外の宅地等の面積	特例対象の宅地等の面積	小規模宅地等の面積	課税される金額	算入する金額
相続 花子	1	165,000,000	165,000,000	82,500,000	82,500,000	25,740,000	
<input checked="" type="checkbox"/> 適用を受ける	1	64,350,000	64,350,000	32,175,000	32,175,000	38,610,000	
<input type="checkbox"/> 適用を受ける							
<input type="checkbox"/> 適用を受ける							
未分割財産		0,000,000					
合計		165,000,000	165,000,000	82,500,000	82,500,000	25,740,000	
		64,350,000	64,350,000	32,175,000	32,175,000	38,610,000	

F9 限度面積

限度面積条件の確認

【特定居住用宅地等】 82,500,000 m<sup>2</sup> ×  $\frac{200}{330}$  + 【特定事業用宅地等】 0,000,000 m<sup>2</sup> ×  $\frac{200}{400}$  + 【貸付事業用宅地等】 100,000,000 m<sup>2</sup> = 150,000,000 m<sup>2</sup> ≤ 200 m<sup>2</sup>

特例適用面積  
 特例適用面積 (200 m<sup>2</sup> - 【合計】) 残り 50,000,000 m<sup>2</sup>  
 特例適用面積 (【特定居住用宅地等】を適用する場合) 残り 82,500,000 m<sup>2</sup>  
 特例適用面積 (【特定事業用宅地等】を適用する場合) 残り 100,000,000 m<sup>2</sup>  
 特例適用面積 (【貸付事業用宅地等】を適用する場合) 残り 50,000,000 m<sup>2</sup>

・「F9:限度面積」ボタンで、特例の限度計算結果を確認することができます。

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 5) 小規模宅地等の特例など ③

小規模宅地等の特例、特定計画山林の特例又は個人の事業用資産の納税猶予の適用にあたっての同意及び特定計画山林についての課税価格の計算明細書		被相続人	相続 太郎						
<p>1 特例の適用にあたっての同意</p> <p>この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続財産分割に係る譲与により取得した財産のうち、①「小規模宅地等の特例」の対象となり得る宅地等及び「個人の事業用資産の納税猶予」の対象となり得る宅地等その他一定の財産がある場合、又は②「特定計画山林の特例」の対象となり得る山林がある場合に記入します。</p> <p>なお、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合（「個人の事業用資産の納税猶予」の対象となり得る宅地等その他一定の財産がある場合を除きます。）には、第11・11の2表の付表2の2を作成します（この場合には、この表の記入を要しません。）。</p>									
<p>(1) 特例の適用にあたっての同意</p> <p>③ 「小規模宅地等の特例」若しくは「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産の納税猶予」の対象となり得る宅地等その他一定の財産を取得した全ての人の氏名</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続 花子</td> <td>相続 一郎</td> </tr> <tr> <td>財産 幸子</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名		相続 花子	相続 一郎	財産 幸子	
特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名									
相続 花子	相続 一郎								
財産 幸子									
<p>私（私たち）は下記の「(2) 特例の適用を受ける財産の明細」の①から④までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第70条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は同法第70条の5第10項に規定する特例事業用資産のうち同条第2項第1号イに掲げるものに該当することを確認の上、その財産の取得者が同法第69条の4第1項、第69条の5第1項又は第70条の5第10項に規定する特例の適用を受けることに同意します。</p>									
<p>(2) 特例の適用を受ける財産の明細</p> <p>③ 「特例の適用を受ける財産の明細」の番号を○で囲んでください。</p>									
<p>① 小規模宅地等の特例</p> <p>第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の特例」とのり。</p> <p>② 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細</p> <p>第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」とのり。</p> <p>③ 特例事業用資産のうち租税特別措置法第70条の5の10第2項第1号イに掲げるものの明細</p> <p>第8の6表の付表3の「2 この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」の(2)及び(3)とのり。</p>									
<p>2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算</p> <p>この表は、「特定計画山林の特例」を適用し、かつ、「小規模宅地等の特例」又は「個人の事業用資産の納税猶予」を適用する場合に記入します。</p> <p>なお、「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合の「特定計画山林の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算」については、第11・11の2表の付表2の2で計算します。</p>									
<p>(1) 小規模宅地等の特例及び個人の事業用資産の納税猶予の適用を受ける面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>① 限度面積</th> <th>② 小規模宅地等の特例等の適用を受ける面積 (表面を参照)</th> <th>③ 特例適用残面積 (①-②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200㎡</td> <td></td> <td>200.0000000000㎡</td> </tr> </tbody> </table>				① 限度面積	② 小規模宅地等の特例等の適用を受ける面積 (表面を参照)	③ 特例適用残面積 (①-②)	200㎡		200.0000000000㎡
① 限度面積	② 小規模宅地等の特例等の適用を受ける面積 (表面を参照)	③ 特例適用残面積 (①-②)							
200㎡		200.0000000000㎡							
<p>(2) 特定計画山林の特例の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>④ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定(受贈)森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額</th> <th>⑤ 特例の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額 (④×③)</th> <th>⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+E」欄の金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>				④ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定(受贈)森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑤ 特例の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額 (④×③)	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+E」欄の金額)	円	円	円
④ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定(受贈)森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑤ 特例の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額 (④×③)	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+E」欄の金額)							
円	円	円							
<p>(注) ⑥欄が0となる場合には、特定(受贈)森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。</p>									

・第11の2表 右上の「 付表作成」ボタンをクリックします。

付表作成

特例の対象として「特定受贈同族会社株式会社等である特定事業用資産」を選択する場合に使用します。

「第11・11の2表の付表2」、「第11・11の2表の付表2の2」  
「第11・11の2表の付表3」を作成します

Enter 確定    ESC 特/地

・「第11・11の2表の付表2」、「第11・11の2表の付表2の2」、「第11・11の2表の付表3」を作成します」にチェックを入れ、「確定」をクリックします。

特例の適用にあたっての同意について、取得者全員の氏名にチェックを入れます。

取得者一覧

コード	氏名
<input checked="" type="checkbox"/> 01	相続 花子
<input checked="" type="checkbox"/> 02	相続 一郎
<input checked="" type="checkbox"/> 03	財産 幸子

Enter 確定    ESC 特/地

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 6) 第13表 債務葬式費用等

債務及び葬式費用の明細書							被相続人	相続 太郎
1 債務の明細 <small>（この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。） なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに選じて記入します。）</small>								
債務の明細						負担することが確定した債務		
種類	細目	債権者 氏名又は名称 住所又は所在地	発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の 氏名	負担する 金額		
公租公課	3年度分 固定資産税	春日部市役所	06-01-01	345,900円	相続 一郎	345,900円		
合 計				345,900				
2 葬式費用の明細 <small>（この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）</small>								
葬式費用の明細					負担することが確定した葬式費用			
氏名又は名称	支払先 住所又は所在地	支払年月日	金額	負担する人の 氏名	負担する 金額			
〇〇寺	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	06-05-12	1,500,000円	相続 花子	1,500,000円			
合 計				1,500,000				

第13表 (令和2年4月分以降用)

・入力したい行をダブルクリックします。  
 ・登録画面が表示されるので、必要項目を入力します。  
 ※同一の債務及び葬式費用を複数の相続人で受け取る場合には、「共同負担」を選択し、「負担する人の氏名」「負担割合」を入力します。

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 7) 第14表 相続開始前3年以内の贈与財産等（直接入力）

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細書

贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	種類	細目	所在場所等	数量	①の価額	②の価額	③の価額
相続 花子	06-01-11	土地	宅地	春日部市〇〇8丁目5番16号	50.0000	19,500,000	0	19,500,000
相続 花子	04-06-02	現金、預貯金等	現金			1,000,000	0	1,000,000
相続 花子	03-10-03	現金、預貯金等	現金			2,000,000	0	2,000,000
合計						3,000,000	0	3,000,000

贈与を受けた人ごとの⑧欄  
合計 ⑧金額 3,000,000 1,000,000 2,000,000

上記⑧欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈記債者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

(受贈記債者) 私「相続 花子」は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記①の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価額に算入します。なお、私は、相続開始の前3年以内(前年)に被相続人からの贈与について相続税法第21条の5第1項の規定の適用を受けていません。

(受贈財産の番号) 1

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細書

種類	細目	所在場所等	数量	価額	出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
合計					

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細書

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

- 地方公共団体又は相続税特別措置法施行令第40条の3に規定する法人に寄附をいたしましたので、相続税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けず。
- 相続税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出いたしましたので、相続税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けず。
- 特定公益信託法施行令第2条第3項に規定する特定公益信託の信託財産に寄附をいたしましたので、相続税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けず。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産の登録

種類: 土地 参照 特定贈与財産の価額: 19,500,000

贈与年月日: 令和 06 年 01 月 11 日

細目: 宅地 参照 贈与を受けた人: 相続 花子

所在場所等: 春日部市〇〇8丁目5番16号

登記事項証明書を省略する場合、以下から入力してください。  
不動産情報設定(取得した不動産の番号等)

数量: 50.0000 m<sup>2</sup> 参照

価額: 19,500,000

F1 ヘルプ F3 参照 F4 情報設定 F12 漢字 Ctrl+確定 ESC 移動

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産の登録

種類: 現金、預貯金 参照 特定贈与財産の価額: 0

贈与年月日: 令和 04 年 06 月 02 日

細目: 現金、預貯金等 参照 贈与を受けた人: 相続 花子

所在場所等: 春日部市〇〇8丁目5番16号

登記事項証明書を省略する場合、以下から入力してください。  
不動産情報設定(取得した不動産の番号等)

数量: 参照

価額: 1,000,000

F1 ヘルプ F3 参照 F4 情報設定 F12 漢字 Ctrl+確定 ESC 移動

- 入力したい行をダブルクリックします。
- 登録画面が表示されるので、必要項目を入力します。

※行数が多い場合は、画面右上にある「**ページ追加**」をクリックします。

適用条項

租税特別措置法第70条第1項の規定の適用

租税特別措置法第70条第3項の規定の適用

租税特別措置法第70条第10項の規定の適用

Enter 確定 ESC 移動

「適用条項」を選択してください。

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 7) 第14表 相続開始前3年以内の贈与財産等（贈与税の達人からのデータ連携）

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細書

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	種類	細目	所在場所等	数量	①価額	②価額のうち特定贈与財産の価額	③相続税の課税価額に加算される価額(①-②)
1	相続 花子	06-01-11	土地	宅地	春日部市〇〇3丁目番16号	50.0000	19,500,000	19,500,000	0
2	相続 花子	04-08-02	現金、預貯金等	現金、預貯金等	春日部市〇〇3丁目番16号		1,000,000	0	1,000,000
3	財産 幸子	03-10-03	現金、預貯金等	現金、預貯金等	春日部市〇〇3丁目番16号		2,000,000	0	2,000,000
4									

贈与を受けた人ごとの④欄の合計額

氏名	(各人の合計)	相続 花子	財産 幸子	
④金額	円	3,000,000	1,000,000	2,000,000

上記の④欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

(受贈配偶者) 私 相続 花子 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 1 の特定贈与財産の価

・「贈与税の達人」をご利用で、贈与税の達人に取得財産が登録されている場合には、「データ連携」で取り込むことができます。

・画面左上の「 データ連携」をクリックします。

・「参照」を選択し、取り込む受贈者データを選択します。

贈与税の達人からデータを取込みます。対象となるデータを選択してください。

業務選択: 贈与税の達人(令和5年分以降用)

受贈者データの選択

受贈者コード: ZOUY000004

受贈者名: 財産 幸子

申告年度: 令和 5年分

申告区分:

データ名称:

・「確定」をクリックするとデータが取り込まれます。



### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 9) 第1表 課税価格、相続税額 ①

07年02月05日提出 | 相続開始年月日 令和06年05月10日 | ※申告期限延長日 年 月 日

フリガナ: 相続太郎 (被相続人) | 相続花子 (財産を取得した人)

氏名: 相続太郎 | 相続花子

個人番号又は法人番号: | |

生年月日: 昭和22年10月19日 (年齢76歳) | 昭和29年09月21日 (年齢69歳)

住所 (電話番号): 埼玉県春日部市 〇〇3丁目5番16号 | 〒344-0000 春日部市〇〇3丁目5番16号 (048 - 123 - 5555)

被相続人との続柄 職業: | 〇〇商事(株) 代表取締役 | 妻 なし

取得原因: 該当する取得原因を○で囲みます。 | 相続・遺贈・相続時特種課税に係る贈与

※整理番号: | |

取得財産の価額 (第11表2③)	500927151	225601096
相続時特種課税適用財産の価額 (第11の2表1④)	24626035	
債務及び葬式費用の金額 (第13表3の)	27415940	3359600
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	498137246	222241496
法定相続人に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1⑤)	3000000	1000000
課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	501136000	223241000
法定相続人の数 遺産に係る基礎控除額	3人 4800000	
各人の相続税の総額	131582800	

第1表(令和6年1月分以降用) | (注) ④欄の金額が赤字となる場合は、外国税額控除額(第11の2表)を記入してください。

「付表2作成」ボタンで付表2の作成を行います。

付表2作成

相続税について、相続時特種課税適用者等に課税される税額がある場合に使用します。

第1表の付表2 課税される税額の受取場所を作成します

Enter 確定 | ESC キャンセル

「帳票設定」ボタンで表示形式の変更が可能です。

帳票設定

①出力条件の選択

すべてを印刷する

第1表の①、②、③または④に金額がある相続人を印刷する

Enter 確定 | ESC キャンセル

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 9) 第1表 課税価格、相続税額 ②

07年02月05日提出 | 相続開始年月日 令和6年05月10日 | ※申告期限延長日 年 月 日

フリガナ (被相続人) ツツツ タロウ | 財産を取得した人 ツツツ ハナコ

氏名 相続 太郎 | 相続 花子

個人番号又は法人番号 |

生年月日 昭和22年10月19日(年齢76歳) | 昭和29年09月21日(年齢69歳)

住所 埼玉県春日部市 ○○3丁目5番16号 | 〒344-0000 春日部市○○3丁目5番16号 (048 - 123 - 5555)

職業 ○○商事(株) 代表取締役 | 妻 なし

取得原因 該当する取得原因を○で囲みます。 | 相続・遺贈・相続時特種贈与に係る贈与

整理番号	取得財産の価額 (第11表2②)	相続時特種贈与適用財産の価額 (第11の2表1⑤)	債務及び葬式費用の金額 (第18表3③)	純資産価額 (①+②-③)	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1⑥)	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	法定相続人の数	相続税の総額
①	500927151		27415940	498137246	3000000	501136000	3人	131582800
②		24626035						
③			27415940					
④				498137246				
⑤					3000000			
⑥						501136000		
⑦								131582800

第1表(令和6年1月分以降用) | 外国税額控除額(第11の2表)は

- 分割案作成 : 作成した申告書の内容を分割案として保存できます。
- 任意の「分割案名」を作成してください。

分割案名の変更

分割案情報

分割案名: 分割案①(原案) ○○商事㈱の株式 6,900万円

備考: 相続花子が相続した場合

F1 ヘルプ | F12 漢字 | Enter 確定 | ESC キャンセル

- 分割案一覧 : 保存した分割案のデータを「復元」できます。
- ※現在のデータに上書きしてしまうので、注意してください。

分割案名	備考	分割案作成年月日
分割案①(原案) ○○商事㈱の株式 6,900万円	相続花子が相続した場合	R.050916 10:34:45
分割案② ○○商事㈱の株式 6,900万円	財産等子が相続した場合	R.050916 10:37:18

F1 ヘルプ | F2 閉じる | F3 上へ | F4 下へ | F5 名前変更 | F7 削除 | F9 印刷 | Enter 復元

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 9) 第1表 課税価格、相続税額 ③

比較表の確認

下記の分割案の比較結果は以下のとおりです。詳細情報を知りたい場合は、印刷処理を実行してください。

分割案①： 分割案①（原案） ○○商事㈱の株式 6,800万円  
 分割案②： 分割案② ○○商事㈱の株式 6,800万円

氏名	分割案①	分割案②	差額(案①-案②)
○各人の合計			
相続 太郎	64,737,400	81,861,100	-17,123,700
○財産を相続した人			
相続 花子	1,087,800	0	1,087,800
相続 一郎	39,629,100	52,031,600	-12,402,500
財産 幸子	29,829,500	29,829,500	0

氏名	各人の合計			財産を相続した人		
	相続 太郎	相続 花子				
区 分	イ 分割案①	ロ 分割案②	ハ 差額(イ-ロ)	イ 分割案①	ロ 分割案②	ハ 差額(イ-ロ)
課 税 価 格						
取得財産の価額	498,392,151	498,392,151	0	256,646,350	187,646,350	69,000,000
相続時精算課税適用財産の価額	24,626,035	24,626,035	0			
債務及び葬式費用の金額	27,415,940	27,415,940	0	3,359,600	3,359,600	0
純資産価額	495,602,246	495,602,246	0	253,286,750	184,286,750	69,000,000
経資産価額に加工される 暦年課税分の贈与財産価額	3,000,000	3,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0
課 税 価 格	498,600,000	498,600,000	0	254,286,000	185,286,000	69,000,000
各人の算出税額						
法定相続人の数及び 遺産に係る基礎控除額	3人 48,000,000	3人 48,000,000	0人 0			
相続税の総額	130,505,000	130,505,000	0			
あ ん 分 割 合	1.00	1.00		0.51	0.37	0.14
算 出 税 額	130,505,000	130,505,000	0	66,557,550	48,286,850	18,270,700
相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額						
暦年課税分の 贈与税額控除額	90,000	90,000	0			
配偶者の税額軽減額	65,252,500	48,286,850	16,965,650	65,252,500	48,286,850	16,965,650
未成年者控除額						
障害者控除額						
納 税 控 除						
相次相続控除額	425,000	425,000	0	217,204	158,034	59,170
外国税額控除額						
計	65,767,500	48,801,850	16,965,650	65,469,704	48,444,884	17,024,820
差 引 税 額	64,737,500	81,861,104	-17,123,604	1,087,846	0	1,087,846
相続時精算課税分の 贈与税額控除額	0	0	0			
医療法人持分税額控除額						
の 小 計	64,737,400	81,861,100	-17,123,700	1,087,800	0	1,087,800
計 納 税 額 予 税 額						
申告期限までに 納付すべき税額	64,737,400	81,861,100	-17,123,700	1,087,800	0	1,087,800
申 送 税 額						
運付される税額						

比較表作成 : 編集中の申告データ及び保存した分割案の中で「比較表」を作成することができます。

- 「比較表の対象となる分割案①」及び「比較表の対象となる分割案②」を指定し、申告納税額及び課税価格を確認できます。
- 相続財産の種類別価額及び相続税額の比較表を印刷できます。

分割案名	備考	選択情報
編集中の相続税申告データ		
編集中の相続税申告データ		
分割案① (原案)	○○商事㈱の株式 6,800万円	相続花子が相続した場合 分割案①
分割案②	○○商事㈱の株式 6,800万円	相続一郎が相続した場合 分割案②
分割案③	○○商事㈱の株式 6,800万円	財産幸子が相続した場合 分割案③

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 1 0) 第2表 相続税の総額の計算書

相続税の総額の計算書					被相続人	相続 太郎	第2表 (令和5年1月1日分以降用)
この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の④欄及び⑤欄並びに⑥欄から⑧欄までは記入する必要がありません。							
① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額		③ 課税遺産総額			
① (第1表) ②	498,600,000 円	② 3,000 万円 + (600 万円 × ④ 3 人) =	④ 4,800 万円	③ (①-②)	450,600,000 円		
④ 法定相続人 (注)1参照		⑤ 左の法定相続人に 応じた 法定相続分		第1表の「相続税の総額」の計算		第3表の「相続税の総額」の計算	
氏名	被相続人との 続柄	法定相続分		⑥ 法定相続分に 応ずる取得金額 (1,000円未満切捨て)	⑦ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」 で計算します。)	⑧ 法定相続分に 応ずる取得金額 (1,000円未満切捨て)	⑨ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」 で計算します。)
相続 花子	妻	1/2		225,300,000 円	74,385,000 円		
相続 一郎	長男	1/4		112,650,000 円	28,060,000 円		
財産 幸子	長女	1/4		112,650,000 円	28,060,000 円		

- ・法定相続人及び相続税の総額は自動で表示・計算します。
- ・修正する場合は、「法定相続人の数」で調整します。

法定相続人の数 ×

法定相続人の数:  人





### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 1 3) 第4表の2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書（直接入力）

控除を受ける人の氏名		財産	幸子
被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受ける財産（特例贈与財産）を取得した場合	贈与税の申告書の提出先	税務署	税務署
相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	①	5,000,000	円
①のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特別贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	②	5,000,000	円
その年分の暦年課税分の贈与税額	③	485,000	円
控除を受ける贈与税額（特例贈与財産分） (②×③÷①)	④	485,000	円
被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受けない財産（一般贈与財産）を取得した場合	贈与税の申告書の提出先	税務署	税務署
相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税の配当控除後の金額）	⑤	円	円
⑤のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑥	円	円
その年分の暦年課税分の贈与税額	⑦	円	円
控除を受ける贈与税額（一般贈与財産分） (⑥×⑦÷⑤)	⑧	円	円

・「控除を受ける人の氏名」は、入力する欄をダブルクリックし、「相続人一覧」から選択します。

・「贈与税の申告書の提出先」は、直接手入力か「F3:参照」で選択します。

・その他必要項目を入力します。

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 1 3) 第4表の2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書（贈与税の達人からのデータ連携）

贈与税の申告書の提出先	財産	税務署	税務署	税務署
被相続人から暦年課税に係る贈与によって相続特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受ける財産（特例贈与財産）を取得した場合				
相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	①	5,000,000		
②のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特別贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の差額となった価額）	②	5,000,000		
その年分の暦年課税分の贈与税額	③	485,000		
控除を受ける贈与税額（特例贈与財産分） (③×②÷①)	④	485,000		
被相続人から暦年課税に係る贈与によって相続特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受けない財産（一般贈与財産）を取得した場合				
相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑤			
⑥のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の差額となった価額）	⑥			
その年分の暦年課税分の贈与税額	⑦			
控除を受ける贈与税額（一般贈与財産分） (⑦×⑥÷⑤)	⑧			
贈与税の申告書の提出先				
被相続人から暦年課税に係る贈与によって相続特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受ける財産（特例贈与財産）を取得した場合				
相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	⑨			
⑩のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特別	⑩			

- 「贈与税の達人」をご利用で、贈与税の達人の基本情報「F6:税務履歴」にデータがある場合には、「データ連携」で取り込むことができます。
- 画面左上の「 データ連携」をクリックします。
- 「参照」を選択し、取り込む受贈者データを選択します。

データ連携

贈与税の達人からデータを取込みます。  
対象となるデータを選択してください。

業務選択: 贈与税の達人(令和05年分以降用)

受贈者データの選択

受贈者コード: ZOUY000004

受贈者名: 財産 幸子

申告年度: 令和 5年分

申告区分: 確定

データ名称: 確定申告

- 「確定」をクリックするとデータが取り込まれます。

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 1 4) 第5表 配偶者の税額軽減額の計算書

相続税の達人(令和6年分以降適用) for Cube - [SOUZOKU001 相続 太郎 令和6年分 確定 確定申告] - [申告書の作成]

ファイル(F) 環境設定(E) ツール(T) ヘルプ(H)

新規作成 開く 保存 印刷設定 印刷 印刷設定 データ管理 データベース管理 ウィザード 情報コミュニティ ログアウト 税務 太郎

印刷 拡大 縮小 100% 付表作成

### 配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人 相続 太郎

第5表 (令和6年1月分以降適用)

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	(第1表の④の金額) (配偶者の法定相続分)	④※	円
501,136,000円 × $\frac{1}{2}$ =	250,568,000円	250,568,000	
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円			

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表2の配偶者の①の金額)	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表2の配偶者の②の金額)	④ (②-③)の金額 (②の金額より大きいときは0)	⑤ 純資産価額に計算される周年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	円
37,750,700	3,359,600	187,850,396	0	1,000,000	38,750,000		

⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)	⑧ ⑥の金額と⑧の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)	円
131,582,800	38,750,000	501,136,000	10,174,550	

配偶者の税額軽減の限度額 (第1表の配偶者の⑨又は⑩の金額) (第1表の配偶者の⑩の金額) (59,212,260円 - )	⑪	円
59,212,260	59,212,260	

配偶者の税額軽減額 (⑩の金額と⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⑫	円
	10,174,550	

ESC ヘルプ F1 開じる F2 F3 F4 F5 機能メニュー F6 F7 F8 F9 F10 F11 F12 漢字 Enter 補助入力

・計算書は自動計算します。

※「相続人情報の登録」で「配偶者税額軽減の特例」を「受ける」に設定した相続人が表示されます。

・ **付表作成** : 第5表の付表の作成を行います。

付表作成

被相続人から相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受ける贈与を含みます。)により財産を取得した者のうちに財産を継ぐ又は戻した者がいる場合に選択してください。  
※期限後申告書の付表又は、修正申告書の付表として使用します。

「第5表の付表」を作成します

F1 ヘルプ Enter 確定 ESC キャンセル

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 1 5) 第6表 未成年者控除 障害者控除

未成年者控除額 障害者控除額 の計算書						被相続人	相続 太郎	
1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満18歳にならない人がいる場合に記入します。)								
未成年者の氏名	相続 三郎							計
年齢 (1年未満切捨て)	①	15 歳	歳	歳	歳			
未成年者控除額	②	10万円×(18歳-15歳) = 300,000円	10万円×(18歳- 歳) 円	10万円×(18歳- 歳) 円	10万円×(18歳- 歳) 円		300,000 円	
未成年者の第1表の (③+④-②-⑤) 又は(③+④-②-⑤) の相続税額	③	円	円	円	円		円	
(注) 1 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第8の8表1のその未成年者の「未成年者控除額①」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。								
控除しきれない金額 (②-③)	④	300,000 円	円	円	円		計 300,000 円 (A)	
(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額)								
④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。								
扶養義務者の氏名							計	
扶養義務者の第1表の (③+④-②-⑤) 又は(③+④-②-⑤) の相続税額	⑤	円	円	円	円		円	

第6表 (令和5年1月分以降用)

・相続人に未成年者、障害者がいる場合に入力します。

※「相続人情報の登録」で「未成年者控除の適用」「障害者控除の適用」を「該当する」に設定した相続人が表示されます。

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 1 6) 第7表 相次相続控除

相次相続控除額の計算書				被相続人	相続 太郎
この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。					
1 相次相続控除額の総額の計算					
前の相続に係る被相続人の氏名		前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄		前の相続に係る相続税の申告書の提出先	
相続 太郎		相続太郎の父		春日部 税務署	
① 前の相続の年月日	② 今回の相続の年月日	③ 前の相続から今回の相続までの期間(1年未満切捨て)	④ 10年 - ③の年数		
平成 26年03月10日	令和 06年05月10日	10 年	0 年		
⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額(相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)	⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額	⑦ (⑤-⑥)の金額	⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した全ての人の純資産価額の合計額(第1表の④の合計金額)		
19,411,546 円	4,250,000 円	15,161,546 円	495,602,246 円		
(⑧の相続税額)	⑨の(金額)の(金額)	(④の年数)	相次相続控除額の総額		
4,250,000 円 ×	495,602,246 円	0 年	0 円		
	15,161,546 円	10 年			
2 各相続人の相次相続控除額の計算					
(1) 一般の場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち、に農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。)					
今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑩ 相次相続控除額の総額	⑪ 各相続人の純資産価額(第1表の各人の④の金額)	⑫ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第1表の④の各人の合計)	⑬ 各人の⑫の割合	⑭ 各人の相次相続控除額(⑩×各人の⑬の割合)
相続 花子	(上記⑩の金額)	253,286,750 円	495,602,246 円	0.5110686080	0 円
相続 一郎		129,636,813 円		0.2615743049	0 円
財産 幸子	0 円	112,678,683 円		0.2273570871	0 円

第7表 (令和6年1月分以降用)

・ 相続 太郎   追加  削除 : 「追加」ボタンをクリックし追加します。

※「前の相続に係る被相続人の氏名」欄に氏名を入力すると、画面上部の「前被相続人一覧」に表示されます。

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (1) 相続税申告書の作成

#### 1 7) 第8表 外国税額控除 農地等納税猶予税額

外国税額控除額 農地等納税猶予税額 の計算書							被相続人	相続 太郎	第8表 （令和6年1月分以降用）
1 外国税額控除（この表は、課税される財産のうち外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。）									
外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税 ① 国名及納期 ② 納期 ③ 税額	④ の日 現在における 課税換算率	⑤ 邦貨換算 税額 (③×④)	⑥ 邦貨換算 在外純財 産の価額	⑦ 取得財産 の価額の 割合	⑧ 相次相続控 除後の税額×⑦	⑨ 控除額 (⑤と⑧のうち いずれか少ない 方の金額)		
特例一赴				円	円		円	円	
<small>〔注〕 1 ⑧額は、在外財産（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る額等によって取得した財産及び相次相続税適用財産を含みます。）の課税からその財産についての課税の金額を控除した額を記入します。 なお、在外財産が令和6年1月1日以後の額等により取得した相次相続税適用財産である場合のみ、在外財産の課税は、その課税を課した年と前一年中に被相続人である被課税者から額等により取得した相次相続税適用財産の課税の合計からその年の相次相続税課税に係る基礎控除額を控除した残額が限度となります。 2 ⑧額の「取得財産の課税」は、第1表の課税の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る額等によって取得した財産の課税の合計額となります。 3 各人の⑧額の金額も第8表のその人の「外国税額控除額⑧」欄に記載します。</small>									
2 農地等納税猶予税額（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）									
農業相続人の氏名		相続 花子							
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑧の金額)		①		円		円		円	
相続税額の2割加算が行 われる場合の⑧の金額 (第4表⑤×第3表の各農業相続人の⑧の金額)		②							
納上 税の 額 計 算 額 (第1表の各農業相続 人の⑧+②)の金額		③	85,252,500						
第3表④の各農業 相続人の算出税額		④	86,557,550						
相続税額の2割加算が 行われる場合の⑧の金額 (第5表⑤×第3表の各農業相続人の⑧の金額)		⑤							
計の 算額 (③-(④+⑤))の 金額 (赤字のときは0)		⑥	0						
農地等納税猶予税額 (①+⑥-⑦)		⑦	0						
<small>(100円未満切捨て、赤字のときは0)</small>									

1. 外国税額控除  
該当がある場合に、入力します。

2. 農地等納税猶予税額  
※「相続人情報の登録」で「農業相続人」を「該当する」に設定した相続人が表示されます。

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (2) 延納申請書の作成

相続税延納申請書

〒 344-0000 春日部市〇〇3丁目5番16号

氏名 相続 一郎

法人番号

職業 〇〇商事(株) 代表取締役 電話 048-123-5555

1 延納申請税額

① 納付すべき相続税額	33,931,300
② のうち 物件申請税額	
③ のうち納税猶予をする税額	33,931,300
④ のうち 現金で納付する税額 (③-②)	33,931,300

2 金銭で納付することを困難とする理由

3 不動産等の割合

区分	課税対象財産の価額 (2)の表裏がある場合には (表裏の取引等も併せて)	割合
立木の伊根	2,578,050	0.019744
不動産等(1)を含む伊根	12,630,150	0.097872
伊根の伊根	123,067,118	
立木の伊根	2,578,000	
不動産等(1)を含む伊根	12,630,000	0.098
伊根の伊根	123,067,000	

4 延納申請税額の内訳

不動産等の割合 (1)	不動産等に係る (1)×(2)×(3)の場合	延納相継税額 (1)×(2)	延納相継税額 (1)×(3)
75%以上	不動産等に係る (1)×(2)×(3)の場合	(最高) 20年以内	3.6
50%以上 75%未満	不動産等に係る (1)×(2)×(3)の場合	(最高) 10年以内	5.4
50%未満	立木に係る (1)×(2)×(3)の場合	(最高) 15年以内	3.6
	不動産等に係る (1)×(2)×(3)の場合	(最高) 10年以内	5.4
	その他の財産に係る (1)×(3)	(最高) 5年以内	4.8
	その他の財産に係る (1)×(3)	(最高) 5年以内	6.0

7 不動産等の財産の明細 別紙不動産等の財産の明細書のとおり

8 担保 別紙目録のとおり

9 延納申請年数 6 利子税の割合

延納申請年数	利子税の割合
1	3.6
2	5.4
3	3.6
4	5.4
5	4.8
6	6.0

9 延納申請年数 6 利子税の割合

延納申請年数	利子税の割合
1	3.6
2	5.4
3	3.6
4	5.4
5	4.8
6	6.0

「データ取込」で延納申請者のデータを取り込みます。

※「相続人の登録」で「延納申請:する」と設定した相続人が取り込まれます。

相続人の実態

相続人コード: 02

フリガナ: ソウゾク イチロウ

氏名: 相続 一郎

法人個人区分: 個人

個人番号: [検索]

生年月日: 昭和 57 年 03 月 24 日

年齢: [入力] 42 歳

性別: [男性]

配偶: [既婚]

相続人区分: [法定相続人]

取得原因: 相続 遺贈 相続時特種課税 死亡相続人: [該当しない]

相続放棄: [しない]

配偶者控除適用: 入力 使わない

2割加算の適用: 入力 該当しない

未成年者の適用: 入力 該当しない

障害者控除の適用: [該当しない]

相続開始年月日: [ ]年 [ ]月 [ ]日

延納申請: [する]

物件申請: [しない]

代理人区分: [相続]

代理人氏名: [ ]

代理人住所: [ ]

職業: 〇〇商事(株) 代表取締役

郵便番号: 344 - 0000

住所: 春日部市〇〇3丁目5番16号

電話番号: 048 - 123 - 5555

メールアドレス: ichiro@sozoku.com

利用権限の番号: [1688-6888-6888] [検索]

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (3) 物納申請書の作成

印刷 拡大 縮小 65% 相続 一郎 データ取込

相続税物納申請書

(〒 344-0000 )  
住所 春日部市〇〇3丁目5番16号

フリガナ アイチロウ イチロウ  
氏名 相続 一郎

法人番号

職業 ○〇業系(特) 代表取締役 電話 048-123-5555

春日部 税務署長 殿

年 月 日

下記のとおり相続税の物納を申請します。

記

1 物納申請税額

① 相続税額	33,820,100 円
② 現金で納付する税額	20,000,000
③ 延納を求めようとする税額	
④ 納税猶予を受ける税額	
⑤ 物納を求めようとする税額 (①-(②+③+④))	13,820,100

同上的うち

2 延納によっても金銭で納付することを困難とする理由

(物納ができるのは、延納によっても金銭で納付することが困難な範囲に限りです。)

別紙「金銭納付を困難とする理由書」のとおり。

3 物納に充てようとする財産

別紙目録のとおり。

4 物納財産の順位によらない場合等の事由

別紙「物納劣後財産等を物納に充てる理由書」のとおり。

※ 該当がない場合は、二重線でお目直しください。

5 その他参考事項

右の欄の該当の箇所を○で囲み住所氏名及び年月日を記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 相続者 (住所) 埼玉県春日部市 〇〇3丁目5番16号 (氏名) 相続 一郎 <input checked="" type="checkbox"/> 相続開始 (相続開始) 開始年 月 日 令和 06 年 05 月 10 日 <input checked="" type="checkbox"/> 申告(確定申告) 期限(修正、更正、決定)年月日 令和 07 年 02 月 10 日 <input checked="" type="checkbox"/> 納 期 限 令和 07 年 02 月 10 日
納税地の指定を受けた場合のその指定された納税地	
物納申請の届下にある再申請である場合は、当該届下にある「相続税物納届下通知書」の日付及び番号	第 年 月 日
物納申請財産が非上場株式である場合は、非上場株式に係る法人の物納許可申請の日前2年間に終了した事業年度の法人税申告書の提出先及び提出日	① 年 月 日 ② 年 月 日

税務署 郵送等年月日 担当官  
税務課 年 月 日

・「データ取込」で物納申請者のデータを取り込みます。

※「相続人の登録」で「物納申請:する」と設定した相続人が取り込まれます。

相続人の変更

相続人コード: 02

フリガナ: アイチロウ イチロウ

氏名: 相続 一郎  共同申告しない

法人個人区分: 個人

個人番号:

生年月日: 昭和 57 年 02 月 24 日

年齢:  入力  検索

性別: 男性

続柄: 長男

補代襲者名:

補代襲者の続柄:

職業: ○〇業系(特) 代表取締役

郵便番号: 344 - 0000

住所: 埼玉県春日部市〇〇3丁目5番16号

電話番号: 048 - 123 - 5555

メールアドレス: ichi.rou@ozakus.com

利用税理師番号: 1568-6888-6888-6887

取得理由:  相続  遺贈  相続時特種課税

相続税:  しない  する

配属者税額配賦の適用:  入力  しない

加算の適用:  入力  しない

未成年控除の適用:  入力  しない

障害者控除の適用:  しない  する

死亡相続人:  該当しない  する

相続開始年月日: 年 月 日

延納申請:  しない  する

物納申請:  しない  する

代理人区分:  相続  委任

代理人氏名:

代理人住所:

農業相続人:  該当しない  する

障害者相続人:  該当しない  する

特種障害者相続人:  該当しない  する

林業経営者相続人:  該当しない  する

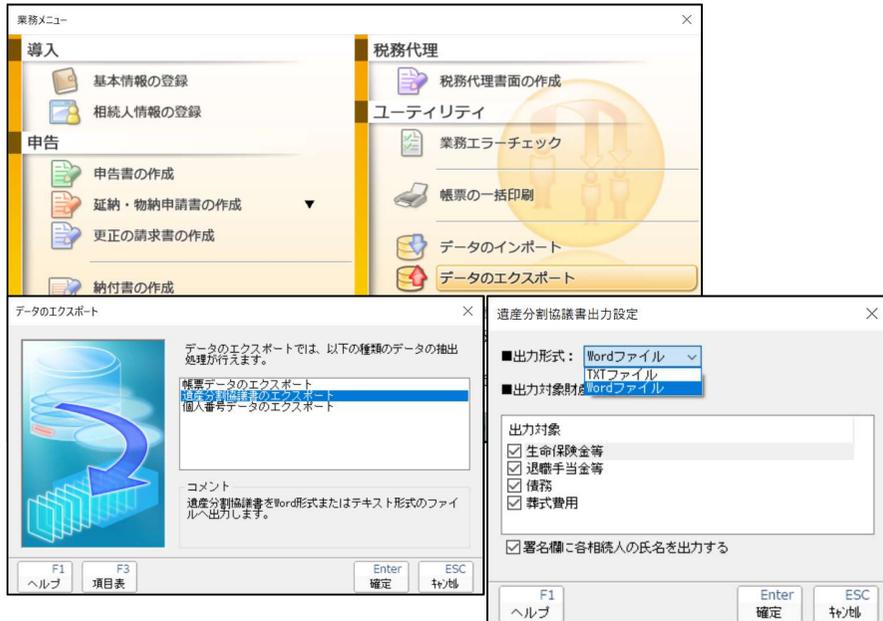
医療法人特定相続人等:  該当しない  する

特種事業相続人等:  該当しない  する

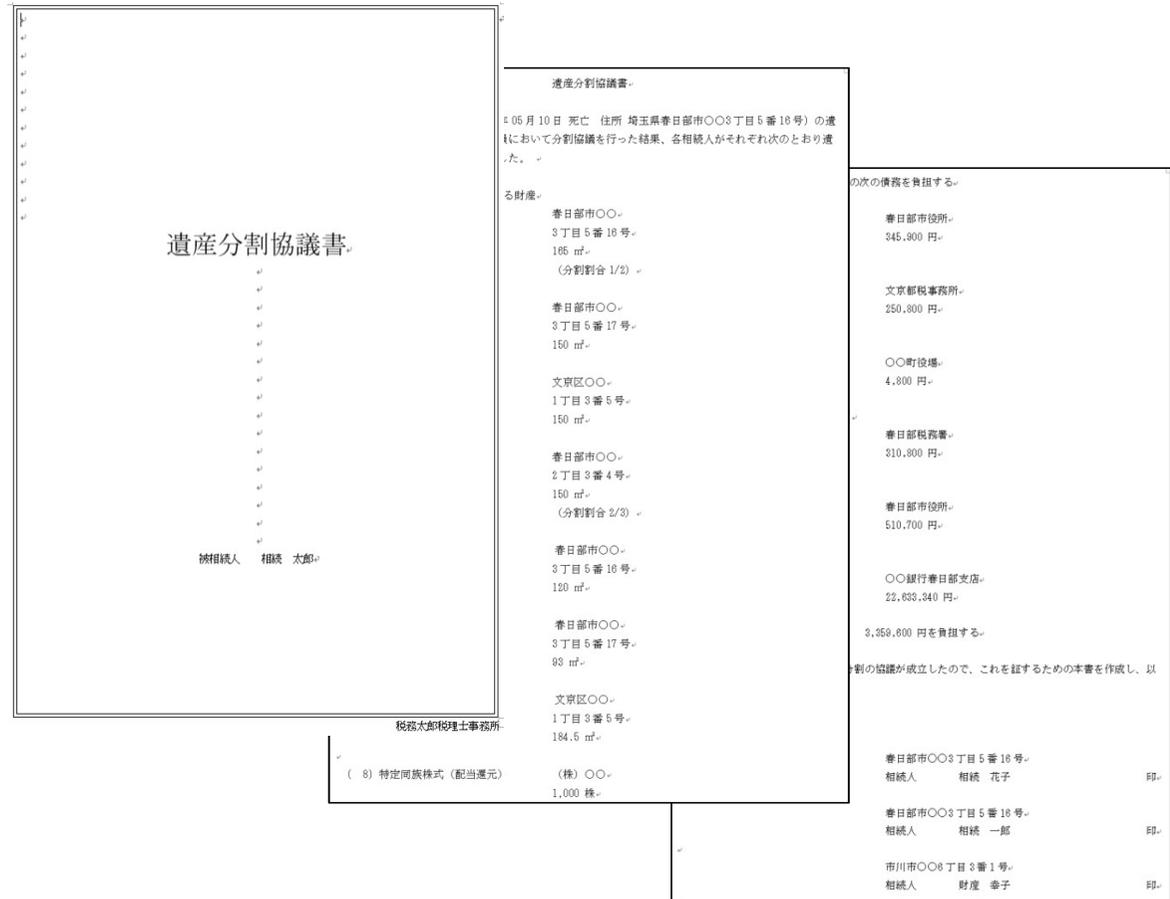
特定計画相続人等:  該当しない  する

### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### （4）データのエキスポート（遺産分割協議書）

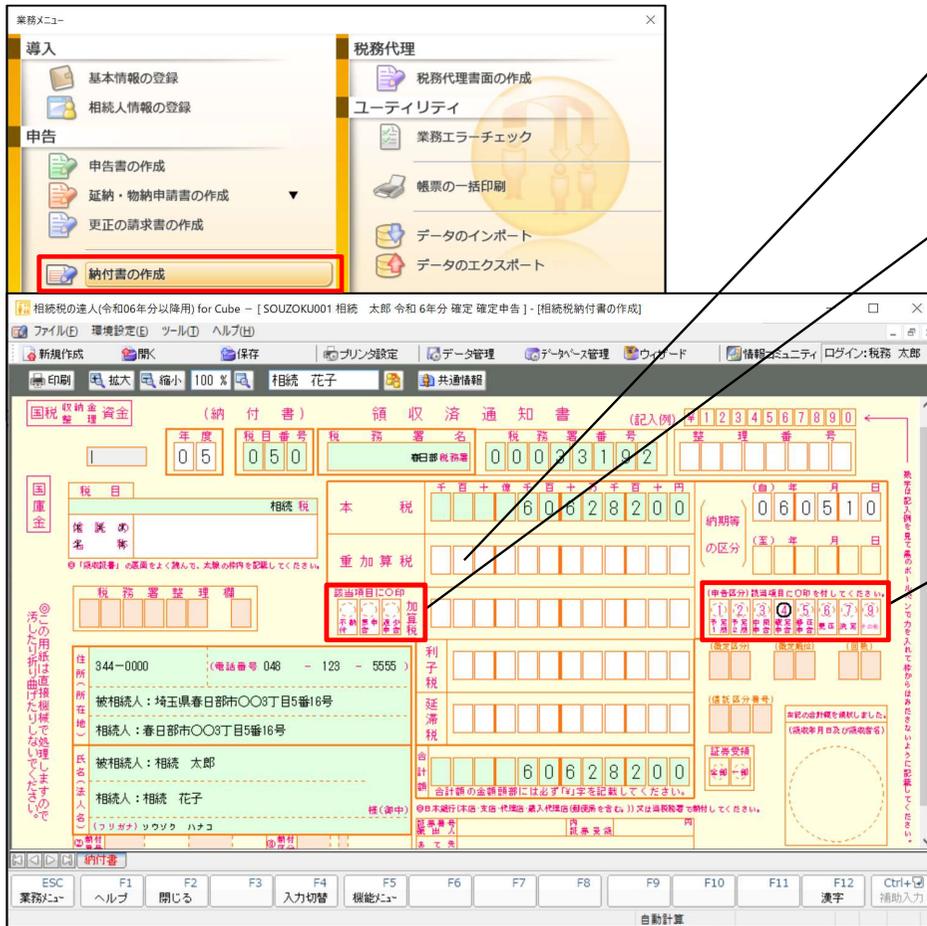


遺産分割協議書を「Word形式」または「TXT形式」のファイルで出力できます。



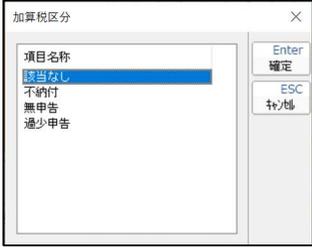
### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (5) 納付書の作成

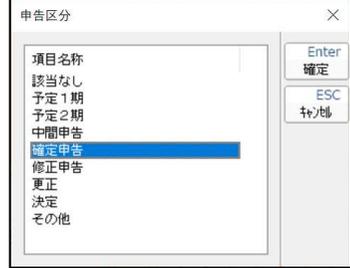


・納付書の作成を選択すると、「（納付書）領収済通知書」が表示されます。  
 ※重加算税、加算税、利子税、延滞税の金額等は、手入力します。

・赤字部分をダブルクリックし、該当するものを選択します。



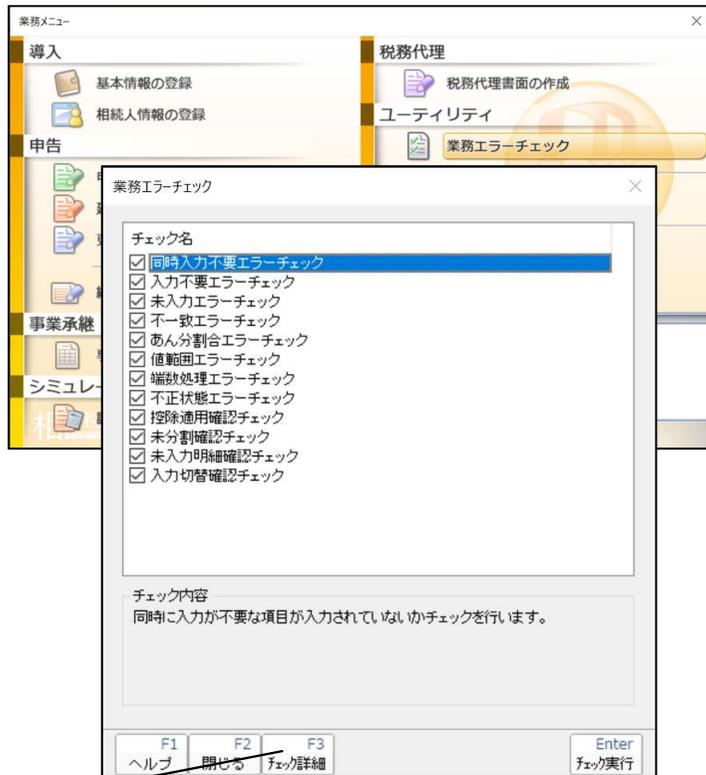
・赤字部分をダブルクリックし、該当するものを選択します。



### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (6) 業務エラーチェック

■業務エラーチェックでは、作成した帳票に不備や誤りがないかをチェックし、結果をPDFファイルに出力できます。



・「F3:チェック詳細」では、どのような内容に基づいてエラーチェックがされているかを詳細に確認できます。

作成日時：令和06年09月15日09時23分

#### チェック内容一覧

個人コード	被相続人氏名	確認日付	チェック②	チェック①	担当
SOUZOKU001	相続 太郎	/	/	/	/
税目	申告区分	申告年度	印		
相続税	確定	令和 5年分			

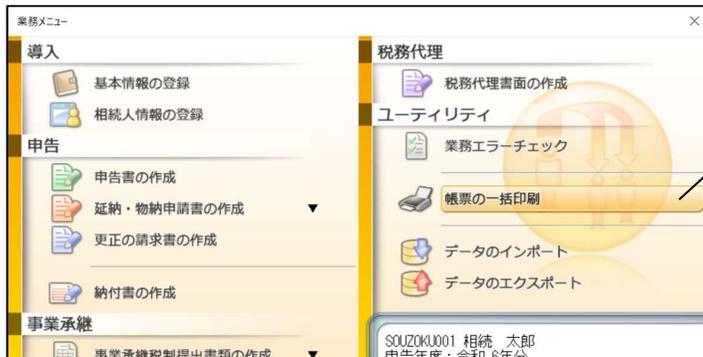
○チェック項目詳細リストとの照合の結果、以下の通りのエラー及び確認項目が存在します。

チェック名	チェック内容	確認欄
未入力明細確認	帳票名：第14表 ページ：1ページ 明細：1明細目 [3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細]のすべての項目が入力されていません。 上記明細の内容について確認してください。	
同時入力不要エラー	該当するエラー及び確認項目はありません。	
入力不要エラー	該当するエラー及び確認項目はありません。	
未入力エラー	該当するエラー及び確認項目はありません。	
不一致エラー	該当するエラー及び確認項目はありません。	
あん分割合エラー	該当するエラー及び確認項目はありません。	
値範囲エラー	該当するエラー及び確認項目はありません。	
端数処理エラー	該当するエラー及び確認項目はありません。	
不正状態エラー	該当するエラー及び確認項目はありません。	

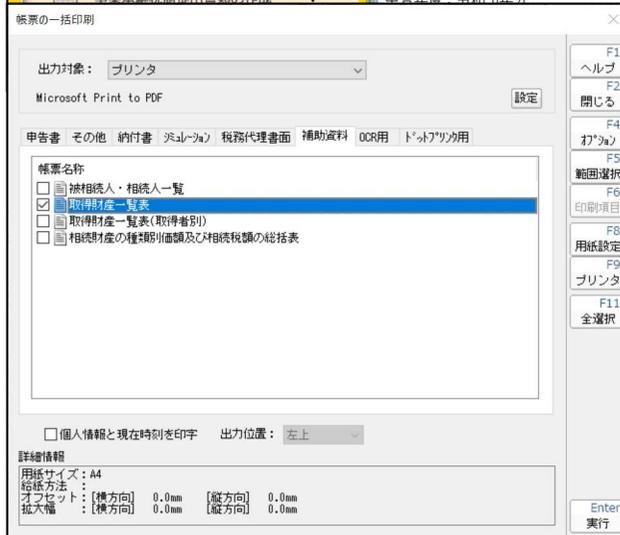
### 3. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

#### (7) 帳票の一括印刷

■ 補助資料として、「取得財産一覧表」や「所得財産一覧表（所得者別）」の出力ができます。



- ・「帳票の一括印刷」を選択します。
- ・「補助資料」タブを選択し、「取得財産一覧表」および「取得財産一覧表（取得者別）」にチェックを入れ、「実行」をクリックします。  
※纏めて印刷したい場合には、両方にチェックを入れます。
- ※「出力方法」や「出力対象」を選択して印刷したい場合には、「F4:オプション」ボタンで、「出力方法」や「出力対象」を選択します。



# 04.

## 「電子申告の達人」基本操作

## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### 【機能追加】 国税（Ver.1.25.0.15の内容：令和6年9月21日リリース版）

#### 1. 自動ダイレクトへの対応

2024年4月1日よりe-Taxにおいて、ダイレクト納付の機能に自動ダイレクトが追加されたことに対応。

本対応に伴い、以下のとおり画面を変更／追加しました。

※自動ダイレクトの詳細について、以下の国税庁ホームページの「G-2-2 ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）の手続き」-「自動ダイレクト」をご確認ください。

URL：<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/index.htm#jidoudirect>

##### ① [オプション] 画面の変更

- ・ [送信] タブに [自動ダイレクト送信の要否] を追加。「電子申告の達人」において、[自動ダイレクト送信の要否] - [申告データ送信時、自動ダイレクトでの送信を行う] の初期値は、チェックが付いています。自動ダイレクトでの送信を利用しない場合は、[申告データ送信時、自動ダイレクトでの送信を行う] をクリックしてチェックを外すことで、送信時に自動ダイレクトでの送信の要否を確認するメッセージ画面を非表示にできます。

共通	取込	送信	メッセージ確認	環境
自動ダイレクト送信の要否				
<input checked="" type="checkbox"/> 申告データ送信時、自動ダイレクトでの送信を行う				

← 項目の追加

## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### 【機能追加】 国税（Ver.1.25.0.15の内容：令和6年9月21日リリース版）

#### ②メッセージ画面の追加

- ・ [4.送信] 画面で申告・申請等データをクリックしてチェックを付け、[送信] ボタンをクリックした際、選択した申告・申請等データに自動ダイレクトの対象データが存在する場合、自動ダイレクトでの送信の要否を確認するメッセージ画面を表示するよう対応

申告データをクリックして  
チェックを付けて (①)  
[送信] ボタンをクリック (②)

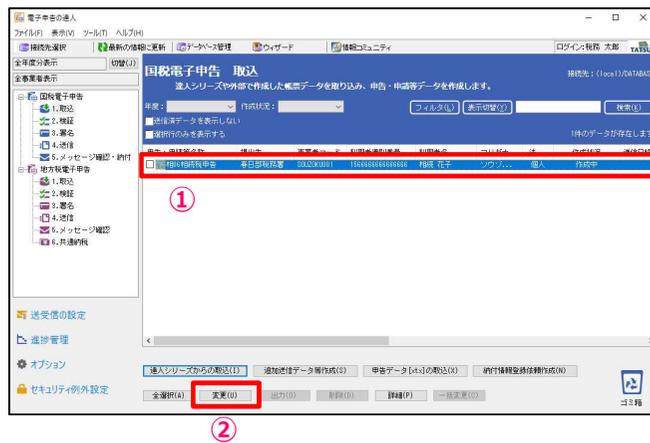
※操作手順について、詳しくは『電子申告の達人（国税 法人税申告編）運用ガイド』を参照してください。

## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### 【機能追加】送受信の設定 (Ver.1.25.0.15の内容：令和6年9月21日リリース版)

#### ③ [データのインポート] 画面

- ・相続税の電子申告データをクリックして選択し、[変更] ボタンをクリックした際、[電子申告・申請等 (国税)] 画面 - [帳票] タブで [達人シリーズからの取込] ボタンをクリックして表示される [データのインポート] 画面を追加し、[財産評価の達人からのインポート] を選択できるよう対応



相続税の電子申告データを  
選択して (①)  
[変更] ボタンをクリック (②)



[帳票] タブをクリックして (③)  
[達人シリーズからの取込] ボタンをクリック (④)



## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### 【機能追加】 国税（Ver.1.25.0.15の内容：令和6年9月21日リリース版）

#### 2. 取り込み機能の追加（※「財産評価の達人」ご契約の方限定）

「財産評価の達人（令和06年分以降用）」（Ver:1.1.0.1）で作成した以下の帳票を、令和6年度の相続税申告の添付書類として取り込めるよう対応

##### 対応帳票

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）

居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書

本対応に伴い、以下の画面を追加

##### ①メッセージ画面

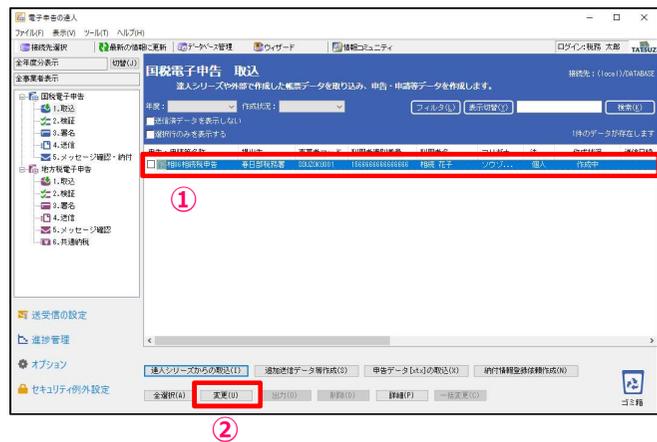
- ・相続税のデータ取り込みの際、[取込帳票選択] 画面で [確定] ボタンをクリックすると、「財産評価の達人」からのインポートの要否を確認するメッセージ画面を表示するよう対応

## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### 【機能追加】 国税 (Ver.1.25.0.15の内容 : 令和6年9月21日リリース版)

#### ② [データのインポート] 画面

- 相続税の電子申告データをクリックして選択し、[変更] ボタンをクリックした際、[電子申告・申請等 (国税)] 画面 - [帳票] タブで [達人シリーズからの取込] ボタンをクリックして表示される [データのインポート] 画面を追加し、[財産評価の達人からのインポート] を選択できるよう対応



相続税の電子申告データを選択して (①)  
[変更] ボタンをクリック (②)



[帳票] タブをクリックして (③)  
[達人シリーズからの取込] ボタンをクリック (④)



## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### 【機能追加】送受信の設定（Ver.1.25.0.15の内容：令和6年9月21日リリース版）

#### 1. ボタンの追加／削除

[国税／地方税選択] で選択した [国税] 及び [地方税] の、各タブのボタンにおいて、以下のとおり追加／削除しました。

##### ①ボタンの追加

- ・ [共通設定（e-Tax登録情報）] タブ及び [共通設定（eLTAX登録情報）] タブにおいて、以下のボタンを追加。それぞれのボタンをクリックすると、e-Tax又はeLTAXポータルサイトのログインページを表示する旨のメッセージ画面を表示し、[はい] ボタンをクリックするとログインページを表示できます。

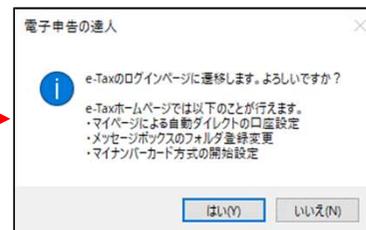
国税／地方税選択	タブ	ボタン
国税	共通設定（e-Tax登録情報）	e-Tax（法人）ログイン e-Tax（個人）ログイン
地方税	共通設定（eLTAX登録情報）	eLTAXログイン

■ 画像は [共通設定（e-Tax登録情報）] タブで、[e-Tax（法人）ログイン] ボタンをクリックした場合です。



[e-Tax（法人）ログイン]  
ボタンをクリック

→ ボタンの追加



## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### 【機能追加】送受信の設定（Ver.1.25.0.15の内容：令和6年9月21日リリース版）

#### ②ボタンの削除

・「①ボタンの追加」に伴い、[メッセージボックス] タブにおいて、e-Tax又はeLTAXポータルサイトのログインページを表示した [設定] ボタンを削除しました。

■ 画像は [国税] の [メッセージボックス] タブの場合です。



← ボタンの削除



## 2. 使用可能な文字の範囲拡大

[共通設定（eLTAX登録情報）] タブで該当の利用者を選択し、[設定] ボタンをクリックして表示される [共通設定（eLTAX登録情報）] 画面の、以下の項目の [設定] ボタンをクリックすると表示される各画面において、丸数字“①”、ローマ数字“Ⅱ”などの文字を使用できるよう変更

項目	画面
利用者情報	利用者情報
	代表者情報
提出先・手続き情報	提出先登録

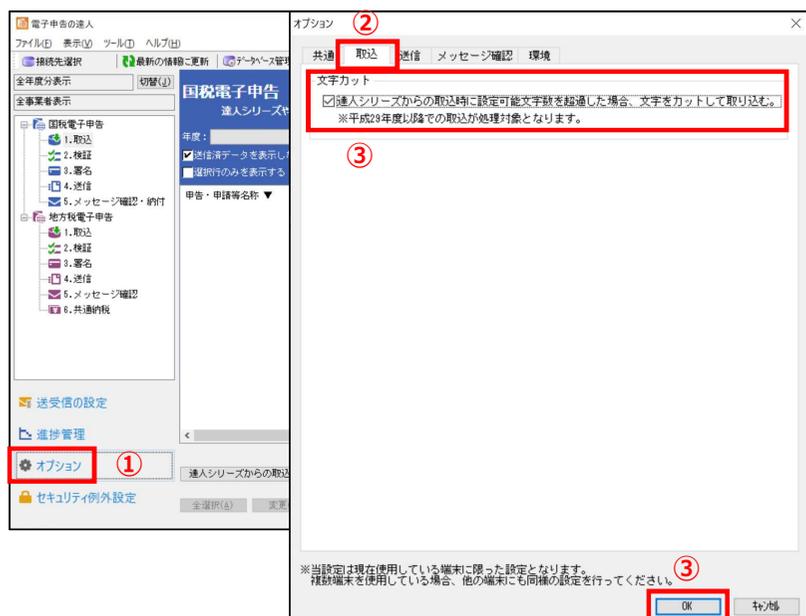
## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### 【補足】文字カット機能

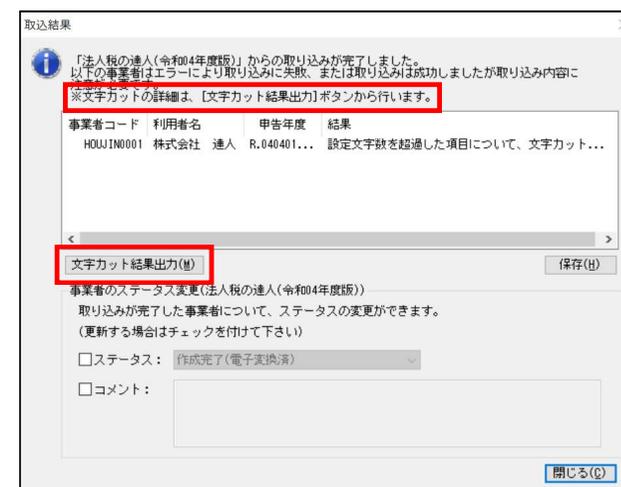
[1. 取込] 画面 – [達人シリーズからの取込] ボタンからデータを取り込む際、取込対象のデータにe-Tax及びeLTAXで許容される文字数を超過している項目が含まれていた場合、超過分の文字を自動的にカットしてデータを取り込む処理を任意で設定できる機能を追加しています。

※文字カット機能は設定を行った端末のみ有効となります。複数端末で利用している場合には他の端末にも同様の設定を行ってください。

「オプション」画面

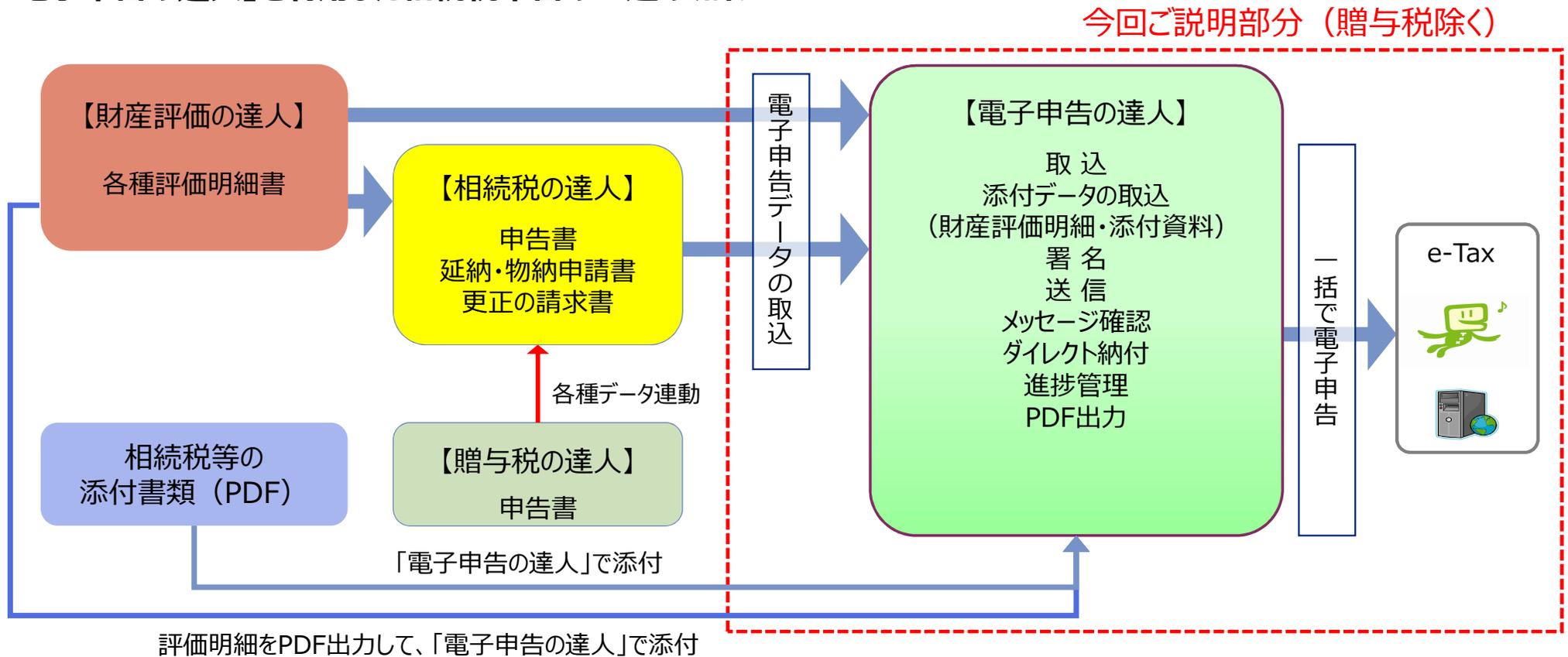


「取込結果」画面



## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### 「電子申告の達人」を利用した相続税申告の一連の流れ



(注) 相続税電子申告においては、土地に関する評価明細の一部以外はすべてイメージ添付書類 (PDF) もしくは郵送での提出となります。  
※贈与税電子申告では一部評価明細書 (土地) のみ電子申告データとして送信可能

## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### 相続税の電子申告について

- 電子申告の達人では、国税仕様に合わせ一回の送信で最大9人までの相続人の申告に対応しています。相続人の申告が10人以上の場合には、複数個のデータを作成して対応します。
- 利用者識別番号は相続人ごとに取得が必要です。  
利用者識別番号を入力しないで送信した相続人分は、別途、紙での申告が必要です。
- 受付結果（メール詳細）は、代理送信を行った税理士および申告をした相続人それぞれのメッセージボックスに保管されます。
- 添付書類はイメージデータ（PDF）での送信が可能です。  
申告書送信時に14MB、追加送信で14MB×10回、計154MB分の送信が可能です。  
※1送信あたり最大136ファイル

## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### 【電子申告対応帳票】

(令和6年8月31日現在)

1	第1表	10	第7表	19	第11・11の2表の付表1(別表1)
2	第1表(続)	11	第8表	20	第11・11の2表の付表1(別表1の2)
3	第1表の付表2	12	第8の8表(令和5年1月以降用)	21	第13表
4	第2表 相続税の総額の計算書	13	第9表 生命保険金などの明細書	22	第14表
5	第4表 相続税額の加算金額の計算書	14	第10表 退職手当金などの明細書	23	第15表 相続財産の種類別価額表
6	第4表の付表	15	第11表、第11表の付表1～4 相続税がかかる財産の合計表 相続税がかかる財産の明細書	24	第15表(続)
7	第4表の2	16	第11表の2表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続税の申告書等送信票(兼送付書)</li> <li>・申告書の作成に関する計算事項等記載書面(資)</li> <li>・申告書に関する審査事項等記載書面(資)</li> <li>・税務代理権限証書</li> </ul>	
8	第5表 配偶者の税額軽減額の計算書	17	第11・11の2表の付表1		
9	第6表	18	第11・11の2表の付表1(続)		

※上記以外の帳票（第8の2の2表など）については、イメージ添付書類（PDF）での送付が可能です。（一部対象外あり）

対象となる添付書類については、以下のURLを参照願います。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/imagedata/shinkoku08.pdf>

## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### (1) 申告データの取込

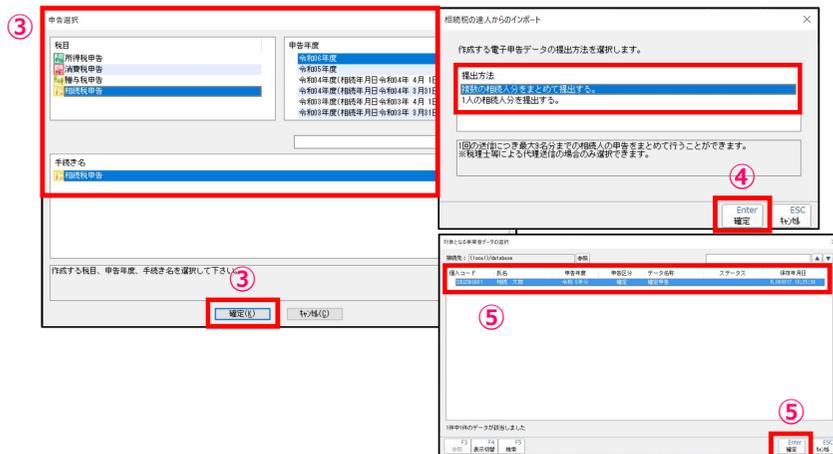
相続税の達人で作成した申告データを電子申告データに変換して取込みます。



相続人ごとの利用者識別番号の入力や送信票（送付書）作成は、事前に「相続税の達人」で済ませておきます。

①「1.取込」を選択し、「達人シリーズからの取込」をクリック  
※「送信済データを表示しない」にチェックを入れます。

②「達人シリーズからの取込」画面で、「手続きの種類（今回は「申告」）」、「法人個人区分（今回は「個人）」をそれぞれ選択し、「次へ」をクリック



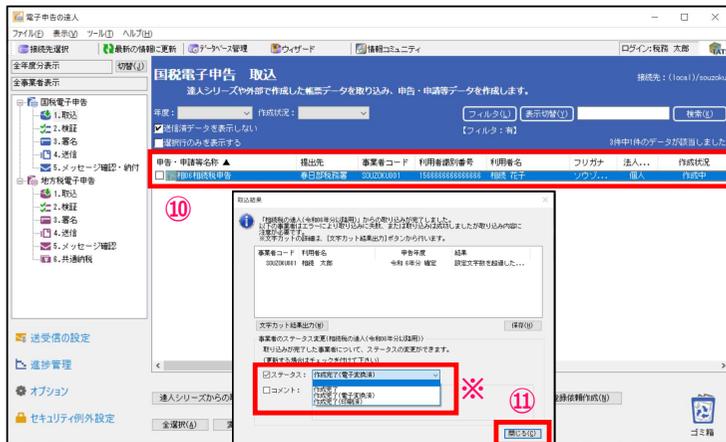
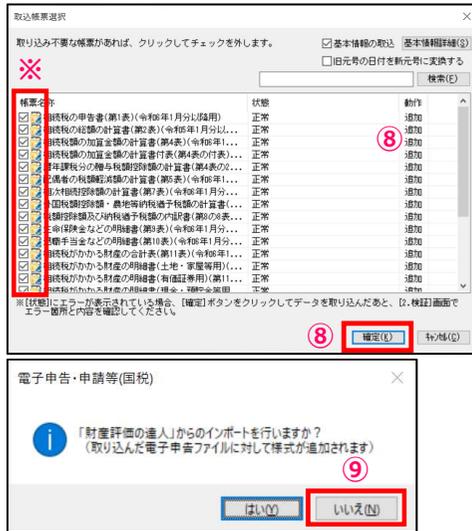
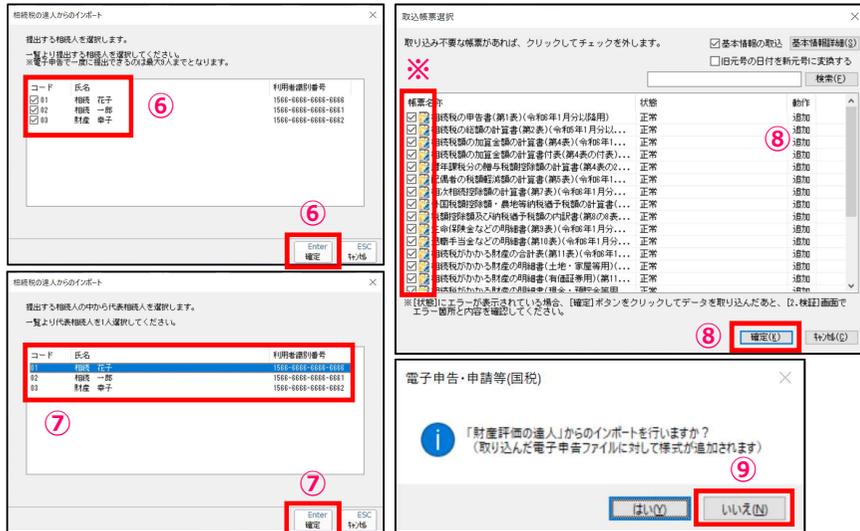
③「申告選択」画面で、「税目」「申告年度」「手続き名」をそれぞれ選択し、「確定」をクリック

④複数の相続人の申告をまとめて提出する場合には、「複数の相続人分をまとめて提出する」を選択し、「確定」をクリック  
※相続人が1人の場合には、「1人の相続人分を提出する」を選択します。

⑤「取込むデータ」を選択し、「確定」をクリック

# 4. 「電子申告の達人」基本操作

## (1) 申告データの取込



⑥ 提出する相続人にチェックが入っていることを確認し、「確定」をクリック  
※デフォルトはすべてにチェックが入っています。

⑦ 一覧から「代表相続人」を選択し、「確定」をクリック  
取込むデータを選択し、「確定」をクリック

⑧ 取込む帳票を確認し、「確定」をクリック  
※取込不要な帳票がある場合には、該当帳票のチェックを外します。

⑨ 続いて、「財産評価の達人」からのインポートを行う画面が表示されるので、  
・取込む場合には「はい」をクリック  
・取込まない場合には「いいえ」をクリック  
※今回は「いいえ」をクリック

⑩ 取込結果が表示されるので、確認後、「閉じる」をクリック  
※ステータスの変更やコメントを入力したい場合には、それぞれにチェックを入れ、変更・入力をしてください（ステータス、コメントは申告書作成ソフト側に反映されます）

⑪ 申告・申請等データ表示領域に、申告書が取込まれます。

# 4. 「電子申告の達人」基本操作

## (1) 申告データの取込

⑥ 提出する相続人にチェックが入っていることを確認し、「確定」をクリック  
※デフォルトはすべてにチェックが入っています。

⑦ 一覧から「代表相続人」を選択し、「確定」をクリック

⑧ 取込む帳票を確認し、「確定」をクリック  
※取込不要な帳票がある場合には、該当帳票のチェックを外します。

⑨ 続いて、「財産評価の達人」からのインポートを行う画面が表示されるので、  
・取込む場合には「はい」をクリック  
・取込まない場合には「いいえ」をクリック  
※今回は「はい」をクリック

⑩ 「次へ」をクリック  
※取込対象の帳票は以下になります。  
・「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」の第1表、第2表  
・「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」及び「土地（倍率方式）一覧表」の居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書

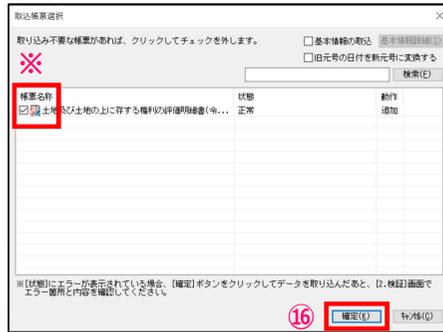
⑪ 「参照」をクリック

⑫ 取込む評価対象者を選択し、「確定」をクリック

⑬ 「次へ」をクリック

# 4. 「電子申告の達人」基本操作

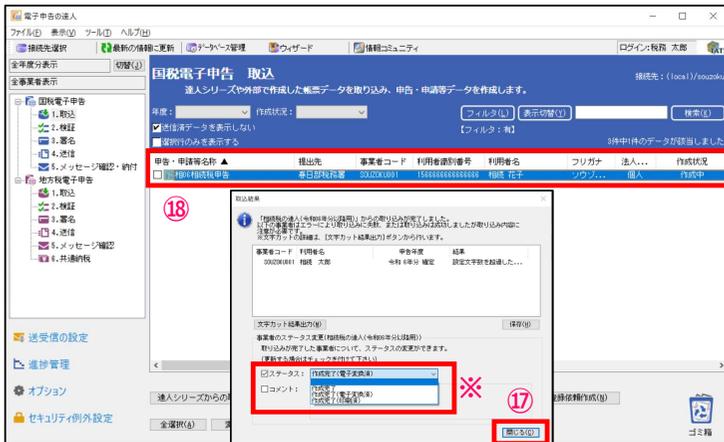
## (1) 申告データの取込



⑭ 取込む財産データにチェックを入れ、「次へ」をクリック  
 ※デフォルトはチェックが入っていません。  
 ※「全選択」をクリックすれば、全てのデータにチェックが入ります。

⑮ 「完了」をクリック

⑯ 取込む帳票を確認し、「確定」をクリック  
 ※取込不要な帳票がある場合には、該当帳票のチェックを外します。



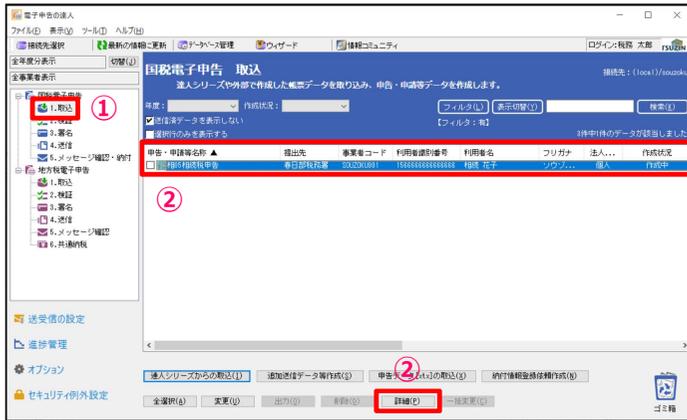
⑰ 取込結果が表示されるので、確認後、「閉じる」をクリック  
 ※ステータスの変更やコメントを入力したい場合には、それぞれにチェックを入れ、変更・入力をしてください（ステータス、コメントは申告書作成ソフト側に反映されます）

⑱ 申告・申請等データ表示領域に、申告書が取込まれます。

## 4. 「電子申告の達人」基本操作

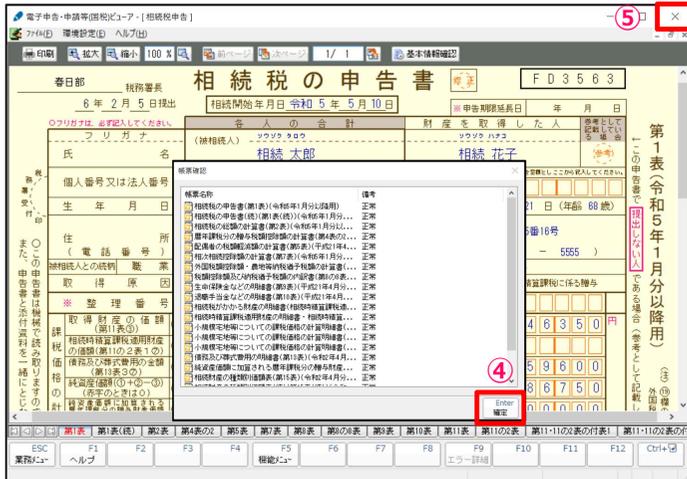
### (2) 申告データの参照

取込んだ申告データをプレビュー画面で確認します。



①「1.取込」を選択

②参照する申告データを選択し、「詳細」をクリック



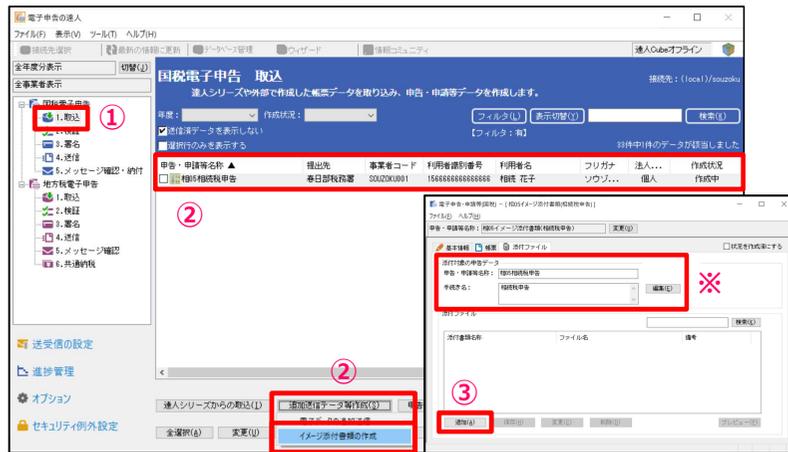
④「帳票確認」画面で「確定」をクリックするとプレビュー画面が表示されます。

⑤確認終了後、右上の「×」をクリック

## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### (3) 添付書類（イメージデータ）の取込（個別添付）

別途提出が必要な特定の添付書類は、イメージデータ（PDF）で提出することができます。  
作成済みの申告データから添付書類用の別データを作成し、申告書データと一緒に送信できます。



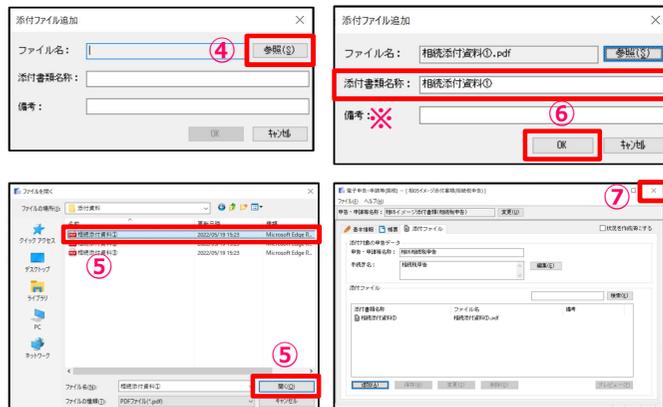
※1回の送信で最大136ファイルまで添付できます。  
1回あたり送信できるファイルのサイズは合計で最大14.0MBです。

①「1.取込」を選択

②添付書類を取込む申告データを選択し、「追加送信データ等作成」から「イメージ添付書類の作成」をクリック

③「追加」をクリック

※手続き名の内容は、「編集」ボタンで変更ができます。



④ファイル名の「参照」をクリック

⑤添付するファイルを選択し、「開く」をクリック

⑥「OK」をクリック

※「添付書類名称」は、ファイル名が自動で設定されますが、変更も可能です。

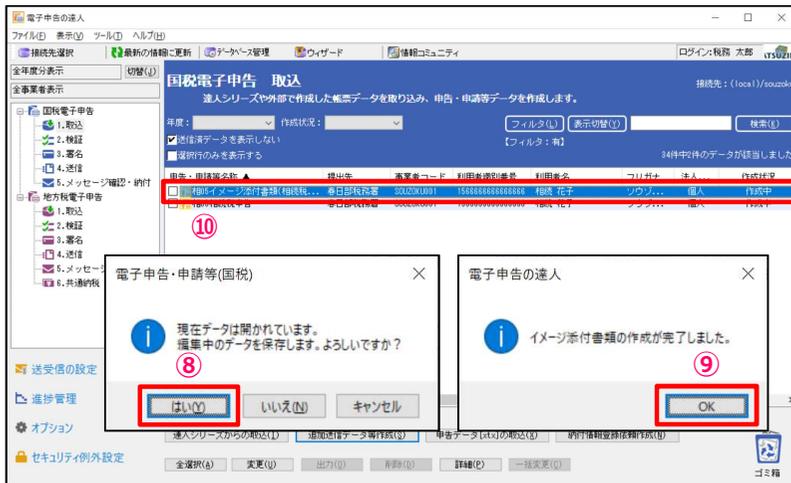
⑦「×」をクリック

※続けてファイルを取込む場合には、③～⑥の操作を繰り返します。

※ 添付データが14MBを超える場合は、申告データを送信後に追加で10回まで送信可能

## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### (3) 添付書類（イメージデータ）の取込（個別添付）



⑧「はい」をクリック

⑨「OK」をクリック

⑩申告・申請等データ表示領域に、イメージ添付書類データが作成されます。

※対象となる添付書類  
e-Taxホームページの「e-Taxをご利用になる場合の流れ」にある「添付書類のイメージデータによる提出について」に記載されています。

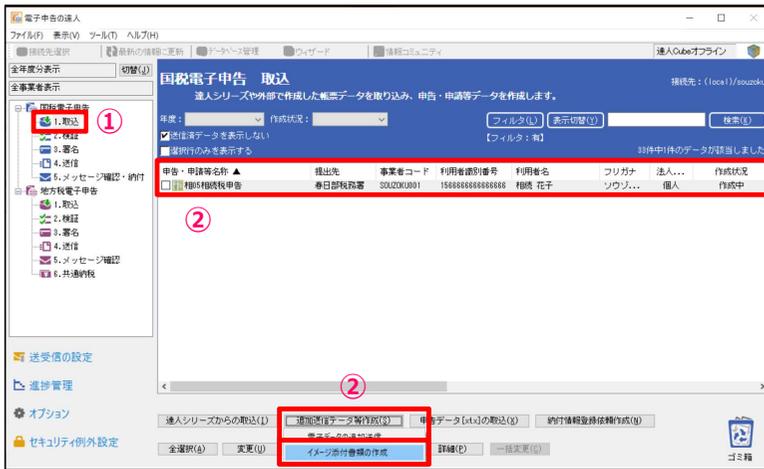
下記URL参照

<https://www.e-tax.nta.go.jp/imagedata/imagedata1.htm>

## 4. 「電子申告の達人」基本操作

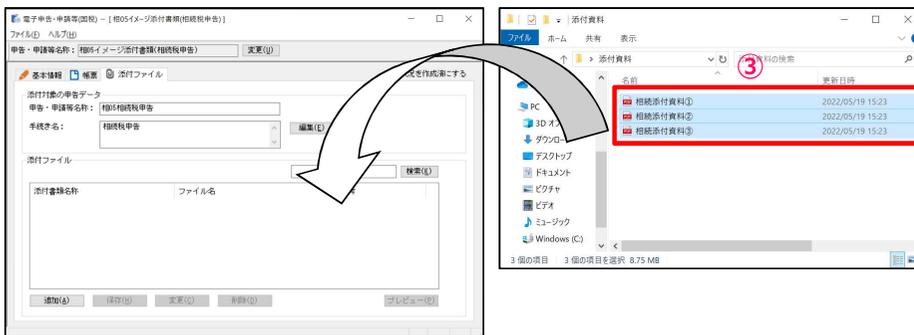
### (3) 添付書類（イメージデータ）の取込（一括添付）

添付したいファイルを複数選択し、添付ファイル表示欄にドラッグ＆ドロップすることで一括してファイルを添付することができます。



①「1.取込」を選択

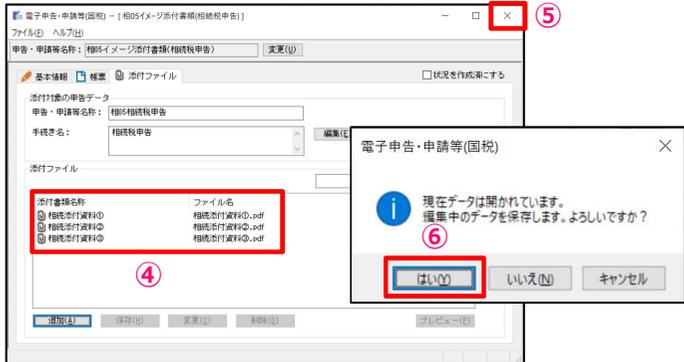
②添付書類を取込む申告データを選択し、「追加送信データ等作成」の「イメージ添付書類の作成」をクリック



③添付ファイルのフォルダを開き、添付するファイルを複数選択後、ドラッグ＆ドロップでファイルを添付

## 4. 「電子申告の達人」基本操作

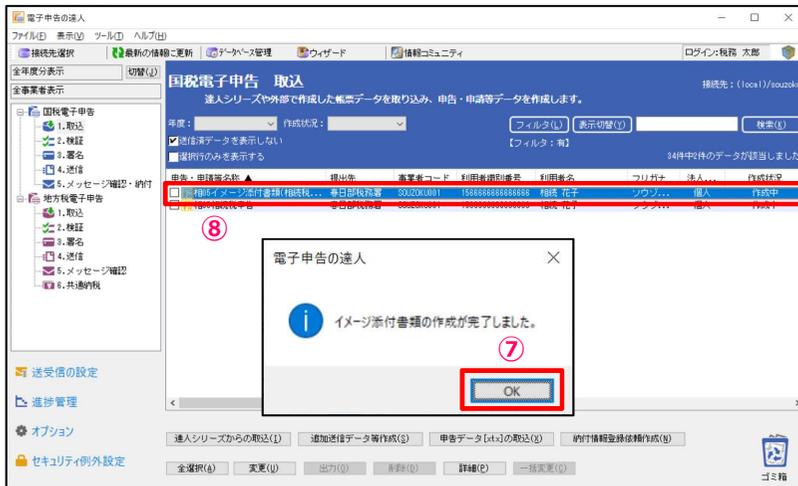
### (3) 添付書類（イメージデータ）の取込（一括添付）



④ファイルが添付されます。  
※添付書類名称には、ファイル名が自動で入ります。

⑤「×」をクリック

⑥「はい」をクリック

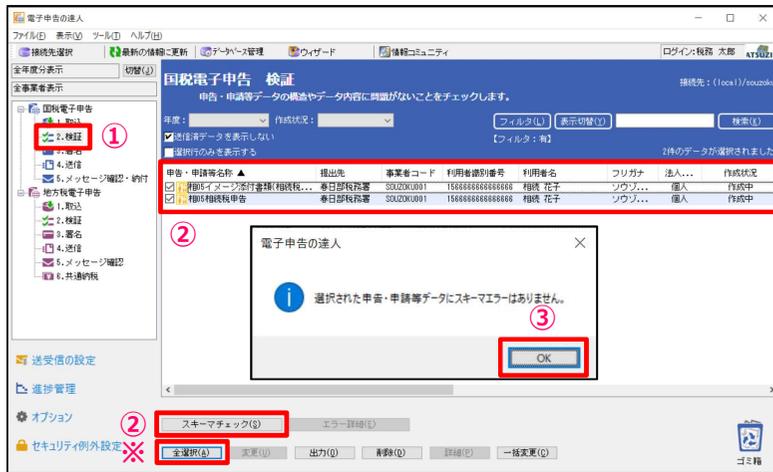


⑦「OK」をクリック

⑧申告・申請等データ表示領域に、イメージ添付書類データが作成されます。

## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### (5) 検証

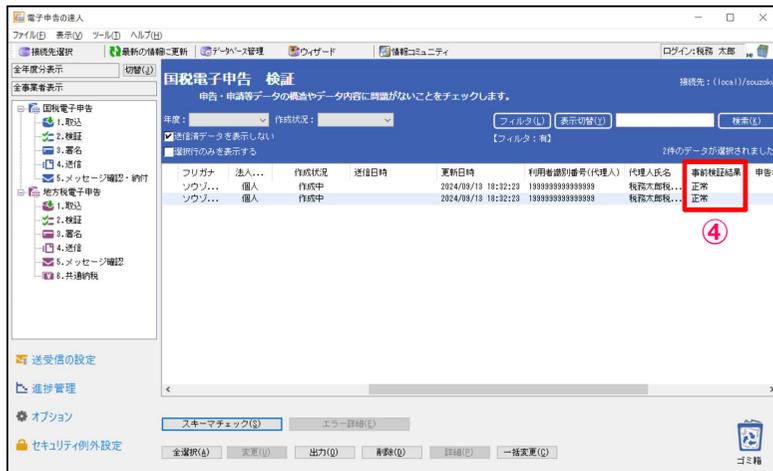


※検証（スキーマチェック）は電子申告データのファイル構造に問題がないかをチェックする機能であり、本来は送信時に自動で実施されますが、件数が多い時には非常に時間がかかります。この操作を事前に行うことで送信時には省略され、送信時間が短縮されます。

①「2.検証」を選択

②検証する申告・申請データにチェックを入れ、「スキーマチェック」をクリック  
※「全選択」をクリックすれば、全てのデータにチェックが入ります。

③「OK」をクリック

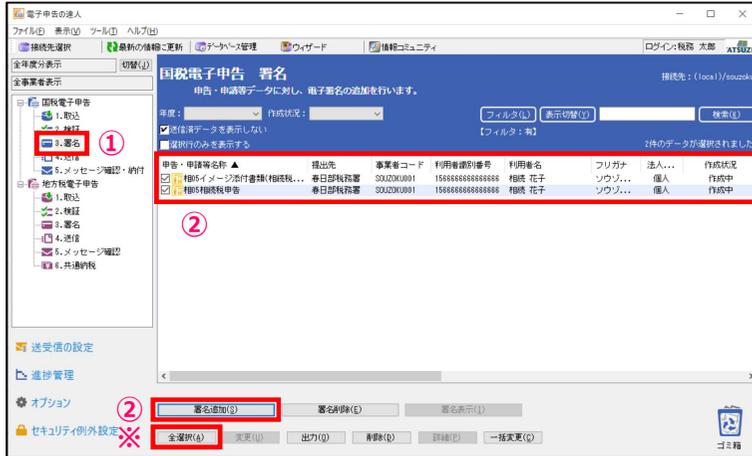


④事前検証結果の欄が「正常」になっていることを確認

## 4. 「電子申告の達人」基本操作

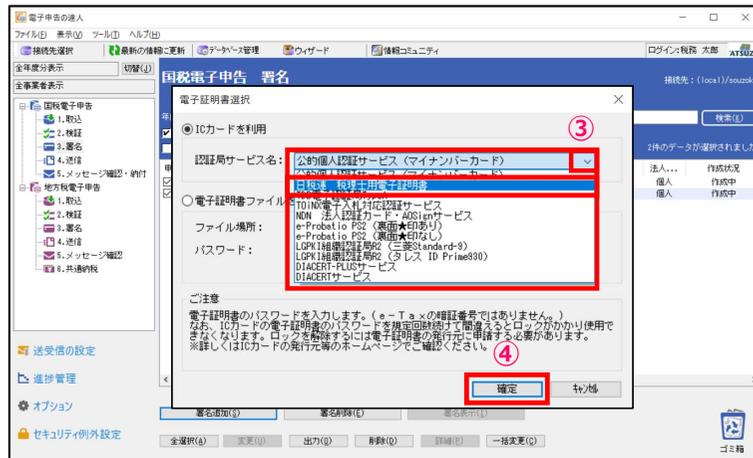
### (6) 署名

・ICカード形式の電子証明書を利用する場合



①「3.署名」を選択

②署名する申告データにチェックを入れ、「署名追加」をクリック  
※「全選択」をクリックすれば、全てのデータにチェックが入ります。

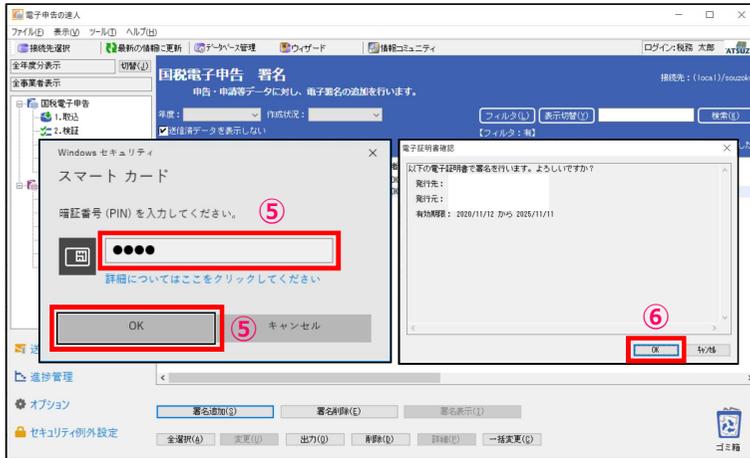


③「電子証明書選択」画面で「▼」をクリックし、「国税連 税理士用電子証明書」を選択

④「確定」をクリック

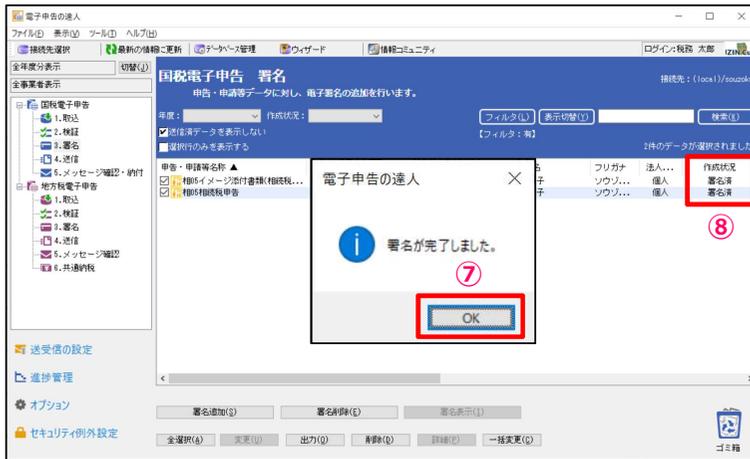
## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### (6) 署名



⑤暗証番号（PINコード）を入力し、「OK」をクリック

⑥「OK」をクリック



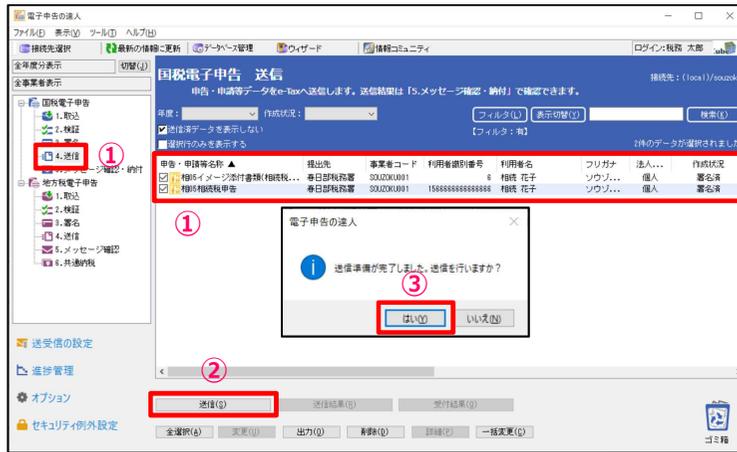
⑦「OK」をクリック

⑧作成状況が「署名済」になっていることを確認

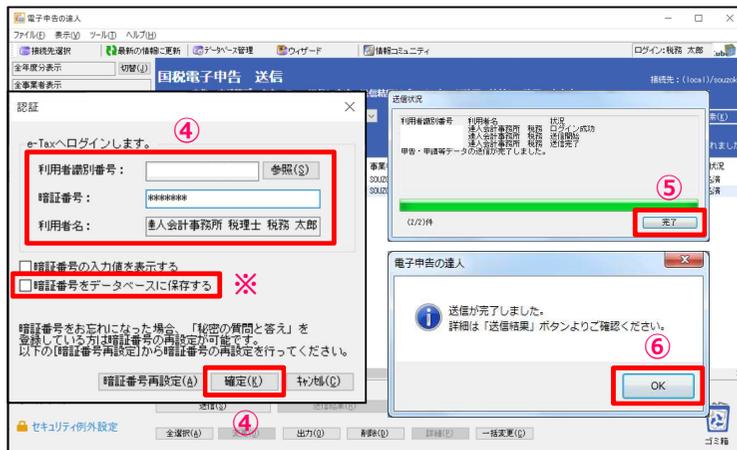
## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### (7) 送信

署名済の電子申告データをe-Taxに送信します。



- ①「4.送信」を選択し、送信対象の申告データにチェックが入っていることを確認
- ②「送信」をクリック
- ③「はい」をクリック



- ④「認証」画面が表示されるので、「利用者識別番号」と「利用者名」が代理送信する税理士のものであることを確認し、「暗証番号」を入力して、「確定」をクリック  
※「暗証番号をデータベースに保存する」にチェックを入れることで、次回の送信から暗証番号の入力が不要になります。  
※メッセージボックスに共通フォルダ以外のフォルダを作成している場合、「受信通知格納フォルダ選択」画面が表示されます。
- ⑤「完了」をクリック
- ⑥「OK」をクリック

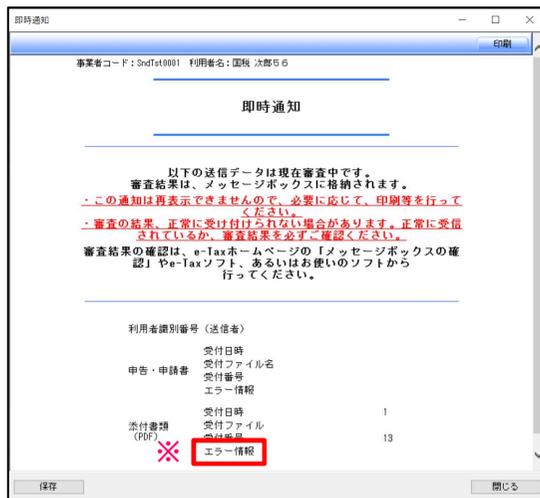
## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### (7) 送信



⑦「送信済データを表示しない」のチェックを外し、送信したデータにエラーがない場合には、作成状況が「送信済」となり、エラーがあった場合には「送信済（エラー）」と表示されます。

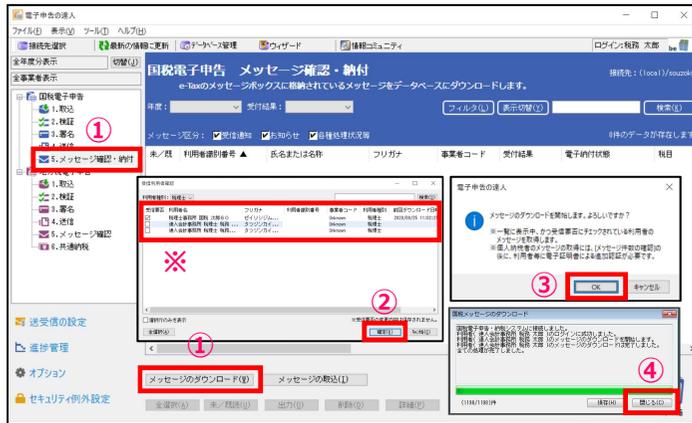
※作成状況が「送信済（エラー）」の場合には、「送信結果」をクリックし、「即時通知」のエラー情報にて、エラー内容を確認します。



## 4. 「電子申告の達人」基本操作

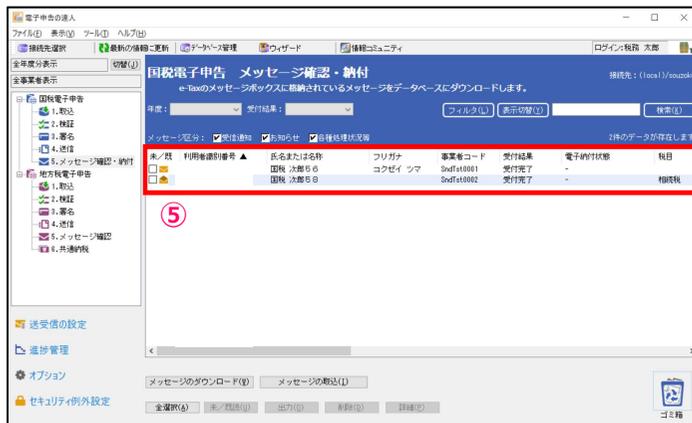
### (7) メッセージ確認

- ・メッセージのダウンロード



相続税の「受付結果（メール詳細）」は自動ではダウンロードできないため、以下の手順でダウンロードを行います。

- ①「5.メッセージ確認・納付」を選択し、「メッセージのダウンロード」をクリック
- ②「受信利用者確認」画面で、「確定」をクリック  
※必要に応じて、個別にダウンロードしたい利用者を選択することもできます。  
※パスワード付きのフォルダを作成している場合は、パスワード入力後にダウンロードします。
- ③「OK」をクリック
- ④メッセージのダウンロードが完了したら、「閉じる」をクリック

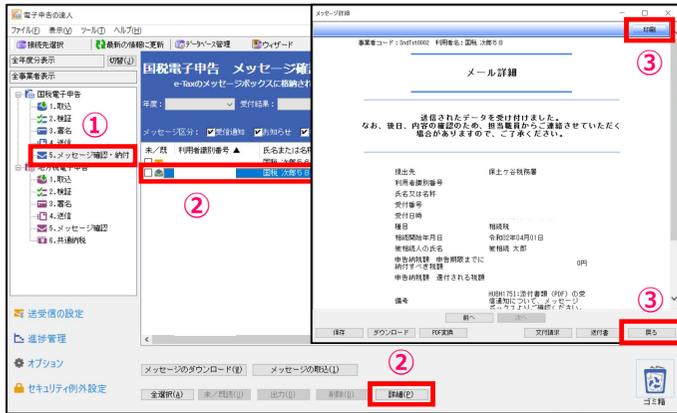


⑤送信した相続人分の受付結果がダウンロードされます。

## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### (7) メッセージ確認

・受付結果（メール詳細）の表示、印刷



- ①「5.メッセージ確認・納付」を選択
- ②受付結果（メール詳細）を表示するデータを選択し、「詳細」をクリック
- ③メール詳細が表示されます。  
メール詳細を印刷する場合には、右上の「印刷」をクリック  
確認終了後、「戻る」をクリック

※受付結果（メール詳細）は、「4.送信」の画面でも表示することができます。

・受付結果（メール詳細）の一括印刷



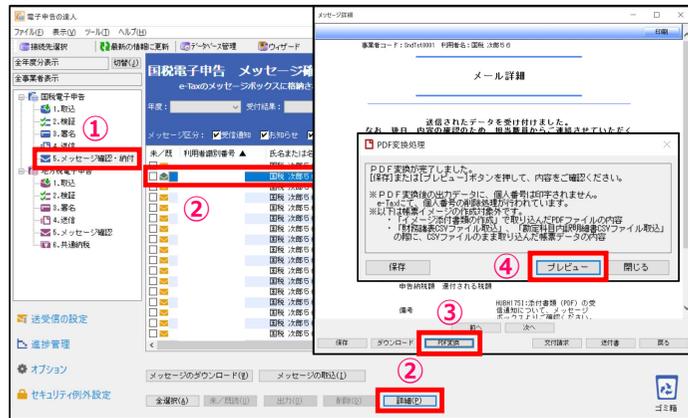
- ①「5.メッセージ確認・納付」を選択
- ②対象のデータにチェックを入れ、「出力」をクリック
- ③出力対象のメッセージ詳細と必要なものを選択  
出力方法は「印刷」を選択し、「OK」をクリック
- ④「印刷実行」をクリック
- ⑤「印刷」をクリック

## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### (7) メッセージ確認

受付結果に添付された実際の送信データを申告書の形式でPDFに出力することができます。  
また、「受付日時」や「受付番号」が付与されているので、顧問先に提出する申告書（控）として利用することもできます。

・申告データのプレビュー（PDF形式）



- ①「5.メッセージ確認・納付」を選択
- ②PDF変換するデータを選択し、「詳細」をクリック
- ③「メッセージ詳細」画面で、「PDF変換」をクリック
- ④「プレビュー」をクリック

- ・申告データが表示されます。
- ※全ての帳票に、「電子申告完了済」「受付日時」「受付番号」が付与されます。

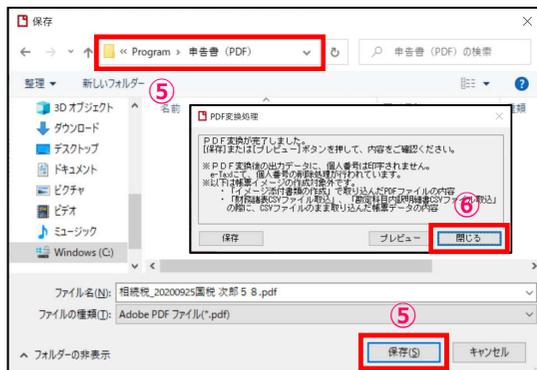
## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### (7) メッセージ確認

- ・申告データの保存（PDF形式）



- ①「5.メッセージ確認・納付」を選択
- ②PDF形式で保存するデータを選択し、「詳細」をクリック
- ③「メッセージ詳細」画面で、「PDF変換」をクリック
- ④「保存」をクリック



- ⑤保存先を指定して、「保存」をクリック
  - ⑥「閉じる」をクリック
- ※印刷をする場合には、保存したPDFを開いて印刷してください。

# 05.

新サービス

達人Cube「不動産評価」のご紹介

---

## 5. 新サービス 達人Cube「不動産評価」のご紹介

### 1. 達人Cube「不動産評価」とは

- 2億5000万件超の不動産データをもとに、AIがアパート、マンションの賃料・販売価格を査定
- 将来にわたっての賃料・販売価格の推移も予測
- 購入・活用した際の収益性を判断するシミュレーション（自己資金や銀行融資の金利など細かく設定が可能）



こんな方におすすめです！

顧問先から相続に関連して不動産の建築・売買の相談を受けている

不動産の情報は不動産業者に頼るしかなく、恣意的な査定に依存している気がする

顧問先から相談があった時、自分で不動産に関する情報を集めるのは手間がかかる

Point  
01

不動産業者に頼らずとも、AIが分析した客観的な根拠に基づいて顧問先と会話ができ、理解してもらいやすくなります。

Point  
02

スピーディに査定・シミュレーションができるため、顧問先からの相談に即お答えでき、コンサルティング業務の幅が広がります。

Point  
03

将来的なお金の流れを把握することで、顧問先が保有する資産の税金の試算に活かされます。

## 5. 新サービス 達人Cube「不動産評価」のご紹介

### 2. 達人Cube「不動産評価」の機能



#### AI査定

所在地、広さ構造などを入力することで、AIが賃料、空室率、価格などを査定。2億5000万件を超える不動産データから、AIが50年先までの査定を高精度で実現します。

収益物件、実需物件としてそれぞれ査定、比較が可能です。



#### 投資シミュレーション

物件のAI査定と組み合わせて、投資(賃貸活用)した際の利回り等をシミュレーション可能。IRR(全期間利回り)を用いた高度な収支計算ができます。自己資金、ローン金利、減価償却などの条件を柔軟かつ詳細に設定でき、複数の想定パターンでシミュレーションすることもできます。



#### 市場分析

指定した駅周辺の賃料相場や専有面積の分布など、物件に関する地域別の情報の他、ハザードマップ、周辺の病院、スーパーの分布など、物件周辺の住環境に影響する情報なども表示・出力が可能。

建築計画がある大型施設の情報なども収集されており、現在から近い将来にかけての周辺状況を把握、予測することで、物件の収益性予測に役立ちます。



#### 事例検索

簡単な物件の条件入力で、賃貸/売買事例を表示ができ、地図上へのマッピングが可能です。

同じ条件の物件をまとめて参照し、指定した地域での相場を知ることができます。

サンプル物件

## 中古1棟マンション

# リーウェイズマンション渋谷

# 27,000万円

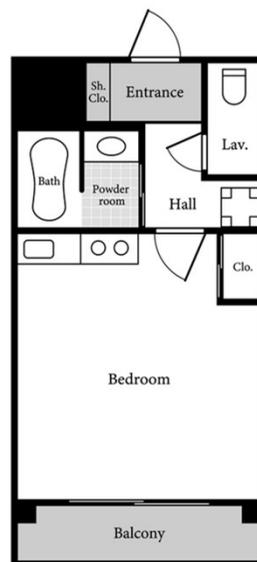
月額家賃収入

## 840,000円

表面利回り 約**3.73%**



### 新宿駅徒歩圏の 閑静な住宅 エリア



名称 リーウェイズマンション渋谷  
価格 27,000万円

所在 東京都渋谷区代々木2丁目  
小田急線『南新宿駅』徒歩3分  
権利 所有権

敷地面積 149.09㎡  
地目 宅地 地勢 平坦  
接面道路 公道 道路幅員 南側約3m (2項  
道路)

建物構造 鉄筋コンクリート造3階建  
築年月 平成14年2月築  
建物面積 218.04㎡ (延床面積)  
間取 全6戸(1~3F各2戸)  
その他 賃貸中(満室)

引渡:相談  
建蔽率/容積率 60%/300%(160%)  
用途地域 第二種中高層住居専用地域  
その他 検査済証有



## リーウェイズ株式会社

宅建免許番号 国土交通大臣 (2) 第9180号 (公社)  
全日本不動産協会会員 (公社) 不動産保証協会会員

〒530-0001 大阪市北区梅田1-3-1-400 大阪駅前第一ビル4階  
TEL 06-6136-7388 / FAX 06-6136-7389  
定休日: 水・日曜日 取引態様: 媒介

## 物件概要

### リーウェイズマンション渋谷 物件概要

物件ID	96785
物件名	リーウェイズマンション渋谷
所在地	東京都渋谷区代々木2
販売価格	27,000万円
最寄駅	小田急線 南新宿駅 徒歩3分
築年月	2002年2月(築22年)
建物構造	鉄筋コンクリート構造 (RC)
総階数	3階建
物件タイプ	一棟
総戸数	6戸
土地面積	149.09㎡
延床面積	218.04㎡
エレベーター有無	無

### 周辺地図



2024.09.17作成  
© 2017 LEEWAYS Inc.!

# 賃料

## リーウェイズマンション渋谷 査定結果：賃料（月額）

### 査定結果：賃料（月額）

	現在	5年後	10年後
上振れ	93.1 万円	90.4 万円	87.7 万円
査定値	86.2 万円	83.7 万円	81.2 万円
下振れ	79.3 万円	77.0 万円	74.7 万円

独自に収集した賃貸事例を立地ごとに分類し、専有面積、築年数、所在階、構造などの特徴量をもとに機械学習の手法を用いて現在および将来の賃料を算出します。

注記1：査定値は2億5000万件超の不動産データに基づくAI査定です。

上振れ、下振れは同等物件の内装や外観のグレード等による変動値です。

注記2：査定賃料は共益費を含みます。

※ この査定は不動産についての情報の正確性を保証するものではなく、不動産の推計価格（かかる推計価格は随時変更されることがあります）の通りの取引を成立させ、または賃料を得ることができることを保証するものでもありません。

※ 不動産の個別的要因、経済情勢の変動、地域環境の変化、自然災害等の突発的な要因などの将来変動予測は考慮されていません。推計する期間には建物の個別的要因（物理的減価や機能的減価、建物の利用可否などを含みます）は考慮されていません。

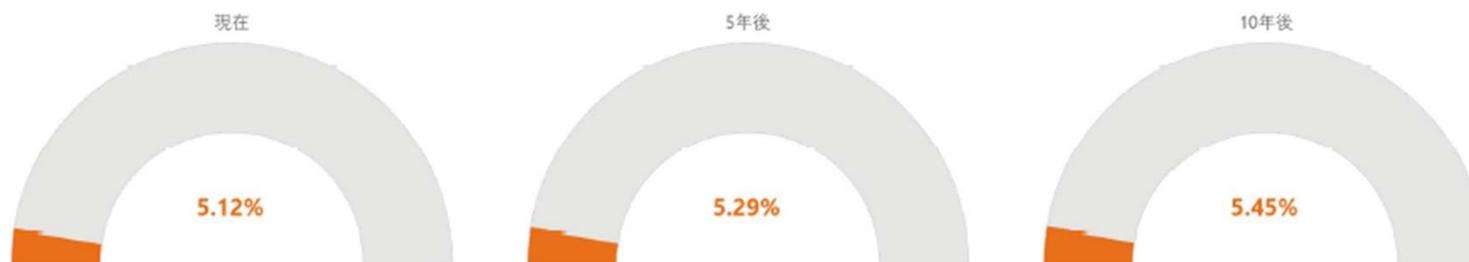


2024.09.17作成  
© 2017 LEEWAYS Inc.†

# 空室率

## リーウェイマンション渋谷 査定結果：空室率

### 査定結果：空室率



独自に収集した賃貸事例を立地ごとに分類し、専有面積、築年数、構造などの特徴量をもとに賃借人が退去する頻度と、次の賃借人が決まるまでの空室日数を推計します。両者の関係から空室率を算出します。

※ この査定は不動産についての情報の正確性を保証するものではなく、不動産の推計価格（かかる推計価格は随時変更されることがあります）の通りの取引を成立させ、または賃料を得ることができることを保証するものでもありません。  
※ 不動産の個別的要因、経済情勢の変動、地域環境の変化、自然災害等の突発的な要因などの将来変動予測は考慮されていません。  
推計する期間には建物の個別的要因（物理的減価や機能的減価、建物の利用可否などを含まず）は考慮されていません。



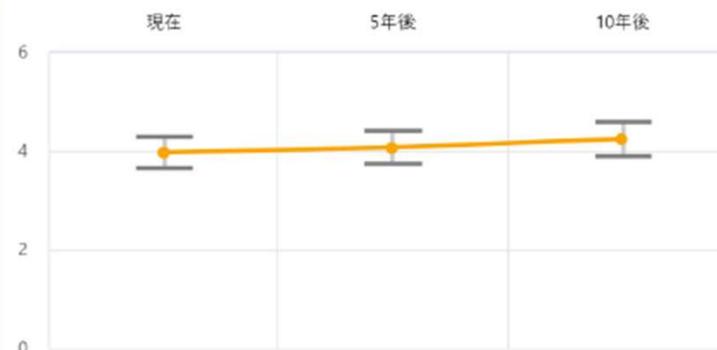
2024.09.17作成  
© 2017 LEEWAYS Inc.

## 表面利回り

### リーウェイズマンション渋谷 査定結果：表面利回り

#### 査定結果：表面利回り

	現在	5年後	10年後
過熱期	3.65%	3.74%	3.90%
査定値	3.97%	4.07%	4.24%
停滞期	4.29%	4.40%	4.58%



独自に収集した賃貸事例を立地ごとに分類し、専有面積、築年数、構造などの特徴量をもとに機械学習の手法を用いて現在および将来の表面利回りを算出します。

※ この査定は不動産についての情報の正確性を保証するものではなく、不動産の推計価格（かかる推計価格は随時変更されることがあります）の通りの取引を成立させ、または賃料を得ることができることを保証するものでもありません。

※ 不動産の個別的要因、経済情勢の変動、地域環境の変化、自然災害等の突発的な要因などの将来変動予測は考慮されていません。推計する期間には建物の個別的要因（物理的減価や機能的減価、建物の利用可否などを含みます）は考慮されていません。



2024.09.17作成  
© 2017 LEEWAYS Inc.

# 価格

## リーウェイズマンション渋谷 査定結果：価格

### 査定結果：価格

現在	5年後	10年後
上振れ 28,323 万円	上振れ 26,812 万円	上振れ 24,945 万円
査定値 26,057 万円	査定値 24,667 万円	査定値 22,950 万円
下振れ 24,127 万円	下振れ 22,839 万円	下振れ 21,250 万円

価格（上振れ） = 査定資料（査定値） × 12 ÷ 表面利回り（過熟期）

価格（査定値） = 査定資料（査定値） × 12 ÷ 表面利回り（査定値）

価格（下振れ） = 査定資料（査定値） × 12 ÷ 表面利回り（停滞期）

なお、査定表面利回りは少数3桁で切り捨て表示しています。その為、賃料を利回りで割り戻した値と査定価格との間に多少の乖離が生じます。

注記：査定値は2億5000万円超の不動産データに基づく AI 査定です。

上振れ、下振れは景気変動による利回り幅を反映した値です。

※ この査定は不動産についての情報の正確性を保証するものではなく、不動産の推計価格（かかる推計価格は随時変更されることがあります）の通りの取引を成立させ、または賃料を得ることができることを保証するものでもありません。

※ 不動産の個別的要因、経済情勢の変動、地域環境の変化、自然災害等の突発的な要因などの将来変動予測は考慮されていません。推計する期間には建物の個別的要因（物理的減価や機能的減価、建物の利用可否などを含みます）は考慮されていません。



2024.09.17作成  
© 2017 LEEWAYS Inc.†

## 推移（50年先まで査定）

リーウェイマンション渋谷 査定表【0年目～9年目】

	0年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
賃料（上振れ）	931,916	926,534	921,089	915,603	910,093	904,578	899,080	893,617	888,209	882,875
賃料（査定値）	<b>862,886</b>	<b>857,902</b>	<b>852,861</b>	<b>847,781</b>	<b>842,679</b>	<b>837,573</b>	<b>832,482</b>	<b>827,424</b>	<b>822,416</b>	<b>817,477</b>
賃料（下振れ）	793,856	789,270	784,633	779,959	775,265	770,568	765,884	761,231	756,623	752,079

空室率	5.12%	5.15%	5.18%	5.22%	5.25%	5.29%	5.32%
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

表面利回り（過熱期）	3.65%	3.66%	3.68%	3.70%	3.72%	3.74%	3.77%
表面利回り（査定値）	<b>3.97%</b>	<b>3.98%</b>	<b>4.00%</b>	<b>4.02%</b>	<b>4.04%</b>	<b>4.07%</b>	<b>4.10%</b>
表面利回り（停滞期）	4.29%	4.30%	4.32%	4.34%	4.37%	4.40%	4.43%

価格（上振れ）	283,238,876	280,728,437	277,921,482	274,858,264	271,578,534	268,121,642	264,526,069
価格（査定値）	<b>260,579,766</b>	<b>258,270,162</b>	<b>255,687,764</b>	<b>252,869,603</b>	<b>249,852,251</b>	<b>246,671,911</b>	<b>243,363,983</b>
価格（下振れ）	241,277,561	239,139,039	236,747,929	234,138,521	231,344,677	228,399,917	225,337,022

査定表面利回りは少数3桁で切り捨て表示しています。その為、賃料を利回りで割り戻した値と査定価格との間に多少の乖離が生じます。

- ※ この査定は不動産についての情報の正確性を保証するものではなく、不動産の推計価格（かかる推計価格は随時変更されることがあります）の適りの取引を成立させ、または賃料を得ることができるとを保証するものではありません。
- ※ 不動産の個別的要因、経済情勢の変動、地域環境の変化、自然災害等の突発的な要因などの将来変動予測は考慮されていません。推計する期間には建物の個別的要因（物理的減価や機能減価、建物の利用可否などを含みます）は考慮されていません。



リーウェイマンション渋谷 査定表【40年目～49年目】

	40年目	41年目	42年目	43年目	44年目	45年目	46年目	47年目	48年目	49年目
賃料（上振れ）	821,487	821,487	821,487	821,487	821,487	821,487	821,487	821,487	821,487	821,487
賃料（査定値）	<b>760,637</b>									
賃料（下振れ）	699,787	699,787	699,787	699,787	699,787	699,787	699,787	699,787	699,787	699,787

空室率	5.82%	5.82%	5.82%	5.83%	5.83%	5.83%	5.83%	5.83%	5.83%	5.83%
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

表面利回り（過熱期）	4.58%	4.59%	4.60%	4.60%	4.61%	4.62%	4.62%	4.62%	4.63%	4.63%
表面利回り（査定値）	<b>4.98%</b>	<b>4.99%</b>	<b>5.00%</b>	<b>5.01%</b>	<b>5.01%</b>	<b>5.02%</b>	<b>5.02%</b>	<b>5.03%</b>	<b>5.03%</b>	<b>5.03%</b>
表面利回り（停滞期）	5.38%	5.39%	5.40%	5.41%	5.41%	5.42%	5.42%	5.43%	5.43%	5.44%

価格（上振れ）	198,907,009	198,591,922	198,296,793	198,022,513	197,769,973	197,540,068	197,333,698	197,151,772	196,995,209	196,864,940
価格（査定値）	<b>182,994,448</b>	<b>182,704,568</b>	<b>182,433,050</b>	<b>182,180,712</b>	<b>181,948,375</b>	<b>181,736,862</b>	<b>181,547,002</b>	<b>181,379,631</b>	<b>181,235,593</b>	<b>181,115,745</b>
価格（下振れ）	169,439,304	169,170,897	168,919,491	168,685,845	168,470,718	168,274,872	168,099,076	167,944,102	167,810,734	167,699,764

査定表面利回りは少数3桁で切り捨て表示しています。その為、賃料を利回りで割り戻した値と査定価格との間に多少の乖離が生じます。

- ※ この査定は不動産についての情報の正確性を保証するものではなく、不動産の推計価格（かかる推計価格は随時変更されることがあります）の適りの取引を成立させ、または賃料を得ることができるとを保証するものではありません。
- ※ 不動産の個別的要因、経済情勢の変動、地域環境の変化、自然災害等の突発的な要因などの将来変動予測は考慮されていません。推計する期間には建物の個別的要因（物理的減価や機能減価、建物の利用可否などを含みます）は考慮されていません。



2024.09.17作成  
© 2017 LEEWAYS Inc.

## 部屋ごとの賃料、周辺事例

リーウェイズマンション渋谷 各部屋ごとの査定賃料【現在】

階	301		302	
	3階	1R	33.42 m <sup>2</sup>	1R
	154,892 円		136,334 円	
階	201		202	
	2階	1R	33.42 m <sup>2</sup>	1R
	153,812 円		136,573 円	
階	101		102	
	1階	1R	33.42 m <sup>2</sup>	1R
	148,453 円		132,820 円	

※ この査定は不動産についての情報の正確性を保証するものではなく、不動産の推計価格（かかる推計価格は随時変更される）の通りの取引を成立させ、または賃料を得ることができることを保証するものではありません。  
 ※ 不動産の個別的要因、経済情勢の変動、地域環境の変化、自然災害等の突発的な要因などの将来変動予測は考慮されていません。推計する期間には建物の個別的要因（物理的減価や機能的減価、建物の利用可否などを含みます）は考慮されていません。



リーウェイズマンション渋谷 周辺事例（賃貸事例：102号室）

No.	物件名	所在地	最寄駅	築年月	建物構造 間取り 専有面積	所在階 総階数	共益費込み 月額賃料 (うち共益費)	※ 30.07 m <sup>2</sup> 換 参考賃料	データ 取得日
<b>査定対象</b>	102	東京都渋谷区代々木2	小田急線南新宿駅から 徒歩3分	2002 / 02	RC 1R 30.07 m <sup>2</sup>	1階 3階建	<b>査定賃料</b> 132,820	---	---
01	パレステュディオ代々木	東京都渋谷区代々木2丁目20-13	都営新宿線新宿駅から 徒歩2分	2002 / 07	RC 1DK 28.92 m <sup>2</sup>	2階 7階建	137,000 (10,000)	142,448	2022 / 04
02	パレステュディオ代々木	東京都渋谷区代々木2丁目20-13	都営新宿線新宿駅から 徒歩2分	2002 / 07	RC 1DK 28.92 m <sup>2</sup>	2階 7階建	140,000 (6,000)	145,567	2022 / 04
03	エレナコート代々木	東京都渋谷区代々木2丁目	小田急線南新宿駅から 徒歩3分	2002 / 02	RC 1R 30.07 m <sup>2</sup>	2階 3階建	127,000 (4,000)	127,000	2022 / 03
04	ファミリー新宿グラン スイートタワー	東京都渋谷区代々木2丁目	京王線新宿駅から徒歩 2分	2002 / 02	SRC 1R 31.69 m <sup>2</sup>	2階 20階建	145,000 -	137,588	2023 / 08
05	ファミリー新宿グラン スイートタワー ファ ミール新宿グランス...	東京都渋谷区代々木2	京王線新宿駅から徒歩 2分	2002 / 02	SRC 1R 31.69 m <sup>2</sup>	2階 20階建	145,000 -	137,588	2023 / 12
06	ファミリー新宿グラン スイートタワー	東京都渋谷区代々木2丁目21-8	京王線新宿駅から徒歩 2分	2002 / 02	SRC 1R 31.69 m <sup>2</sup>	2階 20階建	145,000 (10,000)	137,588	2024 / 02
07	京王線 新宿駅 徒歩 2分	東京都渋谷区代々木2丁目	京王線新宿駅から徒歩 2分	2002 / 02	SRC 1R 27.03 m <sup>2</sup>	2階 20階建	130,000 (8,000)	144,621	2023 / 07
08	小田急小田原線 南新 宿駅 徒歩2分	東京都渋谷区代々木1丁目	小田急線南新宿駅から 徒歩2分	1999 / 04	RC 1K 30.27 m <sup>2</sup>	1階 4階建	124,000 (6,000)	123,181	2021 / 11



2024.09.17作成  
© 2017 LEEWAYS Inc.

## 5. 新サービス 達人Cube「不動産評価」のご紹介

### 3. 達人Cube「不動産評価」価格体系

【利用料】 **5,000円**（税抜）/月（利用回数5回※）

※利用回数は、利用期間中に毎月利用できる回数になります。最低利用回数は5回です。

5回を超える回数のご契約については、5回ごとに5,000円/月が加算されます。

利用しなかった利用回数分は、翌月に繰り越すことはできません。

**90日間無料でご利用できる体験版を提供しています！！**



# 06.

## その他

---

## 6. その他

### ■テレワーク商材のご紹介

#### (1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

- ✓ 達人シリーズをクラウド化
- ✓ 達人シリーズのアップデートや端末の入れ替えにかかる手間を大幅に軽減
- ✓ ローカルPCにインストールした場合と変わらない操作感

#### (2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

- ✓ デスクトップ環境をまるごとクラウド化
- ✓ 主要連動会計ソフト動作検証済み、お手持ちのインストーラ等からインストール可能
- ✓ クラウド上で会計・税務データを管理・運用できるため安心

#### (3) 遠隔制御ソフト「RemoteView」

- ✓ 安価なコスト・簡単なセットアップでお手軽に利用可能
- ✓ 高度なセキュリティ機能と利用履歴の確認、ファイル移動の制限など大切な情報を安全な状態で管理可能

#### (4) 達人Cube「クラウドストレージ」

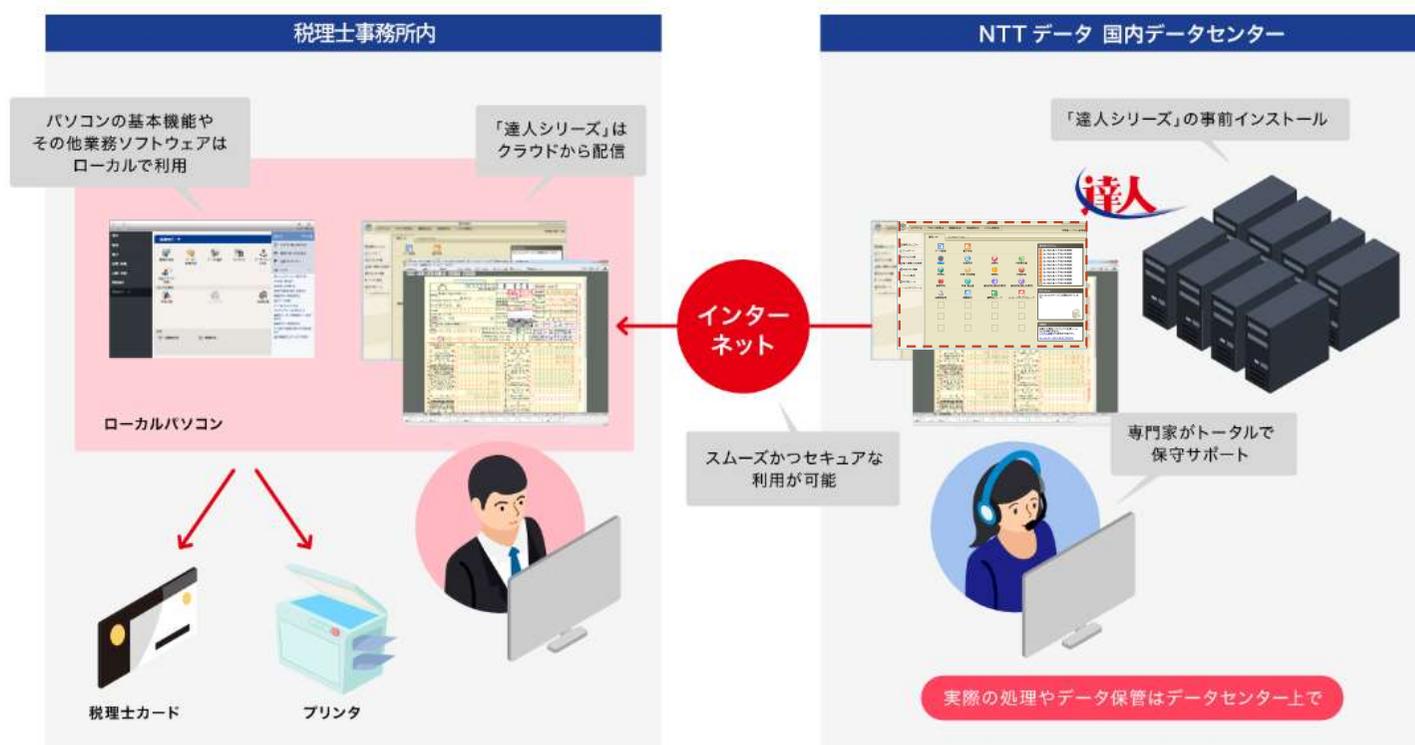
- ✓ インターネット経由で業務データをお手軽に保管
- ✓ 高度なセキュリティ機能により、大切な情報資産をセキュアに保全
- ✓ 万が一の災害時も、保管されたデータから即座に復旧できるため安心

## 6. その他

### (1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」とは、NTTデータのデータセンターで運用される仮想サーバーにインストールされた達人シリーズを、インターネットを介して事務所内のクライアント端末で利用できるサービスです。

達人シリーズのアップデートや端末の入れ替えにかかる手間を大幅に軽減するだけでなく、業務データをセキュアに保全できます。



## 6. その他

### (1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

#### 【導入メリット】

① 達人シリーズをまるごとクラウド化でき、管理の手間から開放されます。

- ✓ 達人シリーズのアップデート作業は、クラウド上のサーバー1台だけでOK
- ✓ 事務所内のコンピュータにアプリやデータが残らないため、パソコンの入れ替えもラクラク
- ✓ ご契約中の達人シリーズを事前にインストール

② 万全のセキュリティでお客様の情報資産をお守りします。

- ✓ NTTデータの国内最大級のデータセンターで、専門エンジニアが24時間365日システム監視
- ✓ VMとローカルコンピュータの間の通信経路は暗号化
- ✓ ID & PW認証とクライアント証明書でアクセス制御

③ クラウド環境での業務を、お手軽にはじめられます。

- ✓ 達人Cubeだから最短三ヶ月からご利用可能
- ✓ 事務所規模に合わせた4プランをご用意
- ✓ Webブラウザからサクサク起動、セットアップも簡単

## 6. その他

### (1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

#### ①VM本体

【価格は全て月額、消費税別】

グレード	CPU数	メモリ	システム領域 (Cドライブ) 容量	標準販売価格	推奨利用人数
プラン1	4vCPU	8GB	100GB	16,000円	10名
プラン2	8vCPU	16GB	200GB	20,000円	25名
プラン3	12vCPU	24GB	300GB	24,000円	40名
プラン4	16vCPU	32GB	400GB	30,000円	60名

※OSとインストール済みアプリが30GB程度を専有します。

#### ②クライアントアクセスライセンス

ライセンス数	標準販売価格
5CAL	13,500円
8CAL	21,600円
10CAL	27,000円

※**利用する人数分**のライセンス契約が必須です。

※10ライセンス以上は、5ライセンス追加ごとに13,500円/月が加算されます。

#### ③共有ファイル領域 (Sドライブ)

契約単位	標準販売価格
50GB	3,600円

※最低契約容量は50GB、上限は2TBです。

※容量を削減する場合、8,500円の作業手数料が必要です。

#### ④業務ソフト(オプション)

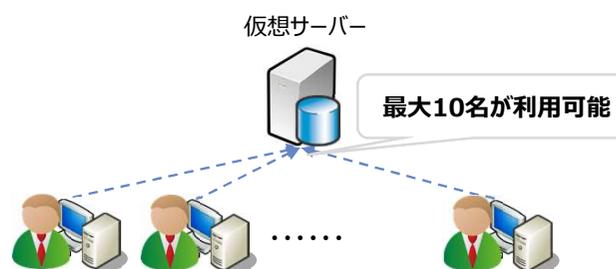
名称	標準販売価格
MS Office Standard 2019	1,200円

## 6. その他

### (1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

#### ■利用人数：10名

10名規模向けの仮想サーバー1台で運用



<構成>

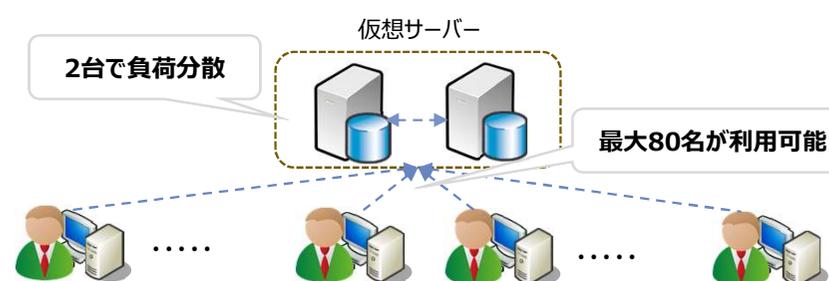
メニュー名	数量	金額
サーバ本体(プラン1)	1	16,000円
クライアントアクセスライセンス	10	27,000円
共有ファイル領域(Sドライブ)	50GB	3,600円

合計コスト(月額) **46,600円**

合計コスト(年額) **559,200円**

#### ■利用人数：80名

40名規模向けの仮想サーバー2台で運用



<構成>

メニュー名	数量	金額
サーバ本体(プラン3)	2	48,000円
クライアントアクセスライセンス	80	216,000円
共有ファイル領域(Sドライブ)	200GB	14,400円

合計コスト(月額) **278,400円**

合計コスト(年額) **3,340,800円**

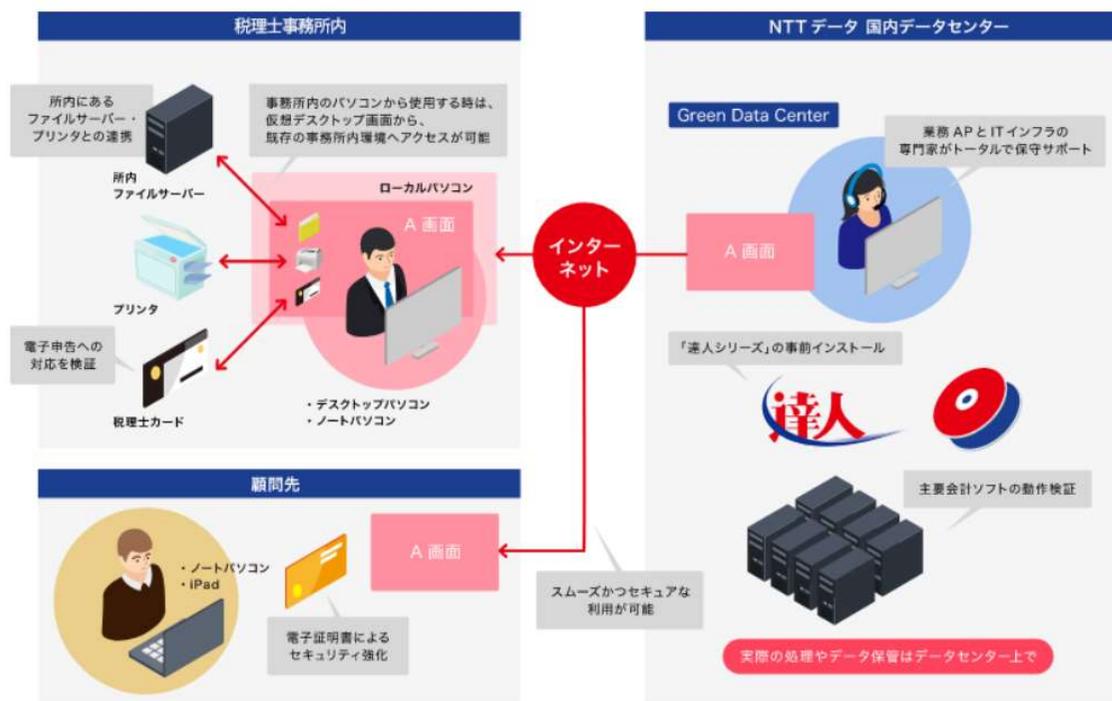
## 6. その他

### (2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

達人Cube「クラウドデスクトップ」は、税理士事務所の業務をセキュアかつ便利に推進するために開発されたデスクトップサービスです。

NTTデータのデータセンターで運用される仮想コンピュータ（VM：Virtual Machine）に対し、事務所内はもちろん、外出先からもアクセス可能で、いつものデスクトップ環境で業務を行う事が出来ます。

達人シリーズだけでなく主要会計ソフトや電子証明書についても動作確認済みのため、**税理士事務所の業務環境をまるごとクラウド化**できます。



## 6. その他

### (2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

#### 【導入メリット】

①業務をまるごとクラウド化でき、システム管理の手間から開放されます。

- ✓ 達人シリーズや第五世代電子証明書を事前にインストール
- ✓ 主要連動会計ソフト動作検証済み、お手持ちのインストーラ等からインストール可能
- ✓ 全ての処理はクラウド側で実行されるため、事務所内PCは低スペックでOK

②万全のセキュリティでお客様の情報資産をお守りします。

- ✓ NTTデータの国内最大級のデータセンターで、専門エンジニアが24時間365日システム監視
- ✓ VMとローカルコンピュータの間の通信経路は暗号化
- ✓ ID&PW認証とクライアント証明書でアクセス制御

③総クラウド環境での業務を、お手軽にはじめられます。

- ✓ 達人Cubeだから最短三ヶ月からご利用可能
- ✓ 用途に合わせた2グレード（SSD採用により、サクサク作業）
- ✓ ローカルPCからのデータ移行も、エクスプローラーでラクラク

## 6. その他

### (2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

#### ①VM本体

【価格は全て月額、消費税別】

グレード	CPU数	メモリ	システム領域 (Cドライブ) 容量	標準販売価格
スタンダード	4vCPU	8GB	100GB	12,500円
プロフェッショナル	8vCPU	16GB	200GB	15,000円

※OSとインストール済みアプリが30GB程度を専有します。

#### ②VM単位オプション

名称	契約単位	標準販売価格
個人ファイル領域(Hドライブ)	20GB ※上限2TB	1,400円
MS Office Standard 2019	—	1,200円

#### ③事務所単位オプション

名称	契約単位	標準販売価格
共有ファイル領域(Sドライブ)	50GB ※上限2TB	3,600円
共有ファイル領域 アクセスライセンス	VM数 ※共有ファイル領域をご契約頂く場合、全VM台数分必要	300円

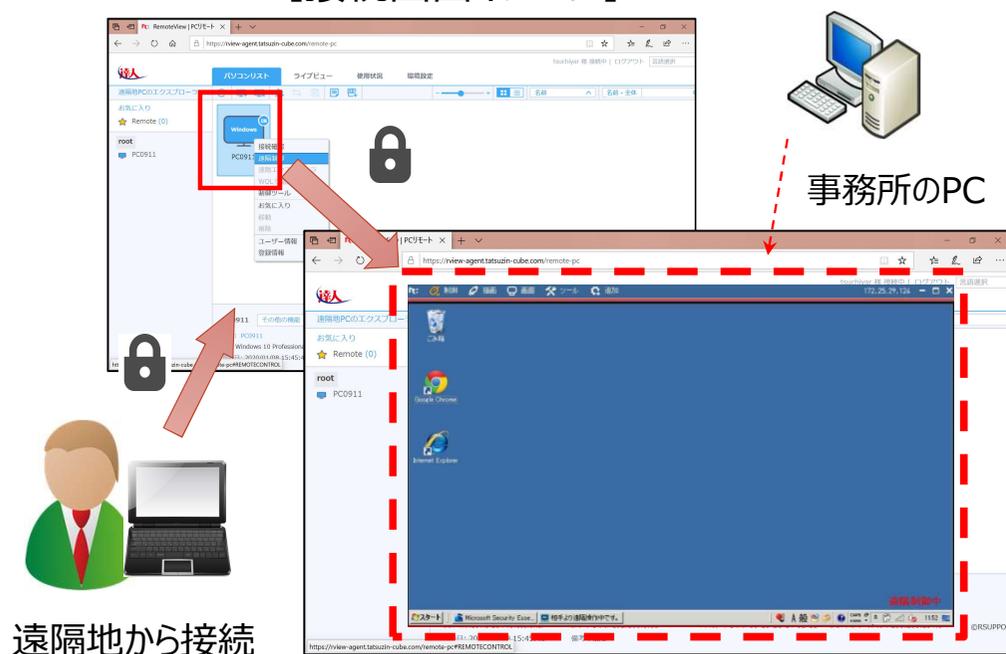
※Hドライブ、Sドライブの容量を削減する場合、8,500円の作業手数料が必要です。

## 6. その他

### (3) 遠隔制御ソフト「RemoteView」

「RemoteView」は、自宅や移動先からオフィスのPCに接続できるサービスであり、テレワークにもご活用いただけます。暗号化によってセキュアに接続できるだけでなく、利用履歴も管理できるため、管理者の方も安心して導入いただけます。

【接続画面イメージ】



【RemoteViewの特徴】

#### ① 快適な操作性

あたかもオフィスにいるかのように、PCを操作できます。

#### ② 万全の安全性

暗号化通信だけでなく、利用履歴の確認、ファイル移動の制限など大切な情報を安全な状態で管理することができます。

#### ③ 簡単なセットアップ

インターネット環境があれば、ブラウザから簡単に接続できます。

#### ④ 安価なコスト

1ライセンスあたり11,800円/年でご利用いただけます。

## 6. その他

### (4) 達人Cube「クラウドストレージ」

達人Cube「クラウドストレージ」は、ログインIDやパスワードによる認証に加えて、インターネット回線による認証や端末認証など、より高度なセキュリティを実現したストレージサービスです。

#### 【特徴】

- ・NTTグループが運営する国内最大級のデータセンター（お客様の保管領域）に、インターネット経由でお手軽に保管
- ・万が一大規模な災害が起きた場合でも大切な情報資産をデータセンターに保管したデータを使って復旧。スムーズに業務を再開
- ・達人シリーズのデータだけでなく、ExcelやWordなどの業務データにも対応

#### 【利用料】

- ・10GB：500円/月～（消費税別）※最大5TBまで

#### ◆「クラウドストレージ」はここが違います！

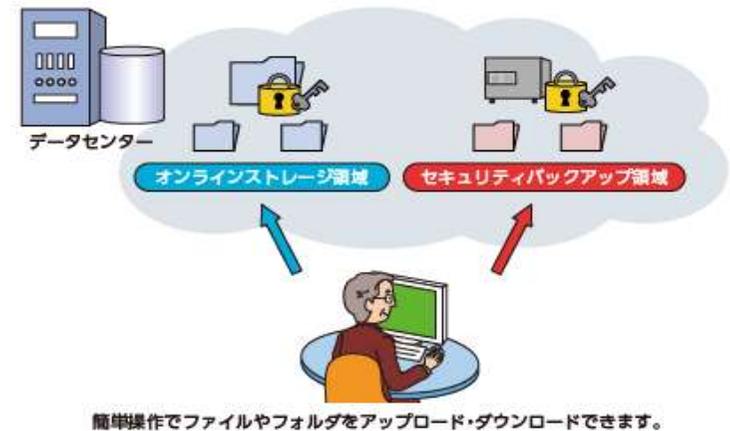
POINT 1：信頼のデータセンターによる安心バックアップ  
データセンターへのアップロード・ダウンロードを行う際は、TSL通信により暗号化されています。  
アップロード時には、ウイルスチェックを行うので、常にセキュアな環境でご利用いただけます。

POINT 2：容量プランの充実ラインナップ  
お手頃な10GBから大容量の5TBまで、充実のラインナップを安価でご提供します。

POINT 3：簡単操作で安心アップロード・ダウンロード

POINT 4：端末認証と回線認証による高セキュリティを実現

#### 【システムイメージ図】



**NTT Data**